

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成21年3月12日（木）

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

目 次

(本体資料)

1	平成21年4月の障害福祉サービス報酬改定について	1
2	利用者負担の軽減措置について	2
3	障害者の就労支援の推進等について	2
4	障害者の地域生活への移行について	7
5	相談支援体制の充実について	11
6	サービス管理責任者について	13
7	訪問系サービスについて	14
8	障害児の療育支援等について	18
9	精神障害者社会復帰施設等について	20
10	障害福祉関係施設の整備等について	21
11	障害者(児)福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について	23
12	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業について	28

目 次

(関連資料)

1	障害福祉サービスの費用の算定等に関する関係告示の制定及び一部改正(案)の概要	31
2	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案の概要	40
3	利用者負担の軽減措置について(案)	43
4	障害者を多数雇用する事業所、障害福祉施設等に対する官公需の発注等の配慮について(通知)他	44
5	「施設外就労」への支援策	97
6	平成19年度工賃(賃金)公表状況 事業所(施設)ごとに公表している都道府県一覧	98
7	障害者就業・生活支援センター一覧	99
8	施設入所者の地域生活への移行に関する状況について	106
9	グループホーム・ケアホームの体験入居	109
10	福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行について	110
11	宿泊型自立訓練への移行イメージ(例)	111
12	サービス利用計画作成費について	112
13	サービス管理責任者の経過措置	114
14	平成21年度国庫負担基準(案)について	115
15	国庫負担基準に係る運用等について	117
16	指定行動援護事業所におけるサービス提供責任者の資格要件にかかる経過措置の延長について	119
17	平成21年度障害児施設措置費の保護単価(案)	120
18	「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」 新旧対照表(案)	121
19	地域新エネルギー等導入促進対策費補助金の概要	126
20	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業について	127

(その他資料)

○	介護事業者への労働基準関係法令の周知徹底等について	131
---	---------------------------	-----

< 本体資料 >

1 平成21年4月の障害福祉サービス報酬改定について

(1) 平成21年4月の障害福祉サービス報酬改定について

平成21年4月の障害福祉サービス費用（いわゆる報酬）の額の改定については、プラス5.1%の改定を行うこととし、新体系事業、旧法施設及び障害児施設について、①良質な人材の確保、②サービス提供事業者の経営基盤の安定、③サービスの質の向上、④地域生活の基盤の充実、⑤中山間地域等への配慮、⑥新体系への移行の6つの視点に立った改定を行うこととしている。

(2) 報酬告示及び関係省令・告示の改正について

現在、パブリックコメントを実施中である。省令・告示については、パブリックコメントを終了後、可能なものから順次公布することとしている。

(関連資料1(31頁)及び関連資料2(40頁))

(3) 各都道府県からお寄せいただいたご質問について

本日の会議資料として、一部Q&Aをお示ししたところであるが、関係通知等についても検討を進め、可能な限り早急に情報提供・発出等を行う予定であるので、管内市町村及び事業所等への情報提供方よろしく願いたい。

(参 考) 平成21年4月の障害福祉サービス報酬改定に係る今後の予定

平成21年 2月20日～3月21日 3月中旬 3月下旬	パブリックコメント Q&A等による情報提供を順次行う 改正省令・告示の公布 解釈通知等の発出
4月1日	報酬改定
4月以降	障害福祉サービス報酬改定影響検証事業

(4) 加算の届出時期について

通常、4月から加算の算定を開始する場合は3月15日までに都道府県へ届出を行うこととなるが、平成21年度に報酬改定を実施することを踏まえ、4月中に届けられた新規加算については4月からの算定が可能な取扱いとする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各

都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

(5) 障害福祉サービス報酬改定影響検証事業について

今回の障害福祉サービス報酬改定の効果を検証するために、障害福祉サービス施設・事業所に対し、報酬改定が現場にどのような影響を及ぼしていくかを把握する調査を秋以降に行う予定である。

2 利用者負担の軽減措置について

現在、特別対策や緊急措置により実施している利用者負担の軽減措置については、平成21年4月以降も継続して実施することとした。(現在、関係政省令についてパブリックコメント中)

また、平成21年7月より、軽減措置を適用するために設けている「資産要件」の廃止や、「心身障害者扶養共済給付金」の収入認定からの除外により更に負担軽減を図ることを予定しているので、準備方よろしくお願ひしたい。(関連資料3(43頁))

3 障害者の就労支援の推進等について

障害者自立支援法においては、障害者がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うこととしており、この実現のための大きな柱の一つとして、就労に向けた支援施策を自立支援法の中に規定し、就労に必要な知識能力の向上のために必要な訓練等を行う就労移行支援事業、就労継続支援事業を創設したほか、障害者就業・生活支援センターの拡充を進めてきたところである。

昨年12月に社会保障審議会障害者部会において報告書が取りまとめられ、就労支援に関する「基本的考え方」として、①一般就労への移行支援の強化、②就労継続支援の在り方、③障害者雇用施策等との連携強化等という観点から就労支援の充実を図るべきとされたことや、国としてもこれらの意見等を踏まえ、報酬改定や特別対策事業においても就労支援の促進に向けてより一層取り組んでいることから、都道府県におかれても、これらの考え方を踏まえ、管内各事業所に対し、障害者の就労支援について、周知や一層のご指導をお願ひしたい。

(1) 障害者の一般就労への移行促進について

- ① 一般就労への移行に対する報酬上の評価及び企業等の理解の在り方等について

障害者の一般就労への移行については、社会保障審議会障害者部会の報告書を踏まえ、取組をさらに促進するために、就労移行支援事業において、一般就労への移行・定着の実績をきめ細かく評価に反映するなど、報酬上の見直しを行ったところである。

また、一般就労への移行を進めていくためには、企業等の理解が重要となることから、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業において、①障害者の雇用を検討する企業に対し、職務内容の提案等を実施した場合に助成（「障害者一般就労・職場定着促進支援事業」）することとしたほか、②企業側の理解促進と併せ、障害者本人の一般就労の可能性を最大限に引き出すことができるよう、障害者の職場実習を受け入れる企業への助成を引き続き行うとともに、③職場見学を実施する場合の助成を新たに追加（「職場実習・職場見学促進事業」（職場見学事業は新規事業））することとしているので、積極的な実施及び管内市町村、事業所等に対する周知をお願いしたい。

② 就労支援ノウハウを持った者の配置等について

就労支援を担当する職員について、一般就労への移行支援のノウハウを有する者の配置を促進するため、高齢・障害者雇用支援機構において行う就労移行支援事業における就労支援員向けの研修（平成21年度中に開始予定、内容等については、後日通知）や職場適応援助者養成研修を修了した者を就労支援員として配置している場合における報酬上の加算を設けるなどの評価を行うこととしている。

また、第1号職場適応援助者（ジョブコーチ）について、「就労移行支援事業、就労継続支援事業A型、B型における留意事項について」（平成20年3月28日障障発第0328002号本職通知）の改正により、非常勤の就労支援員等については、就労支援員等としての勤務を要しない日において、第1号職場適応援助者（ジョブコーチ）としての活動を認めることとしているので、（詳細については、後日発出予定。）都道府県におかれては、留意の上、積極的な実施をお願いしたい。

（2）就労継続支援事業の在り方について

① 就労継続支援A型の充実について

社会保障審議会障害者部会の報告書を踏まえ、就労継続支援B型事業所等から雇用契約に基づく就労の機会を提供する場である就労継続支援A型事業所への移行を促すため、特別対策事業において、「就労継続支援A型への移行助成事業」を新たに実施することとしているので、活用により、移行を促していただくよう、お願いしたい。

② 就労継続支援B型の新規利用について

特別支援学校卒業者等、未就労障害者の就労継続支援B型の新規利用に

あたっては、社会保障審議会障害者部会において、本人の能力・適性について短期間のアセスメントを経ることが必要とされ、そのアセスメントのために、就労移行支援事業を短期間利用することを明確化することとされたところである。

これについては、文部科学省と協議し、特別支援学校に在学中の生徒が当該学校の教育活動として行われる現場実習において、短期間のアセスメントとして、就労移行支援事業を利用し、卒業と同時に適切なサービスを利用できるようにすることとしている（別途通知）。

また、特別対策事業における、「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」により、特別支援学校との連携によるアセスメント実施に向けた体制作りを行っていただくよう、お願いしたい。

③ 工賃引き上げの推進について

本事業では、平成19年度に各都道府県において「工賃倍増5か年計画」を策定し、平成20年度においては、この計画をもとに、事業の実施に取り組んでいただいたところである。

平成21年度は、事業本格実施の2年目にあたり、平成21年度予算案において、以前より実施している経営コンサルタントの導入、事業所職員の普及啓発、セミナーの開催等に加え、福祉施設で働く利用者の一般就労への移行を促進するため、新たに施設職員の能力向上に向けた研修を事業に追加したところである。

特に、昨今の経済事情の中、不況業種からの転換に関する専門家による相談など、経済状況に即応した具体的な取組を積極的に展開する必要があることから、各都道府県におかれては、本事業の積極的な実施により、管内事業所の工賃引き上げ等について、引き続き取組をお願いしたい。

さらに、就労継続支援B型については、目標工賃達成加算において、「前々年度の平均工賃額を超えていること」の要件を廃止したほか、特別対策事業において、高い目標工賃を掲げ、かつ達成した事業所に対する助成事業を設け、工賃引き上げに積極的に取り組む事業所に対し、評価することとしている。

また、国や地方自治体、企業等からの仕事の受注や分配等を円滑に行い、障害者の仕事の場の拡大を図るため、各都道府県ごとに共同受注窓口の設置・運営を可能とするため、「工賃倍増5か年計画支援事業」における実施要綱の改正を行うこととしている。（通知改正作業中であり、後日周知予定。）

これらの活用により、各都道府県において工賃引き上げの取組をさらに進めるとともに、管内市町村、関係団体及び事業所においても周知等を行い、取組の促進をお願いしたい。

④ 障害者の就労支援施設等に対する官公需等の発注促進について

昨今の厳しい経済情勢の中、就労系事業にも深刻な影響を及ぼしていることから、企業・経済団体と合わせ、国や地方公共団体に対して官公需を積極的に進めるため、2月10日付で職業安定局と連名のもと、官公需の発注等について、特段の配慮を行うよう、各都道府県等宛に通知を発出し、発注促進を促したところである。

国においても各中央省庁の会計担当者を集め、福祉施設受注担当者会議を2月25日に開催し、官公需等についての共通認識を高めるとともに、発注促進に向けてより一層の取組を促したところである。さらに、今般、各省庁官房長等宛に、内閣府、職業安定局及び社会・援護局の局長等連名による通知を発出することとしている。

各都道府県におかれても、庁内各部局への働きかけや、事業者団体との連携等のもと、都道府県自身における官公需への発注等の取組をさらに促進する一方で、管内市町村についても、伝達会議等において、積極的な取組を行うようお願いするとともに、その後の状況把握やフォローアップについて、特段の御配慮をお願いしたい。(関連資料4(44頁))

⑤ 施設外就労・施設外支援の積極的な取組について

就労移行支援事業、就労継続支援事業において、事業所以外での場所での活動(施設外就労・施設外支援)については、一般就労への移行や工賃(賃金)の引き上げを図ることや、職場実習や求職活動を実施する上で、非常に有効であることから、平成21年度においては、報酬改定において、ユニット単位で施設外就労を実施した場合の加算を創設(施設外就労加算(20年度まで基金事業で一部実施)するとともに、利用者数の合計数の上限を利用定員の70%以下にすることとしている。また、基金事業においても施設外就労、施設外支援を利用し、一般就労に移行した場合の助成を引き続き実施(施設外就労等による一般就労移行助成事業)することとしているので、各都道府県におかれては、より一層の取組をお願いしたい。(関連資料5(97頁))

⑥ 工賃(賃金)の実績報告について

平成19年度と同様、20年度についても工賃(賃金)の実績を調査し、昨年10月の社会保障審議会障害者部会において、調査結果の一部を公表したところである。

平成21年度においても、本年度と同様に工賃(賃金)の実績調査を行うこととしているが、工賃(賃金)実績は、利用者が事業所を選ぶ基準ともなり得るものであることから、事業所ごとに公表することが重要と考えている。

このため、来年度の調査へのご協力をお願いするとともに、その公表にあたっては、昨年度同様、各事業所に公表の趣旨を理解していただき、事業所ごとの工賃(賃金)実績を公表していただくようお願いしたい。

本調査概要等については、以下のとおりであるが、詳細については追って通知することとしている。

ア 対象事業所及び施設

就労継続支援事業所（A型、B型）並びに身体・知的・精神障害者それぞれの入所・通所授産施設、小規模通所授産施設及び福祉工場

イ 対象期間

平成20年度（平成20年4月～平成21年3月）

ウ 報告方法

本年度、各都道府県ごとに報告された実績について、対象事業所及び施設ごとに一覧表にとりまとめた様式を送付するので、当該様式を加筆修正の上、報告。

エ 提出期限

平成21年5月29日（金）

（関連資料6（98頁））

（3）障害者雇用施策等との連携について

① 障害者就業・生活支援センター事業について

本事業は、平成21年度予算案において、新規増分として60か所とし、全国265か所で実施することとしているところであり、選定作業実施の上、新規センターが選定される都道府県に対しては労働部局を通じ、連絡することとなっている。

しかしながら、現時点で推薦いただいている法人数では、新規増分60か所に満たないため、新規センターの設置にかかる予算はまだ十分に確保されているところであり、平成21年度においては、年度途中であっても新規センターの設置を進めることとしている。このため、各都道府県におかれては、労働部局及び各都道府県労働局と連携を図り、来年度の設置可能性について再度検証いただき、設置基準を満たすと思われる法人がある場合には、積極的に推薦いただくようお願いしたい。

また、障害者就業・生活支援センター事業については、「成長力底上げ戦略」の「福祉から雇用へ」推進5か年計画や、「重点施策実施5か年計画」において、平成23年度までにセンターを全障害保健福祉圏域に設置するよう、取組を進めているところであるが、設置について、更なる促進を図るため、生活支援部分について、平成21年度より、地域生活支援事業費補助金から移替し、単独の補助事業（（目）障害程度区分認定等事業費補助金（障害者就業・生活支援センター事業費））として実施することとした上で、事業費ベースで、1か所あたり5,290千円とし、国庫補助額はその1/2としたところであるので、設置の促進と、センター職員として良質な人材確保や事業の質の向上のため、必要額の確保をお願いしたい。

また、生活支援部分における実施要綱についても、業務をより詳細に

定めることとしているほか、地域自立支援協議会（就労部会）及びハローワークの実施する地域障害者就労支援事業（チーム支援）等との連携、特別支援学校から直接就職した者の把握等について、見直しを行うこととしている。（通知改正作業を進めており、後日発出予定。）

各都道府県におかれては、障害者就業・生活支援センター事業の単独補助事業化の趣旨を踏まえ、全障害保健福祉圏域への設置に向け、積極的な取組をお願いしたい。（関連資料7（99頁））

② 一般就労後の職場定着フォローアップ等について

障害者の一般就労後のフォローアップについては、特別対策事業において、就労移行支援事業者が障害者就業・生活支援センター等と協力し、一般就労後一定期間を経過した者を対象とする勉強会や自主交流会を開催する際の助成を新たに実施（障害者一般就労・職場定着促進支援事業）することや、障害者の一般就労後における職場定着の促進を進めるため、就労移行支援事業の就労移行支援体制加算を移行・定着実績をきめ細かく評価することとしたこと等も踏まえ、職場定着のためのフォローアップの取組に向けたご指導をお願いしたい。

③ 離職した者の受入先の確保等について

昨今の経済事情等により、離職した者等への受入先の確保の促進を進めるため、「地域生活への移行が困難になった障害児・者及び離職した障害児・者の入所施設等への受入について」（平成18年10月2日障障発第1002005号本職通知）の改正により、企業を離職したことに伴う施設への再入所を希望する者等を受け入れる場合の定員外の入所児・者の受入可能な範囲を入所定員又は利用定員の5%の範囲から、10%まで拡大することとしているので、留意願いたい。（通知改正作業を進めており、後日発出予定。）

また、離職の危機を迎えている者や、やむを得ず離職した者に対して、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携し、離職危機回避や、再チャレンジ支援を実施した事業所に対し、特別対策事業により助成することとしている（離職・再チャレンジ支援助成事業）。

これらの支援等を踏まえ、やむを得ず離職した者への支援や受入先の確保につき、都道府県において一層の取組をお願いするとともに、管内市町村や関係団体等に対しても周知や指導等を行うなど、特段の御配慮をお願いしたい。

4 障害者の地域生活への移行について

(1) 地域生活への移行に関する状況について

入所者の地域生活への移行状況を調査した結果（平成20年10月1日

現在（関連資料 8 (106頁)）、平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 10 月 1 日にかけて、9,335 人<速報値>が入所施設を退所し、このうち 4,754 人<速報値>が生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等へ移った。一方で、新たに入所施設へ 8,168 人<速報値>が入所し、このうち 3,149 人<速報値>は一般住宅等の地域生活からの入所であった。

回収率が異なるため、正確な比較は困難であるが、前回調査（平成 17 年 10 月 1 日から平成 19 年 10 月 1 日）と比較すると、入所者は減少しており、入所施設から退所し地域生活へ移行した者の割合が僅かに増加している（+1.6%<速報値>）。また、地域生活に移行した者のうち、グループホームへの移行割合が減少しているものの、ケアホーム、一般住宅への移行割合は増加している（ケアホーム：+8.5%<速報値>、一般住宅：+3.9%<速報値>）。

地域生活へ移行した 4,754 人<速報値>のうち、日中活動として、就労継続支援 B 型を利用する者（641 人<速報値>）や生活介護を利用する者（581 人<速報値>）が多くなっているが、一般就労をする者（567 人<速報値>）も多くなっている。

障害福祉計画における数値目標の達成のため、更なる地域生活への移行促進にかかる取組をお願いする。

（2）障害者の地域移行と住まいの場について

① 障害者の地域移行のための施策について

ア グループホーム・ケアホームの整備について

障害者の地域生活移行を進めるためには、グループホームやケアホームの整備を進めていくことが重要であるが、現状は障害福祉計画の見込み量を下回っている状況である。このため、平成 20 年度から新たに社会福祉施設等施設整備費補助金及び障害者就労訓練設備等整備費補助金の補助対象としたグループホーム等の整備については、必要な予算額を引き続き確保するとともに、事業者の負担軽減を図るため、創設の単価を 2,500 万円に引き上げ、優先的に採択することとしている。

また、基金事業におけるグループホーム等の借り上げに伴う敷金・礼金に対する助成も継続することとしているので、引き続きご活用いただき、グループホーム・ケアホームの整備に積極的な取組をお願いしたい。

このほか、地方公共団体が作成する地域住宅計画に基づき公営住宅の建設や改築に併せグループホームを合築整備する場合等には、国土交通省所管の地域住宅交付金の交付対象となり得るので、住宅部局に働きかけ、連携を図りつつ、取組を進めていただきたい。

イ グループホーム・ケアホームの体験利用について

昨年 of 社会保障審議会障害者部会の報告書において、施設・病院の外での生活に徐々に慣れていくことにより、円滑な地域移行が可能となる

よう、入所・入院中の段階から、宿泊等の地域生活の体験ができるような仕組みが必要と指摘されていることを踏まえ、障害者の地域生活への移行を一層進めるため、今般の報酬改定において、グループホーム・ケアホームの体験利用の仕組みを創設したところである。(関連資料9(109頁))

また、同報告書においては、家族と同居しているうちから地域生活に移行するための支援が重要とされているところであり、入院や入所中の者だけでなく、家族と同居している障害者がグループホーム等へ移行する際にも体験利用を可能とする予定であるので、本制度の周知に努めていただきたい。

ウ 居住サポート事業の実施について

同報告書において、入居に関する支援や、緊急時に対応できる24時間のサポート体制などについて、自立支援給付の対象とすることについて検討すべきと指摘されているところであるが、現行制度における地域生活支援事業の居住サポート事業の実施が低調であるため、まずは居住サポート事業の実施について、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業に新たに追加した、「居住サポート事業立ち上げ支援事業」を活用することも含め、実施地域が拡大するよう管内市町村への周知等をお願いしたい。

エ 身体障害者のグループホーム・ケアホームについて

同報告書において提言のあった、「身体障害者のグループホーム・ケアホーム」については、平成21年度に、身体障害者がグループホーム・ケアホームを利用できるよう関係法令等の改正を検討しているところである。事務的な準備期間等を勘案し、適切な時期に施行する予定であり、後日詳細について連絡させていただくこととしている。

オ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業について

同報告書では、障害者を地域生活で支えていくため、複合的なニーズに対応できる拠点的な場についての指摘もあったことから、「基金事業」として、様々な既存の社会資源を組み合わせることで地域生活支援の拠点化を図る「障害者を地域で支える体制づくりモデル事業」を創設したところである。本モデル事業は、今後の障害者の地域生活支援のため、非常に重要な事業と考えているので、事業実施にあたっては、地域の障害者に対して適切な支援が行えるよう、実施主体の選定に十分注意していただくとともに、今後の施策の検討のため、モデル事業実施報告の情報提供をお願いしたい。

② 関係施策との連携について

障害者の住まいの場の確保は、障害者の地域生活移行を進めるため大変重要な課題であり、社会保障審議会障害者部会の報告書においても、公営住宅への入居の促進やグループホーム・ケアホームとしての活用、国土交

通省の施策である「あんしん賃貸支援事業」の普及等について指摘されているところであり、各都道府県におかれても、住宅部局との一層の連携を図り、障害者の住まいの確保に努めていただきたい。

また、昨年12月の会議においても連絡させていただいたところであるが、平成21年4月1日に消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が施行されることに伴い、取扱いに変更が生じることとなるのでご留意いただくとともに、今後は、消防関係機関とも調整を行いつつ、グループホーム及びケアホーム等の整備に努めていただくようお願いしたい。

(3) 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行について

矯正施設等を退所した障害者については、地域生活への移行が非常に困難であるにも関わらず、退所後の福祉的な支援が不十分な状況であった。このため、今般、平成21年4月の報酬改定において、グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練、施設入所支援に「地域生活移行個別支援特別加算」を創設するとともに、「基金事業」において「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業」（前回提示案より名称変更）を追加したところである。

この加算と基金事業に加え、社会・援護局において平成21年度からの事業化を検討している「地域生活定着支援センター」を組み合わせて活用することにより、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を促進する必要がある。

このような障害者が矯正施設等を退所するにあたって、地域生活定着支援センターは保護観察所と協働し、退所後の受入先調整を行うものであるが、その際に受入依頼を受けたグループホーム等においては、基金事業を活用して受入体制を整えるとともに、入居・入所後は、報酬の加算を活用し、特別な支援に対応した個別支援計画を作成し、関係者による調整会議を経て、当該障害者が地域社会に復帰できるよう支援を行うこととしている。各都道府県におかれては、この仕組みが有効に機能するよう、福祉サービスの利用や手帳の交付等の事務手続を迅速に行うことも含め、ご配慮いただきたい。

（関連資料10(110頁)）

(4) 宿泊型自立訓練の活用について

障害者の地域生活への移行にあたっては、宿泊型自立訓練の活用が非常に重要であると考えており、今回の報酬改定においては、かねてより障害者の地域生活への移行の役割を果たしてきた知的障害者通勤寮や精神障害者生活訓練施設が宿泊型自立訓練に移行できるよう、必要な措置を講じることを予定している。

知的障害者通勤寮の移行については、従前から行ってきた通勤者に対する

日常生活上の支援を評価するため、「通勤者生活支援加算」を創設し、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等、就労を定着させるために必要な支援を評価することとしている。

また、精神障害者生活訓練施設の移行については、別途説明させていただくが、宿泊型自立訓練の利用者が同一敷地内における日中活動サービスを利用することを可能とすることとしている。

この他、両者における従前の訓練の実態を踏まえ、宿泊型自立訓練の標準利用期間を1年から2年に見直すとともに、利用者の地域生活への移行を促進するために地域移行支援員を手厚く配置した場合の加算を創設する等の充実を図ったところである。

各都道府県におかれては、今回の改正の趣旨を踏まえ、管内事業所等に対して周知いただくとともに、該当施設の新体系移行とそれに伴う障害者の地域生活への移行を一層進めていただくようお願いしたい。(関連資料11(111頁))

5 相談支援体制の充実について

(1) 相談支援体制の整備について

障害者が地域で安心して自立した生活を送るためには、個々の障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズ等にきめ細かく対応し、適切な障害福祉サービスに結びつけていくための相談支援が重要であるが、一方で、市町村においてその取組状況に差があるとも指摘されているところである。については、地域自立支援協議会の設置を推進していただくことに加え、その機能を活用して地域の課題の解決等に努めていただくとともに、各都道府県におかれては、地域生活支援事業の「都道府県相談支援体制整備事業」を活用するなどにより、市町村を支援するなどして、相談支援体制の底上げ、強化をお願いしたい。

地域生活支援事業の「市町村相談支援機能強化事業」「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」「成年後見制度利用支援事業」については、相談支援体制を強化していく上で有効と考えているが、依然、実施状況は下記のとおり低調である。このため、今般「基金事業」において、従前の「相談支援体制整備特別支援事業」を「制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業」として拡大し、新たに「居住サポート事業立ち上げ支援事業」と「地域自立支援協議会運営強化事業」を追加するとともに、「相談支援充実・強化事業」についても引き続き措置したところであるので、管内市町村に対して、これら事業の実施を強力に促すよう引き続き周知をお願いしたい。

○相談支援事業(地域生活支援事業)の実施状況について

(平成20年4月1日現在 障害福祉課調べ)

◆市町村相談支援機能強化事業	実施済	40%	実施予定	8%	未実施	52%
◆住宅入居等支援事業	実施済	11%	実施予定	3%	未実施	86%
◆成年後見制度利用支援事業	実施済	31%	実施予定	6%	未実施	63%

(2) サービス利用計画作成費について

サービス利用計画作成費の対象者については、平成21年4月から自立訓練及び共同生活介護・共同生活援助の利用者についても対象とするとともに、質の高いケアマネジメントの実施体制を整えている事業者が計画を作成した場合は、「特定事業所加算」を算定することとしたところである。(関連資料12(112頁))

また、法施行後3年の見直しにおいて、支給決定プロセスにケアマネジメントの仕組みを導入することや更なる対象者の拡大を検討しているところであるが、現状では、サービス利用計画作成費の活用は低調であることから、今後も計画作成費の利用を推進していただくよう、管内市町村、相談支援事業者及び障害福祉サービスの利用者に対して、周知をお願いしたい。

(3) 平成21年度の相談支援従事者指導者養成研修会について

地域の相談支援体制の構築・推進等について中核的な役割を担う指導者の養成と都道府県が実施する「相談支援従事者研修」の充実に資するため、国において下記の日程で「相談支援従事者指導者養成研修会」を実施することとしている。この研修の修了者については、地域の相談支援体制の整備において中心的な役割を担うことが期待されているものであり、都道府県におかれては、地域の相談支援従事者等の中から適任者を推薦していただくようお願いしたい。

- ◆研修名 : 相談支援従事者指導者養成研修会
- ◆日時 : 平成21年6月16日(火)～18日(木)
- ◆場所 : 国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

相談支援を担う人材の資の向上については、社会保障審議会障害者部会の報告書においても「研修事業を充実するなど、質の向上を図っていくべき」とされているところであり、都道府県自立支援協議会で人材育成のあり方について検討するなどして、計画的に取り組んでいただきたい。

また、今回の報酬改定において創設した「特定事業所加算」の要件の1つとして「現任研修修了者の配置」を定めたところであり、各都道府県におかれては、相談支援専門員の資質向上のため現任研修を確実に実施し、対象者に積極的に受講をしていただくよう周知をお願いしたい。

なお、相談支援専門員の要件として、都道府県において実施される相談支援現任研修を少なくとも5年に1度は修了することとなっていることから、受講漏れのないよう併せて周知していただきたい。

6 サービス管理責任者について

(1) サービス管理責任者の経過措置について

サービス管理責任者については、障害者自立支援法の施行により新たに求められた人員であることなどから、経過措置を設定したところであるが、この経過措置について、平成21年4月1日以降、次のとおり取り扱う予定であるので、御了知の上、管内事業所等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。(関連資料13(114頁))

なお、各都道府県におかれては、既にサービス管理責任者として配置されている者等で、「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」(以下「研修」という。)の未受講者について、計画的に研修を受講することができるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

【平成21年4月1日以降における具体的取扱い(案)】

1. 平成21年3月31日までの経過措置

- i 「実務経験の要件を満たしていれば、研修を受講していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できる」取扱いについては、受講希望者数に対して都道府県が実施する研修が不足している現状等にかんがみ、平成24年3月31日まで経過措置期間を延長することとする。
- ii 「事業所の入居定員の合計が9人以下のグループホーム・ケアホームにおいて、サービス管理責任者を置かないことができる」取扱いについては、グループホーム・ケアホームのサービス管理責任者は業務を適切に遂行するのに必要な勤務時間が確保されていればよく、比較的配置が容易であると考えられるため、規定のとおり経過措置を終了することとする。

2. その他の経過措置

- i 「障害者自立支援法施行前から事業を運営している児童デイサービス事業所について、当分の間、サービス管理責任者を置かないことができる」取扱いについては継続することとする。ただし、平成21年4月以降は、サービス管理責任者人員欠如減算を適用することとする。
- ii 障害者自立支援法施行前から事業を運営しているグループホーム・ケアホーム事業所及び児童デイサービス事業所においては、研修の受講を要件として3年以上の実務経験をもってサービス管理責任者として配置することができることとしているが、上記1-ii、2-iの緩和措置として、平成24年3月31日までの間は、3年以上の実務経験があれば研修を受講していなくてもサービス管理責任者として配置できることとする。(ただし、グループホ

ーム・ケアホームにおける共同生活住居の入居定員の合計が10人以上の場合、1-iを適用。)

(2) サービス管理責任者指導者養成研修会について

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の質の確保及び都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」の円滑な実施のため、次の日程で「サービス管理責任者指導者養成研修会」を実施する予定である。

「サービス管理責任者指導者養成研修会」修了者は、利用者の視点に立った個別支援計画や評価プロセスの策定等、障害福祉サービスの質の向上に向けて地域の中核的な役割を担うことが期待されていることから、都道府県におかれては、地域の障害福祉サービス事業者等の中から適任者の推薦をお願いしたい。

また、「サービス管理責任者研修」については、研修内容について、地域間で格差がある旨の指摘を受けているので、研修の企画に「サービス管理責任者指導者養成研修会」修了者を参画させるとともに、前年度の研修運営の反省事項等を踏まえ、適切な研修を実施されるようお願いしたい。

- ◆研修名 : サービス管理責任者指導者養成研修会
- ◆日時 : 平成21年9月9日(水)～11日(金)
- ◆場所 : 国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

7 訪問系サービスについて

(1) 国庫負担基準について

① 平成21年度以降の国庫負担基準(案)

平成21年4月の障害福祉サービス報酬の額の改定に併せて、訪問系サービスに係る国庫負担基準についても基準額の引き上げを行うものである。

国庫負担基準の利用者1人当たりの水準については、平成19年度実績を踏まえ、全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるように設定することにより、現行の95,000円から105,000円まで引き上げることとした。

なお、国庫負担基準の区分間合算及び従前額保障(平成17年度支給実績)については、平成21年度以降も継続することとする。

(関連資料14(115頁))

② 国庫負担基準超過市町村に対する財政支援

国庫負担基準超過市町村に対しては、平成21年度より、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の補助要件の緩和（訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護利用者の割合25%超→10%超）及び障害者自立支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金において実施する「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」により、一定の財政支援を可能とすることとしているので、ご活用いただきたい。（関連資料15(117頁)）

(2) 居宅介護従業者養成研修3級課程について

介護保険制度における訪問介護員養成研修3級課程及び介護報酬算定上の取扱いについては、原則として平成21年3月末で報酬上の評価、養成を終了することとしている。

一方、障害者自立支援制度における居宅介護従業者養成研修3級課程（以下「3級課程」）については、重度訪問介護従業者養成研修課程の修了者のキャリアアップの観点から必要であること、また、知的・精神障害者が3級課程を修了し従業者として従事している事例があり、障害者の就労支援の観点からの配慮が必要であることなどを踏まえ、平成21年度以降も3級課程及び居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費の報酬算定上の取扱いを継続する。

(3) 指定行動援護事業所におけるサービス提供責任者の資格要件にかかる経過措置について

行動援護のサービスに従事するサービス提供責任者及び従業者については、資格要件に加えて、知的又は精神障害に関する実務経験が必要であるが、行動援護従業者養成研修課程の修了者については、実務経験の軽減措置が図られている。

現行では、サービス提供責任者の実務経験の軽減措置については、平成21年3月31日までの経過措置となっているが、行動援護事業所の確保を図り、サービスのさらなる普及を図る観点から、当該経過措置を平成24年3月31日まで延長することとする。また、従業者の実務経験の軽減措置については、引き続き、当分の間の措置として継続する。（関連資料16(119頁)）

(4) サービス提供責任者の配置基準について

① 常勤要件の緩和

平成21年度より、訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）の運営の効率化を図る観点から、サービスの質の確保を図りつつ、現行ではすべて常勤の者でなければならないこととしているサービス提供責任者の要件について緩和し、今後以下のような取扱いとする。

ア 指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介

護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこと

イ 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とすること

ウ 指定基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として1人分のみの常勤換算を可能とすること

エ 指定基準上、5人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、当該事業所のサービス提供責任者の3分の2以上を常勤の者とする

オ 非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1に達していること

※ 重度訪問介護事業所及び行動援護事業所についても同様の取扱い

② 重度訪問介護事業所における員数の基準の緩和

現行の重度訪問介護事業所のサービス提供責任者の配置基準は、居宅介護事業所及び行動援護事業所と同じ基準となっているが、見守りも含め長時間のサービス提供を行う重度訪問介護事業所においては、他のサービスに比べ、人員の確保が難しいことから、平成21年度より、サービス提供責任者の員数の基準について、次のいずれかに該当する員数を置くこととし、緩和を図る。

ア 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上

イ 当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上

ウ 当該事業所の重度訪問介護の利用者数が5人又はその端数を増すごとに1人以上

(5) 支給決定に係る留意事項について

① 支給決定事務における留意事項

訪問系サービスに係る支給決定事務については、平成19年4月13日付事務連絡「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定にあたっては、国庫負担基準が個々の利用者

対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

- ウ 支給決定にあたっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を定めていただきたい。

なお、介護保険法の規定による保険給付を受ける在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合についても同様である。

② 重度訪問介護等の適正な支給決定

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、平成19年2月16日付事務連絡「重度訪問介護等の適正な支給決定について」において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、対応していただきたい。

- ア 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化することとしている。これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであって、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間でを行うことを想定しているものではないこと。

- イ 法施行後これまでの間、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、サービスを提供してくれる事業所が見つからない」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

また、「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところであり、重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続

的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては、基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

8 障害児の療育支援等について

(1) 障害児施設措置費について

平成21年度障害児施設措置費においては、新たに被虐待児への心理的ケアの充実を図る観点から「心理担当職員配置加算(注1)」を、投薬等の医学的管理を必要とする児童の処遇向上を図る観点から「看護師配置加算(注2)」を設けたところである。(算定要件については、障害児施設給付費と同様)。

(注1) 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設及び肢体不自由児療護施設が対象

(注2) 知的障害児施設、盲児施設及びろうあ児施設が対象

平成21年度障害児施設措置費交付要綱については、早期に発出できるよう準備を進めているところであるが、取り急ぎ人事院規則の改正等を反映した平成21年度保護単価(案)(関連資料17(120頁))をお示しするので参考にされたい。また、各自治体におかれても施設運営を考慮し、迅速な加算認定等について配慮されたい。

(2) 里親委託されている障害児の障害児通園施設等の利用について

里親委託されている障害児に係る知的障害児通園施設・肢体不自由児通園施設・難聴幼児通園施設(以下「障害児通園施設」という。)の利用については、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長・児童家庭局家庭福祉課長・児童家庭局保育課長の連名通知)に示してきたところであるが、今般の上記通知を改正することとしたのでよろしくお取り計らい願いたい。(関連資料18(121頁))

なお、改正点の概要は以下のとおり。

- ① 里親及びファミリーホームに委託されている障害児が障害児通園施設を利用する場合には「措置」に基づく取扱いとするとともに、児童デイサービス事業も通知に位置づけ措置利用としたこと。
- ② 母子生活支援施設利用者が障害児通園施設等を利用する場合には「契約」に基づく利用とすること。

また、上記整理に併せて「保育所に入所している障害をもつ児童の専門的な治療・訓練を障害児通園施設で実施する場合の取扱いについて」(平成10年11月30日児保第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長・児童家庭局保育課長の連名通知)についても同様の改正を行うこととしている。

(3) 措置と契約について

障害児施設の支給決定については、「障害児施設給付費等の支給決定について」（平成19年3月22日障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施されているところであるが、社会保障審議会障害者部会の報告書において、ガイドラインを作成することとされており、本年夏を目途に現在作業を進めているところである。

(4) 重症心身障害児（者）通園事業について

重症心身障害児（者）通園事業については、例年予算か所数を上回る要望があり、各自治体において積極的に取り組んでいただいているところであるが、1日の利用定員を定めているにもかかわらず、例えば、1日15人の利用を想定しているA型において長期間にわたって10人に満たない利用に留まっている事業所や1日5人の利用を想定しているB型において長期間にわたって1～2人の利用に留まっている事業所が見受けられるところである。

このような状況を踏まえ、平成21年度の事業採択においても、限られた予算を効果的に活用する観点から厳選し、予算成立後速やかに内示できるよう作業を進めているところであるので、各自治体におかれては、地域のニーズを再度把握し、実施要綱に照らして適切な事業か否かを判断するとともに、今後の利用の伸びが望めない場合は、「生活介護」事業（多機能型）等も視野に入れ、事業の適切な運営について検討していただきたい。

(5) 難聴幼児に対する療育支援について

聴覚障害は、早期発見による適切な支援を行うことにより、コミュニケーション能力や言語能力の発達が促進されることから、その早期発見及び児童や家族に対する早期支援が重要である。

特に、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

については、今般、難聴幼児通園施設における障害児施設給付費において、

① 「人工内耳装用児支援加算」の創設

② 保育所との並行利用が多いこと等も踏まえ、20人の定員区分の創設を行ったところであるので、各自治体におかれては、上記施策を活用し、支援の充実を図られたい。

また、聴覚障害の早期発見については、「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）をお示ししているところである。

新生児聴覚検査事業の実施にあたっては、「聴覚障害を発見したがその後の必要十分な対応ができない」といった事態を避けるため、検査により把握

された要支援児とその保護者への適切な指導援助、関係機関との必要な連携、さらには、十分な体制整備に努めるよう、次の事項に留意の上、積極的な取組をお願いしたい。

ア 難聴幼児通園施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進に努めること。

イ 難聴幼児通園施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、施設の設置に努めるとともに、児童デイサービスなどの活用を図ること。

また、特別支援学校幼稚部（聾学校幼稚部）においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図ること。

ウ 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、早期療育が重要となっていることから、同検査により発見された乳児についても対象とするよう、管内の施設に対して指導すること。

9 精神障害者社会復帰施設等について

(1) 精神障害者社会復帰施設等運営費補助金について

精神障害者社会復帰施設については、決算検査報告において、一部の施設について本補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたとの報告がなされるなど、事務処理に問題のある事例が度々散見されているので、各都道府県におかれては、管内施設に対する指導監査の一層の強化を図るなど、引き続き本補助金の適切な執行に努められたい。

また、平成21年度に係る本補助金の執行見込み及び平成21年度以降における新体系への移行見込みについて、近日中に作成依頼を発出することとしているので、御了知いただきたい。

(2) 精神障害者社会復帰施設等の新体系サービスへの移行について

精神障害者社会復帰施設については、平成20年4月1日現在で障害者自立支援法の新体系サービスへの移行率が3割程度と低調な状況となっているが、平成21年4月の障害福祉サービスの報酬改定において、新体系への移行が促進されるよう、宿泊型自立訓練を次のように充実させることとしたところである。

さらに、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において、特に移行が遅れている、精神障害者生活訓練施設や福祉ホームB型について、移行の際の支援を行う「精神障害者生活訓練施設等移行促進事業」を創設することとしたので、御活用いただくとともに、速やかに新体系サービスに移行していただくよう、各都道府県におかれてもお取り計らい願いたい。

【平成21年4月の宿泊型自立訓練等に係る主な改正内容（案）】

- ① 宿泊型自立訓練の基本報酬について、精神障害者生活訓練施設や知的障害者通勤寮における訓練の実態を踏まえ、利用開始から2年間の単価を一定とする。
- ② 現行では、宿泊型自立訓練と、同一敷地内における日中活動サービスを同時期に利用することはできないとしていることについて、昼夜を通じた訓練が必要な場合があることにかんがみ、両者の組み合わせ利用を可能とする。（併せて、短期滞在加算においては、原則「心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合」についてのみ算定できることとし、平成21年4月以前に既に短期滞在加算の届け出をしている事業所においては、平成24年3月までの間、継続的に短期滞在加算を算定することができることとする。）
- ③ 地域移行支援員の手厚い配置や、通勤者の生活面のきめ細かい支援に対し、新たに加算で評価するとともに、入院時、帰宅時、退所時や、心身の状況等により出勤等ができない場合の日中における利用者の支援に対し、報酬上の評価を行う。

10 障害福祉関係施設の整備等について

（1）改正消防法施行令の施行に伴うスプリンクラー設備等の整備について

先般、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月1日に施行されることに伴い、新たに必要となるスプリンクラー設備について、「障害児（者）施設及び救護施設におけるスプリンクラー設置状況調査」（平成21年1月22日付）を実施したところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、当該調査により把握したスプリンクラー未設置施設について、入所者の安全を確保する観点から早急に整備を行うよう、当該事業者への指導方よろしくお願いしたい。

なお、施設と一体的に整備を行うスプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関への通報装置等は、現在、協議依頼を行っている社会福祉施設等施設整備費補助金、障害者就労訓練設備等整備事業（グループホーム等改修事業）のほか、障害者自立支援対策臨時特例交付金（障害者自立支援基盤整備事業）においても補助対象とすることとしており、これら制度の積極的な活用をお願いしたい。

（2）社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、従来より適切な対応をお願いしてきたところであるが、一般的に使用されていないとされていたトレモライト等のアスベストが建築物の吹付け材から検出さ

れたことが判明したことを受け、平成20年5月9日付通知により「アスベスト使用実態調査」を実施し、この調査結果を平成20年9月に公表したところである。

当該調査結果において、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設が相当数存在することから、現在、「フォローアップ調査」を実施しているところであるが、未回答及び分析依頼中の施設等については、保有状況を明らかにしたうえで、状況に応じて適切に対応するよう指導するとともに、未措置状態にある施設等については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適切な措置を講じるよう引き続き指導をお願いしたい。

② 吹付けアスベスト等の除去等について

障害福祉関係施設の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付対象としていることから、これらの制度等を積極的に活用しながら、早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

(3) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて高いことから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても木材の積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

(4) 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策の一環としての低炭素社会づくりは、政府の重要な課題であり、全省庁が連携を取りつつ、積極的に取り組んでいくことが求められているので、障害福祉関係施設においても、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策について積極的に取り組んでいただきたい。

なお、太陽光発電設備等については、経済産業省資源エネルギー庁の「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」（関連資料19(126頁)）の補助対象とされているので、管内市町村及び社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

11 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

(1) 障害福祉サービス事業者への指導監査の徹底等について

障害福祉サービス事業者の数が年々増加しているところであるが、会計検査院からの指摘や各都道府県における指定取消などに見られるように、依然として不正受給等が発生していることは誠に遺憾である。

ついては、以下のような事項には特に留意の上、管内の障害福祉サービス事業者に対し指導監督に万全を期されたい。

① 障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成20年11月に国会に提出された平成19年度決算検査報告において、対象とならない金額を誤って計上したこと等により、本負担金の返還を要する不当な経理が行われていたとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

ついては、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

② 適正な受給の実施について

各都道府県におかれては、障害者自立支援法の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められていることから、障害福祉サービス事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるようお願いする。

また、管内サービス事業者に対しては、平成21年4月の障害福祉サービスの報酬改定、改定に伴う関係省令、告示、通知等の改正が行われるため、改正内容の周知を図っていただき、適正な執行が行われるよう指導願いたい。

(2) 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応

人権侵害の防止等については、機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。ついては、以下のような事項に留意の上、管内社会福祉法人、社会福祉施設等に対する指導監督に万全を期されたい。

① 人権侵害等の防止等について

ア 社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事例が従来より報告されているところであるが、障害者の人権が擁護され、適切な支援がなされるべき施設においてこのような事件が起きることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までもが社会の不信感を被る

こととなり、看過し難い問題である。

各都道府県等におかれては、このような事件を未然に防止するため「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考に適切に対応されたい。特に、虐待に関する情報を得たときは、虐待を受けた障害者（児）の保護、施設内の調査、虐待の行われた施設に対しては、改善命令、事業停止、許可取消等の適切な対応を図られたい。

各都道府県等におかれては、社会的に許容されない事案が発生した場合には、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査を実施し、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、内容によっては、刑事告発の可否についても検討されたい。

なお、人権侵害等の不祥事が発生した施設等に対する特別監査にあたっては、例えば、以下のように指導・監査手法を工夫しその実態把握に努めるとともに、問題点を早急に改善するよう重点的な指導をお願いする。

【指導・監査手法の工夫】

- 日時を特定せず、速やかに指導・監査等を行うこと
- 施設の管理者や法人の責任者だけでなく、個々の職員からも施設全般の運営に当たっての課題や利用者支援に問題がないか意見を聴くこと（施設の管理者等の立ち会いはさせない）。また、利用者・保護者等の意見を聴くこと。
- 施設の管理者や法人の責任者に、人権侵害防止に対する施設として支援方針、取り組み状況及びその評価について聴くこと。

※なお、施設の職員や利用者等に意見を聴く場合には、本人の意向を踏まえ本人に不利益が及ぶことの無いよう十分配慮した方法で行うこと

- 事故等の内容を確認し、記録すること。
 - ・事故内容（誰が、どこで、どのような事故（自傷、他傷、過失事故等）に遭い、どの程度のけが・被害を負ったのか）
 - ・事故時の担当職員は誰か
 - ・診断書の有無（写し）…必要に応じ医師に確認
 - ・写真等の客観的記録の有無
- 事故報告と対応の確認をすること
 - ・事業所内でいつどのように報告がなされ、誰からどのような指示が行われたか。
 - ・事故について保護者等にいつどのように報告がされたか。
 - ・行政にその都度（いつ）どのように報告がなされたか。

○検証内容の例

- ・事故原因を誘発した要因の分析と点検がどのようになされたか。
- ・再発防止策としてどのような内容が検討されているか。
- ・事業所外部の有識者等からの助言を受けているか。

○虐待防止の取り組み状況

- ・虐待防止マニュアルの有無の確認
- ・虐待防止委員会の開催状況(開催状況、委員名簿、各回における協議内容(事故等発生を契機に開催されているか)、委員会における協議結果の現場への反映状況)

○研修の実施状況

- ・施設内・施設外での研修の状況(受講者、研修内容、参加状況)

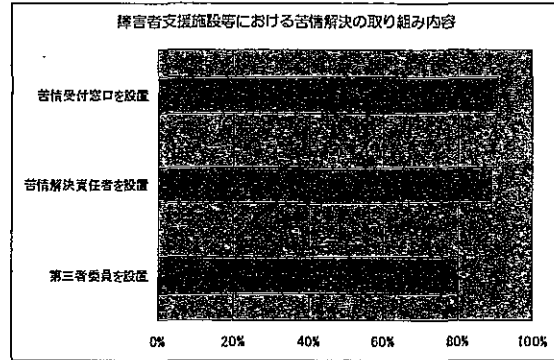
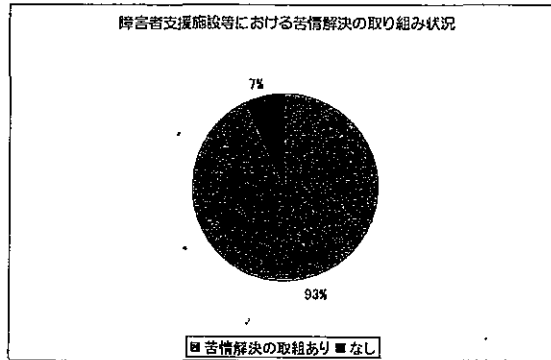
イ また、改正児童福祉法（平成21年4月施行）により、被措置児童等虐待の防止に関する事項が盛り込まれ、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みが整備されたところである。各都道府県におかれては、本年1月8日に開催された全国児童福祉主管課長会議においてお示した「被措置児童等虐待ガイドライン（案）」に基づき、被措置児童等虐待に関して、児童福祉主管部局など関係部局との連携体制の整備を図ることをお願いしたい。

② 苦情解決の取組について

障害福祉関係施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害福祉関係施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。平成19年度の社会福祉施設等調査を見ると障害者支援施設等の93%が取り組んでいるところであり、苦情受付窓口の設置、苦情解決責任者の設置については、ほとんどの事業所で取り組まれているものの、第三者委員については、約8割の実施に止まっているところである。については、全事業所での取り組みを指導いただくとともに、第三者委員等の設置について引き続き指導をお願いしたい。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至り得ることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利を擁護する上で極めて重要な位置を占めるものである。

各都道府県におかれては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもちろん、障害者（児）やその家族は、支援を受けている施設への遠慮から直接苦情を言いにくいという指摘があることから、都道府県、市町村、児童相談所などの行政相談における苦情の受付、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会における苦情解決制度の活用などの周知を図りたい。



(3) 障害者支援施設等の防災対策等について

① 防災対策について

障害者支援施設等については、入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、各都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知
- ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- コ 入所者の外出等の状況の常時把握、避難及び避難後の円滑な援護
- サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

防災対策に万全を期されたい。

② 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生主管部局においても積極的な参画をお願いしたい。

障害者支援施設等は、災害時において、地域の防災拠点として重要な役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

(4) 感染症対策について

例年、冬季においては感染症の集団発生が見られるところであり、次のことに御留意の上、衛生主管部局と連携の上、各施設に対して適切な指導をお願いしたい。

- ① ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発1226001号、老計発1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）を通知したところであり、これを踏まえ、管内市区町村及び管内障害者支援施設等関連施設における対策の一層の周知徹底を図ること。
- ② インフルエンザについては、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成20年12月2日雇児総発第1202001号、社援基発第1202001号、障企発第1202002号、老計発第1202001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）及び「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成20年11月14日健感発第1114001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を踏まえ、対策の周知徹底を図っていただいているところであるが、病院や学校等において集団感染が発生していることから、対策の一層の周知徹底をお願いしたい。
- ③ 高病原性鳥インフルエンザについては、近年、東南アジアを中心に流行しているほか、ヨーロッパでも発生が確認されるなど、依然として流行が継続・拡大しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が指摘されている。
厚生労働省においては、「新型インフルエンザ対策行動計画」、「新型インフルエンザに関するQ&A」を作成しているので、これらを踏まえた対応を徹底すること。
- ④ その他、障害者支援施設等等においては、感染症の集団発生が生じやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意すること。

12 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業について

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」については、「構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」について」（平成19年2月19日付け障障発第0219001号・老計発第0219001号障害福祉課長、計画課長通知）においてお示ししているとおおり、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児（者）を受け入れることが可能となっている。

これにより、近隣に障害児（者）のサービス事業所がない場合であっても、当該障害児（者）の身近な場所におけるサービス利用が可能になるものであり、これまで、11地域で構造改革特別区域の認定が行われているところである。

（関連資料20(127頁)

本事業の実施による効果として、

- 事業所において障害者の方が1つの役割を担っており、そこに意義を見だし非常に生き生きとしている
- サービスを受けている利用者において高齢者と接することにより障害者の表情が豊かになっている
- 高齢者も表情が豊かになり、良い方向に進んでいる

等の事例が報告されている。

また、本事業の円滑な実施のための取組の工夫として、

- 事業者間で連絡協議会を設けており、情報交換や自主的に研修会を開催し、研鑽に努め、適切にサービス提供が行えるよう努めている
- 運営推進会議、ケアプランの作成、サービス担当者会議を行い、サービス提供が適切に行われるよう努めている

等の事例が報告されている。

本事業の実施自治体におかれては、これらの事例も参考にし、事業の円滑な実施が図られるよう、再度事業者等へご周知いただきたい。

※ 参考：実施自治体（平成21年3月1日現在）

- ・ 富山県富山市・高岡市・中新川郡立山町
- ・ 福岡県久留米市
- ・ 島根県出雲市
- ・ 兵庫県伊丹市
- ・ 岐阜県大垣市
- ・ 長野県伊那市
- ・ 山口県萩市

- ・ 千葉県いすみ市
- ・ 秋田県秋田市
- ・ 愛媛県愛南町
- ・ 鹿児島県垂水市

< 関 連 資 料 >

障害福祉サービスの費用の算定等に関する関係告示の 制定及び一部改正(案)の概要

【改正の趣旨】

障害福祉サービスの費用(報酬)の算定等に関連する告示について、平成21年4月に実施する報酬改定に伴う各種改正等を行う。

【改正・制定の対象となる告示】

以下の告示の改正(13本)及び新設(3本)を行う。

- ① 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)
- ② 障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第524号)
- ③ 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(平成18年厚生労働省告示第530号)
- ④ 厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)
- ⑤ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)
- ⑥ 厚生労働大臣が定める要件(平成18年厚生労働省告示第546号)
- ⑦ 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合(平成18年厚生労働省告示第550号)
- ⑧ 厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)
- ⑨ 厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等(平成18年厚生労働省告示第552号)
- ⑩ 厚生労働大臣が定める者等(平成18年厚生労働省告示第554号)
- ⑪ 厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)
- ⑫ 厚生労働大臣が定める児童等(平成18年厚生労働省告示第567号)
- ⑬ 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成20年厚生労働省告示第213号)
- ⑭ 「厚生労働大臣が定める地域」を定める告示の新設
- ⑮ 「厚生労働大臣が定める療養食」を定める告示の新設
- ⑯ 「厚生労働大臣が定める研修」を定める告示の新設

【改正案の主な内容】

1. 訪問系サービス及び重度障害者等包括支援関係

(1) 訪問系サービスに係る特定事業所加算の基準の設定（告示④）

居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に係る特定事業所加算の基準として、以下の事項を定める。

ア. サービス提供体制の整備

研修の計画的実施、情報の的確な伝達、同行研修の実施等

イ. 良質な人材の確保

介護福祉士の割合が30%以上又は常勤職員によるサービス提供時間の割合が40%以上、サービス提供責任者が一定の要件を満たす等

ウ. 重度障害者への対応

障害程度区分5以上の利用者の割合が30%（重度訪問介護の場合は50%）以上

(2) 訪問系サービス等に係る特別地域加算の適用地域の設定（告示⑭）

中山間地域等に居住している者に対して提供される訪問系サービス及び重度障害者等包括支援について評価を行う「特別地域加算」の適用地域を、以下のように定める。

ア. 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

イ. 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

ウ. 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯

エ. 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地

オ. 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村

カ. 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島

キ. 半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

ク. 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域

ケ. 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域

コ. 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島

(3) 重度訪問介護に係る移動介護加算を算定する場合の追加（告示⑥）

重度訪問介護について、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、「移動介護加算」の算定を可能とすることに伴い、算定する場合の要件を定める告示の対象に重度訪問介護の移動介護加算を追加する。

(4) 重度障害者等包括支援の報酬単価の見直し等（告示⑨）

重度障害者等包括支援の報酬単価について、重度訪問介護の報酬単価の見直し等を踏まえ見直す（日中の場合700単位→800単位）とともに、中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスについて評価を行う特別地域加算（15%加算）を設ける。

(5) 国庫負担基準額の改正（告示③）

障害福祉サービス報酬の額の改定に併せて、訪問系サービスに係る国庫負担基準について、以下のとおりの改正を行う。

ア. 居宅介護に係る支給決定者	区分6	18,680単位	→	19,450単位
	区分5	12,940単位	→	13,500単位
	区分4	8,110単位	→	8,440単位
	区分3	4,310単位	→	4,500単位
	区分2	2,910単位	→	3,050単位
	区分1	2,290単位	→	2,370単位
	障害児	7,280単位	→	7,590単位
イ. 重度訪問介護に係る支給決定者	区分6	29,590単位	→	40,030単位
	区分5	23,850単位	→	28,270単位
	区分4	19,020単位	→	22,540単位
	区分3	15,220単位	→	18,020単位
ウ. 行動援護に係る支給決定者	区分6	25,150単位	→	26,210単位
	区分5	19,410単位	→	20,180単位
	区分4	14,580単位	→	15,190単位
	区分3	10,780単位	→	11,250単位
	障害児	13,750単位	→	14,310単位
エ. 重度障害者等包括支援に係る支給決定者		45,500単位	→	80,000単位

2. 療養介護関係

(1) 療養介護サービス費（I）を算定する施設基準における経過措置の期限の延長（告示⑧）

平成18年10月以前から「療養介護に相当する事業」を実施していた施設に係る職員配置の経過措置を延長することに伴い、平成21年9月30日までとしている適

用期限に係る規定を平成24年3月31日まで延長する。

(2) 療養介護事業所の継続利用者（告示⑩）

＜4(6)の障害者支援施設に係る取扱いと同じ＞

3. 児童デイサービス関係

(1) 児童デイサービス費（Ⅱ）に係るサービス管理責任者欠員時の減算規定の整備（告示⑦）

児童デイサービス費（Ⅱ）について、報酬改定により新たにサービス管理責任者の配置を評価することに伴い、サービス管理責任者の員数を満たしていない場合について、所定単位数に100分の70を乗じることとする。

4. 生活介護及び施設入所支援並びに障害者支援施設及び旧法入所施設関係

(1) 生活介護に係る人員配置体制加算の施設基準の設定（告示⑧）

生活介護について、一定水準以上の手厚い人員配置を評価する人員配置体制加算の施設基準を以下のように定める。

ア. 人員配置体制加算（Ⅰ）

生活支援員等の総数が、前年度の利用者の数の平均値を1.7で除して得た数以上である場合に算定

イ. 人員配置体制加算（Ⅱ）

生活支援員等の総数が、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上である場合に算定

ウ. 人員配置体制加算（Ⅲ）

生活支援員等の総数が、前年度の利用者の数の平均値を2.5で除して得た数以上である場合に算定

(2) 夜勤職員配置体制加算の施設基準の設定（告示⑧）

施設入所支援における夜勤職員配置体制加算の施設基準について、ア～ウの区分に応じて、生活支援員の数が以下に該当する場合とする。

ア. 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下である場合 2以上

イ. 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下である場合 3以上

ウ. 前年度の利用者の数の平均値が61人以上である場合 3に、当該前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(3) 施設入所支援に係る地域生活移行個別支援特別加算の施設基準の設定（告示⑧）

施設入所支援における地域生活移行個別支援特別加算の施設基準を以下のように定める。

- ア. 必要な数の生活支援員等が配置可能であること。
- イ. 社会福祉士又は精神保健福祉士による支援体制が確保されていること。
- ウ. 研修を実施していること。
- エ. 保護観察所、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること 等。

(4) 施設入所支援に係る地域生活移行個別支援特別加算の対象者の設定（告示⑩）

施設入所支援における地域生活移行個別支援特別加算の対象者を、医療観察法に基づく通院による医療を受ける者、刑務所等からの出所に伴い関係機関からの受入依頼を受けた者であって出所から3年を経過していない者又はこれに準ずる者とする。

(5) 施設入所支援及び旧法入所施設に係る療養食の内容の設定（告示⑩及び⑮）

施設入所支援及び旧法入所施設における療養食加算の算定対象となる療養食の範囲を、疾病治療の直接手段として医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする。

(6) 障害者支援施設の継続入所者（告示⑪）

新体系に移行しても引き続き障害者支援施設に入所できる者を、以下のように定める。

- ア. 旧法施設等に入所した後、引き続いて障害者支援施設等に入所している者
- イ. これらの施設を退所後に再度障害者支援施設に入所する者

5. 短期入所関係

(1) 短期入所（医療型）の施設基準の設定（告示⑧）

医療機関において行われる短期入所に係る施設基準を以下のように定める。

- ア. 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）を算定する指定短期入所事業所の施設基準
 - (ア) 医療法第1条の5第1項に規定する病院であること。
 - (イ) 手厚い人員（看護職員を利用者に対して7：1以上配置し、かつ、看護職員

のうち7割以上が看護師であること)を配置していること。

イ. 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)を算定する指定短期入所事業所の施設基準

(ア) 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は第2項に規定する診療所であつて19人以下の患者を入所させるための施設を有するもの又は介護保険法の規定による介護老人保健施設であること。

6. 共同生活介護(ケアホーム)及び共同生活援助(グループホーム)関係

(1) 共同生活介護及び共同生活援助に係る地域生活移行個別支援特別加算の施設基準の設定(告示⑧)及び同加算の対象者の設定(告示⑩)

<4(3)及び(4)の施設入所支援に係る取扱いと同じ>

7. 自立訓練関係

(1) 機能訓練に係る視覚障害者の専門的訓練の従事者(告示⑩)

自立訓練(機能訓練)における視覚障害者に係る訪問による専門的訓練を行う場合の報酬単価を創設することに伴い、当該単価を算定する従業者の要件を、国立障害者リハビリテーションセンター学院の実施する視覚障害者生活訓練専門職員養成課程又はこれに準ずる視覚障害者に対する訓練を行う者を養成する研修を修了した者であることとする。

(2) 宿泊型自立訓練に係る地域移行支援体制強化加算の施設基準の設定(告示⑧)

宿泊型自立訓練における地域移行支援体制強化加算の施設基準を以下のように定める。

ア. 地域移行支援員について、宿泊型自立訓練の前年度の利用者の数の平均値を1.5で除して得た数以上配置していること。

イ. 地域移行支援員のうち1人以上は常勤であること。

(3) 宿泊型自立訓練に係る地域生活移行個別支援特別加算の施設基準の設定(告示⑧)

及び同加算の対象者の設定(告示⑩) <4(3)及び(4)の施設入所支援に係る取扱いと同じ>

8. 就労移行支援及び就労継続支援関係

(1) 就労支援関係研修修了加算の算定対象となる研修の項目の設定(告示⑩)

就労移行支援における就労支援関係研修修了加算の算定対象となる研修項目を、以下のように定める。

- ア. 地域障害者職業センターにおいて就労移行支援事業の就労支援員の知識・技能の習得のために行われる研修
- イ. 職場適応援助者の養成又は必要な知識・技術の習得のための研修
- ウ. ア又はイと同等の内容を有するものとして、厚生労働大臣が認めた研修

(2) 施設外就労加算の基準の設定（告示④）

就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型における施設外就労加算の基準として、以下のとおり定める。

- ア. 支援単位（ユニット）ごとに実施し、1ユニットは利用者3人以上
- イ. 利用者合計数は、利用定員の70%以下
- ウ. 1ユニットごとに職員を配置することとし、職員数は、施設外就労利用者の数を当該事業所が算定する基本報酬に応じた職業指導員及び生活支援員の数で除した数以上

(3) 就労継続支援A型サービス費（I）の施設基準の設定（告示⑧）

就労継続支援A型における手厚い人員配置を評価する「就労継続支援A型サービス費（I）」の施設基準として、職業指導員及び生活支援員の総数を、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を7.5で除して得た数以上配置していることを定める。

(4) 目標工賃達成指導員配置加算の施設基準の設定（告示⑧）

就労継続支援B型における目標工賃達成指導員配置加算の施設基準として、職業指導員及び生活支援員に加え、目標工賃達成指導員加算の配置により常勤換算で6:1以上であることを定める。

9. 指定相談支援関係

(1) 指定相談支援に係る特別地域加算の創設（告示②）

中山間地域等に居住している者に対して指定相談支援を行った場合に、特別地域加算（所定単位数の15%加算）を算定する。

(2) 指定相談支援に係る特別地域加算の適用地域の設定（告示⑭）

<1(2)の訪問系サービスに係る取扱いと同じ>

(3) 指定相談支援に係る特定事業所加算の創設（告示②）

質の高いケアマネジメントの実施体制を整えている事業所による相談支援サービス

について、特定事業所加算（450単位/月）を算定する。

(4) 障害福祉計画において指定相談支援の必要量の見込みを定める際の利用見込み者の範囲の変更（告示①）

障害福祉計画において指定相談支援の必要量の見込みを定める際の利用見込み者の範囲に、今回新たにサービス利用計画作成費の支給対象とする自立訓練、共同生活援助及び共同生活介護の利用者を含める。

(5) サービス利用計画作成費に係る国庫負担基準の算定の際に人数を勘案しない者の範囲の見直し（告示③）

サービス利用計画作成費に係る国庫負担基準の算定の際に人数を勘案しない者の範囲から、今回新たにサービス利用計画作成費の支給対象となる自立訓練、共同生活介護及び共同生活援助の利用者を除く。

10. 障害児施設関係

(1) 心理担当職員配置加算の施設基準（告示⑫）

障害児施設に係る心理担当職員配置加算の施設基準を次のように定める。

- ア. 指定基準で定められている職員に加え、心理療法を担当する職員を1名以上配置していること。
- イ. 心理療法を担当する職員が、心理学の学士で心理療法の技術を有すること。
- ウ. 必要な設備等を有すること。
- エ. 心理療法を必要とする障害児が5名以上いること。

(2) 障害児施設に係る一単位の単価の見直し等（告示⑬）

障害児施設に係る一単位の単価に関し、地域区分に応じた一単位の単価水準及び地域区分に属する市町村について、人事院規則における見直しに準じた見直しを行う。

11. サービス管理責任者関係

(1) サービス管理責任者の要件に係る経過措置の延長等（告示⑤）

サービス管理責任者の要件について、以下の経過措置を講じる。

- ア. 実務経験の要件を満たしていれば、平成21年3月31日までの間は、研修を受講していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として認められる経過措置について、平成24年3月31日まで適用期間を延長する。
- イ. 障害者自立支援法施行前から事業を運営している指定共同生活介護事業所及び

指定共同生活援助事業所（入居定員の合計が9人以下であるものに限る。）並びに児童デイサービス事業所について、平成24年3月31日までの間、3年以上の実務経験がある者で研修を受講していないものをサービス管理責任者とすることができることとする経過措置を設ける。

【適用日】 平成21年4月1日（予定）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案の概要

【改正の趣旨】

障害者自立支援法の施行後約3年が経過するところであり、同法に基づく障害福祉サービス等について、サービス事業所の実情や本年4月の実施を予定している障害福祉サービス報酬の改定を踏まえ、指定基準及び最低基準の見直しや適用期限の延長等を行うものである。

【改正する省令】

- ① 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- ② 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
- ③ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
- ④ 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第178号）

【改正案の主な内容】

1. サービス提供責任者の要件緩和

居宅介護、重度訪問介護及び行動援護のサービス提供責任者について、現行では全て常勤の者でなければならないこととしている要件を緩和し、今後は、常勤を基本としつつも、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。

2. 入所施設に係るサービス提供記録に係る規制の緩和

「サービスの提供の記録」については、現在、サービスの提供日、内容その他必要な事項について、サービスの提供の都度記録を行い、その度に利用者から確認を受けなければならないこととしている。

しかしながら、入所施設においては継続的な利用が行われており、訪問系サービスのように提供の都度記録及び確認を行う必要性が低いことから、「提供の都度」という規定を撤廃する。

3. 短期入所の単独型事業所の基準の明確化

短期入所の事業形態の一つである単独型事業所について、その定義並びに人員及び設備に関する基準の明確化を図る。

(1) 定義

併設事業所及び空床型事業所以外の短期入所を「単独型事業所」とする。

(2) 人員基準

ア. 他の事業所等（入所を除く。）において行う短期入所であって、当該他の事業等が行われている間の生活支援員の数

他の事業所等の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数の合計数を当該他の事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該他の事業所等として生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ. 上記以外の場合における生活支援員の数

当該日の利用者の数が六以下 一以上

当該日の利用者の数が七以上 一に、当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(3) 設備基準

居室（定員4人以下等）、食堂、浴室、洗面所及び便所の基準に係る規定を設ける。

4. 共同生活介護の体験的利用制度の創設に伴う整理

共同生活介護の体験的利用について、利用者負担上限額管理を利用者から依頼を受けた場合においてのみ行うこととするとともに、体験的利用を行う事業者における支援の取扱方針を明記する。

また、上記取扱いは、共同生活援助について準用する。

5. 指定宿泊型自立訓練事業所についての規制緩和

指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所は、旧法施設等からの移行の場合を除き、障害者就業・生活支援センターに併設されているものでなければならないものとされていることを改め、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所として、単独で実施することができることとする。

6. 療養介護の従事者に係る経過措置の延長

平成18年10月以前から指定医療機関において「療養介護に相当する事業」を実施

していた施設に係る職員配置基準の経過措置について、平成21年9月30日までとしている適用期限を平成24年3月31日まで延長する。

7. 経過的に居宅介護を利用する共同生活介護等に係る経過措置の延長

経過的に居宅介護利用型指定共同生活介護事業所及び経過的に居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所において生活支援員及びサービス管理責任者を置かないことができるとする経過措置について、平成21年3月31日までとしている適用期限を平成24年3月31日まで延長する。

8. 経過的に個人で居宅介護を利用する共同生活介護利用者に係る経過措置の延長

共同生活介護に入所する重度障害者による共同生活住居における居宅介護の利用を可能とする経過措置について、平成21年3月31日までとしている適用期限を平成24年3月31日まで延長する。

また、居宅介護利用者に係る生活支援員の配置について、通常の利用者の1/2の配置を必要とする。

9. 知的障害者通園寮に係る居室の設備基準の経過措置

障害者自立支援法施行前から設備に係る経過措置の適用を受けていた知的障害者通園寮の設備基準について、従前と同様の面積等でよいこととする経過措置を設ける。

【適用日】平成21年4月1日（予定）

利用者負担の軽減措置について (案)

○ 特別対策等による利用者負担の軽減措置については、21年4月以降も継続して実施。

※ 平成24年3月31日まで延長予定 【現在パブリックコメント中】

○ 軽減措置を適用するために必要な「資産要件」は撤廃し、また、「心身障害者扶養共済給付金」については個別減免時の収入認定から除外する取扱いとする。

※ 平成21年7月実施



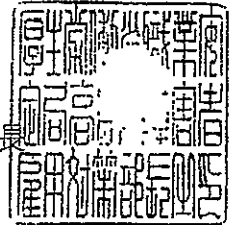
厚生労働省職高発第 0210001 号

厚生労働省障発第 0210002 号

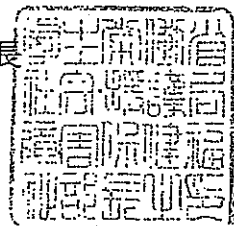
平成 21 年 2 月 10 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長



社会・援護局障害保健福祉部長



障害者を多数雇用する事業所、障害福祉施設等に
対する官公需の発注等の配慮について

昨今の厳しい雇用失業情勢の中、障害者の就職件数減や解雇数の増など、障害者の雇用情勢は一段と厳しさを増してきております。

このため、厚生労働省においては、地域における障害者の雇用維持、雇用機会の拡大を推進する観点から、「障害者雇用維持・拡大プラン」を実施することとしたところでです。

また、このような厳しい経済状況は、障害者を多数雇用している事業所や就労継続支援B型事業所等の障害福祉施設に対しても深刻な影響を及ぼしており、受注量の減少等から運営が不安定な状況となっております。

このため、「障害者雇用維持・拡大プラン」では、経済団体や企業等に対して雇用の維持・拡大と併せ、障害者を多数雇用している事業所や障害福祉施設等での仕事の確保について要請を行っておりますが、この要請に当たり、国や地方公共団体においても率先垂範して官公需の発注の増大を図っていくことが必要と考えております。

つきましては、貴都道府県、指定都市、中核市におかれましては障害者を多数雇用する事業所、障害福祉施設等に対する官公需の発注について、以下の事項に特段のご配慮をお願いいたします。

併せて、管内市町村、関係団体等に対しても、これらの趣旨の周知についてご配慮をお願いいたします。

- 1 障害者を多数雇用する事業所、障害福祉施設等に対する官公需の発注等について、特段の配慮をお願いしたいこと。
- 2 障害者を多数雇用する事業所、障害福祉施設等における取扱品目を十分に把握した上で、庁用物品としての調達、各種行事や大会等における記念品としての活用なども含め、積極的な発注を図りたいこと。
- 3 物品の購入のみならず、各種役務の提供を行っている例もあるので、これらについても積極的な活用を図りたいこと。

特に、昨年の地方自治法施行令の改正（平成20年政令第25号）により、それまで随意契約が可能とされている物品の購入以外にも地方公共団体が障害福祉施設等と役務提供に係る随意契約を行うことが可能とされたところであるので、随意契約による優先的な発注についても配慮をお願いしたいこと。

（地方公共団体で取り組んでいる具体的事例）

○ 物品購入の例

- ・ 庁用物品（ゴム印、時計、テーブル、表示板、作業服 等）
- ・ 大会等各種記念品（木工製品、しおり、石けん、コースター 等）
- ・ 啓発用物品（手芸品、陶芸品、紙製品）

○ 役務提供の例

- ・ 印刷（封筒、名刺、割引証、各種様式、記念誌、広報啓発用ポスター 等）
- ・ 会議のテープ起こし
- ・ クリーニング
- ・ 公共施設の清掃・除草等

平成21年2月10日

各都道府県労働局長 あて

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長

(公 印 省 略)

障害者を多数雇用する事業所、障害福祉施設等に対する
官公需の発注等の配慮について

現在の厳しい経済状況が、障害者を多数雇用している事業所、障害福祉施設等に対して、受注量の減少等の深刻な影響を及ぼしていることから、別添のとおり、各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長に対し、地方公共団体における官公需の発注についての配慮を要請しているところである。

各都道府県労働局においても、障害者を多数雇用する事業所、障害者福祉施設等に対する官公需の発注等について積極的に取り組むよう配慮されたい。

官公需として発注することが考えられる物品・役務の例

印刷	<ul style="list-style-type: none"> ポスター チラシ リーフレット 資料集 案内ハガキ 名刺 看板 カレンダー 封筒裏表印刷 シール
紙製品	<ul style="list-style-type: none"> 再生紙封筒 便せん 各種はがき しおり リサイクルトイレットペーパー ティッシュペーパー レターセット
ゴム印等	<ul style="list-style-type: none"> ゴム印、ネームプレート（木製看板） アクリル 木工 ガラス製品彫刻加工
食品類	<ul style="list-style-type: none"> クッキー ケーキ 焼き菓子 パン 弁当 食品加工品 椎茸製品 麺類（うどん・そば等）
記念品・小物雑貨	<ul style="list-style-type: none"> 賞状額 陶器（湯呑、花器等） 木製ボールペン フォトフレーム 時計 冠婚葬祭記念品 スポーツイベントのグッズ、記念品、ユニフォーム 各種おもちゃ
生活雑貨	<ul style="list-style-type: none"> 雑巾 ふきん マット コースター ごみ袋 石鹼各種（粉、液体、固形）
木製家具等	<ul style="list-style-type: none"> 木製家具 椅子 机 プランター 花代 花立
農作物	<ul style="list-style-type: none"> 花苗 国道除草効果花苗（グランドカバー） 米 ハーブ 野菜等
縫製品等	<ul style="list-style-type: none"> 軍手 手袋各種 靴下各種 介護用衣類 ウエス 制服 白衣 ネーム刺繍 まくら等寝具
介護等用品	<ul style="list-style-type: none"> 車いす 杖等 点字ブロック
防災用品	<ul style="list-style-type: none"> 防災用品（防災頭巾・消火バケツ等） カンパン等非常食
リース・レンタル	<ul style="list-style-type: none"> 観葉植物等リース 介護ベッド等レンタル
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 洗びん 回収（ダンボール・タイヤ等） 生ゴミ処理
役務	<ul style="list-style-type: none"> クリーニング リネンサプライ 郵便物の封入・封緘、仕分・発送作業（メール便作業を含む） 施設、公園の除草作業・管理業務 テープ起こし 建物、公園の清掃作業 文書の廃棄（シュレッダー） クリーン（清掃）サービス 賞状等の毛筆筆耕 袋詰、包装、シール貼り 縫製作業 駐車場・駐輪場の管理 売店・レストラン等の委託 資源回収・分別（古紙、ダンボール、ペットボトル、空き瓶、空き缶、タイヤ等）

職高発第0206001号
平成21年2月6日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

現下の雇用情勢に対応した「障害者雇用維持・拡大プラン」の 実施について

現在の厳しい雇用失業情勢の下、障害者を取り巻く環境にも影響が見られ始めているところである。ハローワークにおける障害者職業紹介状況を見ると、本年度4月から12月までの就職件数は34,115件と前年度同期比で2.0%減となっているところであるが、特に11月単月では前年度同月比9.8%減と大幅な減少を示しているところである。また、障害者の解雇届の受理状況を見ても、本年度上半期の解雇者数は787人と前年度同期比で6.2%増、またその後、10月では125人、11月では234人、12月では265人と月ごとに増加を示しており、今後の雇用情勢の悪化が懸念されているところである。

このような状況においては、離職を余儀なくされた障害者を含め、就職を希望する障害者の雇用の場を確保することが、喫緊の課題となっているところである。

そこで、地域における障害者の雇用の維持、雇用機会の拡大を推進する観点から、「障害者雇用維持・拡大プラン」として下記の取組を行うこととするので、各労働局においてもプランに基づく取組の推進について特段の御配慮をよろしく願います。

記

1 プランの概要

(1) 趣旨

現在の厳しい雇用失業情勢の下、障害者を取り巻く環境も厳しさを増しており、離職を余儀なくされた障害者を含め、就職を希望する障害者の雇用の場を確保することが、喫緊の課題となっている。そこで、障害者の雇用の維持、雇用機会の拡大を推進するため、「障害者雇用維持・拡大プラン」を実施する。

(2) 取組の内容

- ① 経済団体等への障害者雇用の維持・拡大についての要請
- ② 個別企業等への雇用拡大の要請等
- ③ 特別支援学校卒業予定者に対する就職支援
- ④ 法定雇用率達成指導の厳正な実施
- ⑤ 就職後の指導・支援の徹底

2 具体的な取組

(1) 経済団体等への障害者雇用の維持・拡大についての要請

現在の状況を踏まえ、中央レベルの経済団体に対して、厚生労働省幹部が障害者

雇用の維持・拡大について直接要請を行うこととしている。(要請書は別添1のとおり)

各労働局においても、当該要請の趣旨、内容を踏まえ、労働局幹部が団体の長に対して直接要請する機会を設ける等様々な機会を捉えて地域レベルの経済団体に対して働きかけを行うこととする。

(2) 個別企業等への雇用拡大の要請等

① 地域の有力企業等への働きかけ

地域の有力企業等については、その地域における障害者（特に身体障害者以外の障害者）の有力な受け入れ先であることから、法定雇用率の水準にとどまることなく、地域の模範となって障害者雇用を推進していくよう、以下のような働きかけを行うこととする。

なお、働きかけの際には別添2「障害者の雇用促進について」、別添3の事業主向けリーフレット「障害者の雇用維持、雇用促進にご協力ください!」も活用することとする。

ア 特例子会社の設置

大企業等多数の障害者の受け入れが期待できる企業に対しては、特例子会社の設置について、労働局長が自ら該当企業を訪問する等設置に向けた働きかけを行うこと。その際には平成20年度第2次補正予算により新たに創設した「特例子会社等設置促進助成金」（今般の景気後退等により解雇・勸奨退職等を余儀なくされた障害者等を新たに雇用して、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を創設した事業主に対して助成するもの）についても、併せて制度の周知及び活用の勧奨を図る。

イ 身体障害者以外の障害者の職域の拡大

当該企業における障害者雇用が身体障害者に偏っている場合には、従来考えられていた職域以外にも障害者の職域が拡大していることを示し、知的障害者、精神障害者等の職域についても検討するよう働きかける。

当該企業が特例子会社を設置している場合であっても、知的障害者等の雇用が特例子会社に限られている企業に対しては、本社、支社等特例子会社以外の職場における事務補助業務（郵便物の仕分け及び各部署への配送、封筒への封入・宛名書き、シュレッダー処理、会議資料の準備、消耗品の補充・整理、社員の名刺作成等）にも知的障害者等の就労の可能性があることを示し、雇用促進を働きかける。

② 公的機関への働きかけ

公的機関については、自ら率先垂範して障害者を採用し、法定雇用率を達成・維持することは当然のことであるとともに、ひとりでも多くの障害者を雇用することが求められているところである。

公的機関における雇用促進については、平成20年12月1日付け職高発第1201003号「地方公共団体における障害者雇用の促進について」により各労働局に対して通知したところであり、本通知に基づき、知的障害者や精神障害者を対象とした「チャレンジ雇用」の積極的推進等雇用の拡大に向けた取組を行うよう都道府県等に働きかけを行うこととする。

③ その他

上記①、②の雇用拡大の要請に当たっては、特別支援学校とも連携しつつ、特別支援学校在校生の職場実習の受入れについても併せて勧奨を行うこととする。

(3) 特別支援学校卒業予定者に対する就職支援

現在の厳しい経済情勢の下で、新規学卒者の就職環境は厳しさを増しているところであり、特別支援学校の平成21年3月卒業予定者についても、職場実習を行ったにも関わらず当該事業所の経営状況等により就職に結びつかない事例も見られるところである。

そこで、これらの就職先の決まっていな生徒については、ハローワークと特別支援学校が密接な連携の下、職場実習先や求人の開拓等の支援を行い、卒業までに就職先を決めることができるよう努めることとする。

(4) 法定雇用率達成指導の厳正な実施

民間企業に対する法定雇用率達成指導については、平成17年12月25日付け職高発第1227001号「障害者雇用状況報告の集計結果を踏まえた障害者雇用率達成指導の一層の推進等について」等に基づき実施しているところであるが、現在の厳しい雇用失業情勢も踏まえ、障害者の雇用機会の確保という観点から、一層実効ある法定雇用率達成指導を実施することとする。

なお、指導に当たっては、以下の点について留意することとする。

① 大企業に対する指導

法定雇用率未達成の大企業に対しては、直ちに実雇用率1.8%を超える障害者の雇用が実現するよう、

- ・ 特例子会社の設立
- ・ 従来、「障害者対象」と考えていた職種にこだわらず、企業全体を見回した新たな職域の開発

といった取組を行うよう指導を行う。

なお、特例子会社の設立の勧奨に当たっては、平成20年度第2次補正予算により新たに創設した「特例子会社等設置促進助成金」の周知及び活用の勧奨に努める。

② 中小企業に対する指導

中小企業については、依然として障害者雇用が低水準にある状況を踏まえ、先般、障害者雇用促進法について

ア 障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大

イ 中小企業が共同で障害者雇用をする場合の雇用率の算定の特例

といった改正が行われたところである。

特に、アについては、現在、経過措置により常用労働者301人以上規模の企業が対象となっている障害者雇用納付金制度の対象範囲を段階的に拡大することとしており、平成22年7月1日以降は201人以上規模の中小企業が、また平成27年4月1日以降は101人以上規模の中小企業が制度の対象となる。

このため、新たな制度の周知に併せた指導を強化・徹底する。

なお、平成20年度第2次補正予算により拡充した「特定求職者雇用開発助成金」及び新たに創設した「障害者雇用ファースト・ステップ奨励金」（中小企業における障害者雇用を促進するため、初めて障害者を雇用した中小企業に対して奨励金を支給するもの）の周知及び活用の勧奨に努めながら、雇用率達成指導を実施する。

③ その他

上記助成金等の周知及び活用の勧奨に当たっては、別添3の事業主向けリーフレット「障害者の雇用維持・雇用促進にご協力ください！」も活用する。

(5) 就職後の指導・支援の徹底

現在の厳しい経済状況の下では、一旦就職したとしても離職を余儀なくされかねない等の事態が発生することも考えられる。

そこで、就職後の一定期間を経過した障害者について、景気後退等の影響により離職を余儀なくされるような事態等が生じていないかを確認し、そのような場合は離職の防止に努めるとともに、やむを得ず離職に至る場合は、当該求職者の早期の再就職に向けた支援に努めることとする。

平成 年 月 日

団 体 名
宛 名 殿

障害者の雇用の維持・雇用機会の拡大に係る要請書(案)

日頃から、障害者雇用の促進について格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の経済情勢の悪化等に伴い雇用失業情勢は大変厳しい状況にあり、障害者の雇用失業情勢についても解雇者数が増加傾向にあるなど、今後厳しい状況になることが懸念されております。

また、御承知のとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律により、すべての事業主は社会連帯の理念に基づき、障害者が雇用を通じて自立しようとする努力に対して雇用の安定を図ることが共同の責務になっております。

このような状況を踏まえ、貴団体の会員団体・企業に対して、以下の点について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 在職中の障害者の雇用維持について

障害者については、一旦離職すると再就職が非常に困難な状況にあります。このため、貴団体の会員団体・企業において現在雇用されている障害者の雇用の維持が図られるよう特段の御努力をお願い申し上げます。

2 新たな雇用の促進について

現在、全国のハローワークに求職登録している15万人以上の障害者の雇用機会を確保するため、法に基づく障害者雇用率を未達成である企業はもとより、達成している企業においても、一人でも多くの障害者雇用に向けたお取り組みをお願い申し上げます。

なお、中小企業が障害者を新たに雇い入れた際の助成金の拡充、中小企業が初めて障害者を雇用した際の奨励金の創設等障害者雇用に係る支援策を拡充しておりますので、これらの制度の周知、活用等についてもよろしくようお願い申し上げます。

3 特別支援学校の新規学卒予定者について

特別支援学校の新規学卒予定者については、一般の新規学卒予定者と同様、厳しい雇用環境にあることから、採用の拡大及び職場実習の受入れについて積極的にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

特に、平成21年3月卒業予定者のうちいまだ就職先が決まっていない生徒に対しては特段の御配慮をいただくようお願い申し上げます。

4 障害者を多数雇用している事業所や福祉施設等での仕事の確保について

障害者を多数雇用している事業所や障害者が就労している福祉施設等においても仕事の確保が困難になっていることから、これらの事業所等への発注について御配慮いただくようお願い申し上げます。

緊急雇用対策本部長
厚生労働副大臣
渡辺 孝男

障害者の雇用促進について

 厚生労働省 ○○労働局

1 障害者雇用を取り巻く情勢

(1) 障害者自立支援法の施行(平成18年4月)

障害者が地域で自立した生活を送ることを支援するため、本法においては、就労移行支援事業、就労継続支援事業等を創設するとともに、福祉と雇用の関係機関がネットワークを構築し、連携強化を図ることとした。これにより、企業等への就職をより効果的に支援する仕組みや、企業を離職した障害者が就労を再チャレンジできる仕組みを構築し、福祉サイドからも就労支援を強力に推進。

(2) 障害者権利条約(平成18年12月13日採択・平成19年9月28日署名)

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約として、国連総会において採択。特に、労働雇用分野では、職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保するための適切な措置をとることが締約国に求められている。

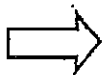
障害者権利条約の締結に向けて、対応の在り方について検討を開始。

(3) 障害者基本計画・重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日)

障害者基本計画(※)の後期5か年における諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等を定めるもの。

※ 15～24年度までの期間において、我が国が目指すべき社会を障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とすることを掲げ、そのための課題、分野別施策の基本的方向等を規定。

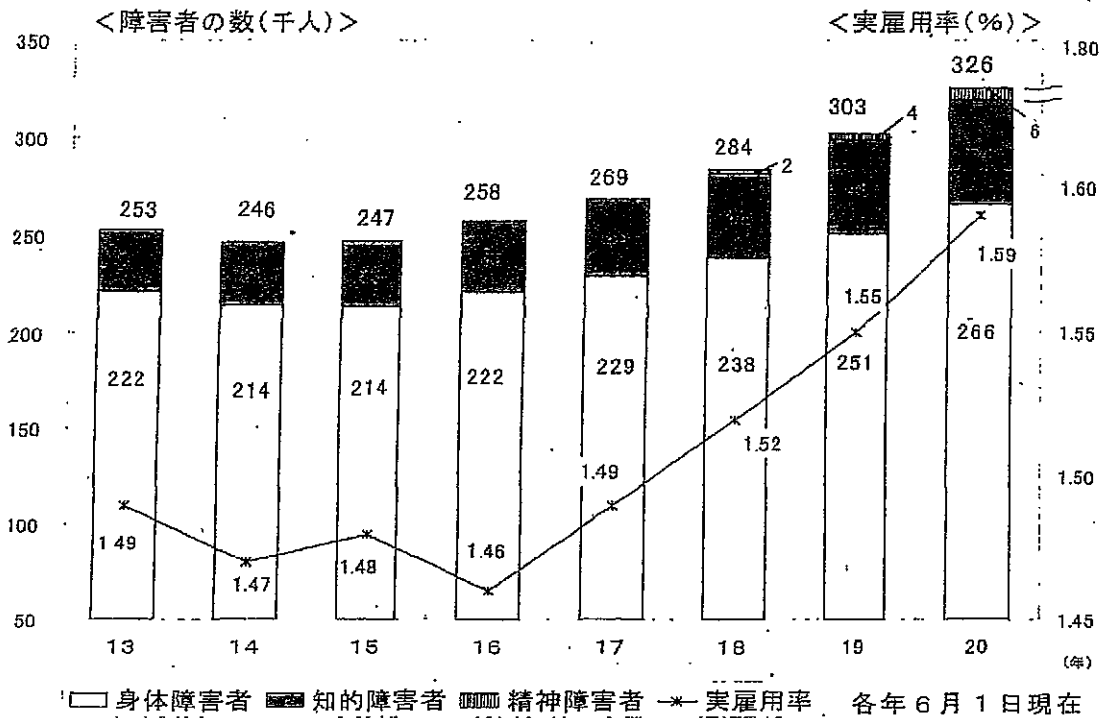
※ 「雇用・就業」の分野については、雇用障害者数64万人(25年度)、ハローワークを通じた障害者の就職件数24万人(20～24年度累計)、福祉施設から一般就労への年間移行者数0.9千人(23年度)等を目指す。



雇用義務1.8%の範囲に留まらず、障害者の雇用の場を
拡大していくことが強く求められている。

2 障害者の雇用状況

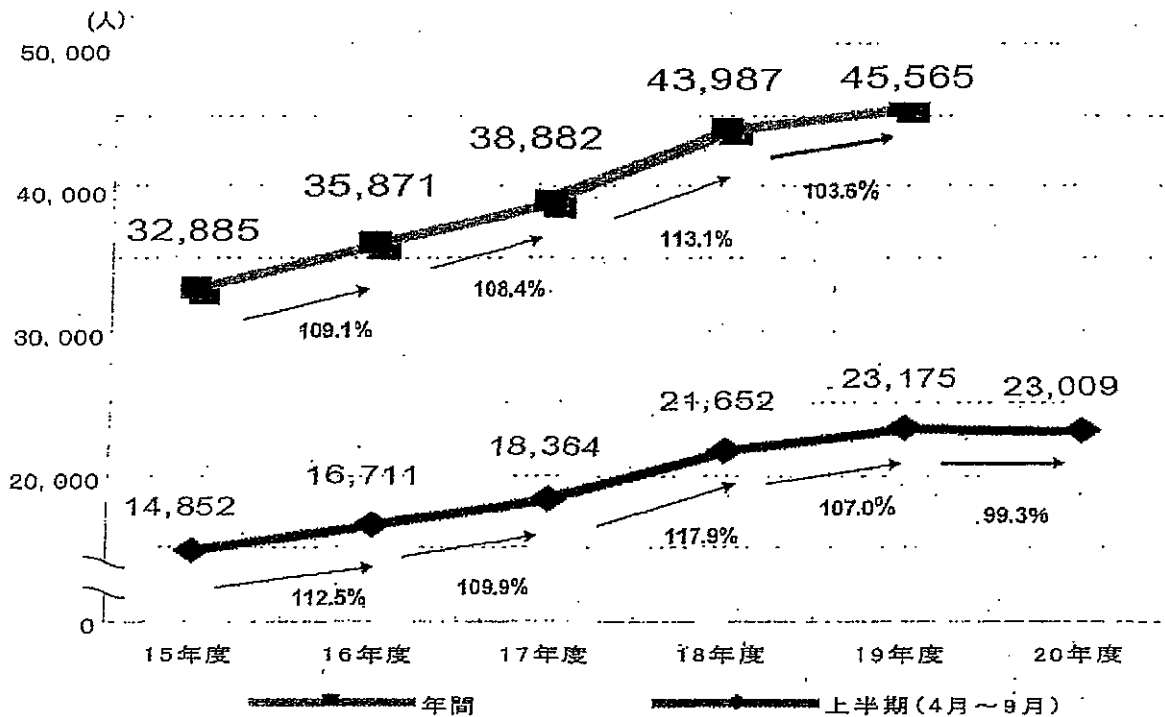
(1) 民間企業における障害者雇用状況



(注)雇用義務のある56人以上規模の企業の集計

2

(2) ハローワークにおける障害者の就職件数の推移



3

(3) ハローワークにおける新規求職・就職の状況(障害種別)

(単位:人)

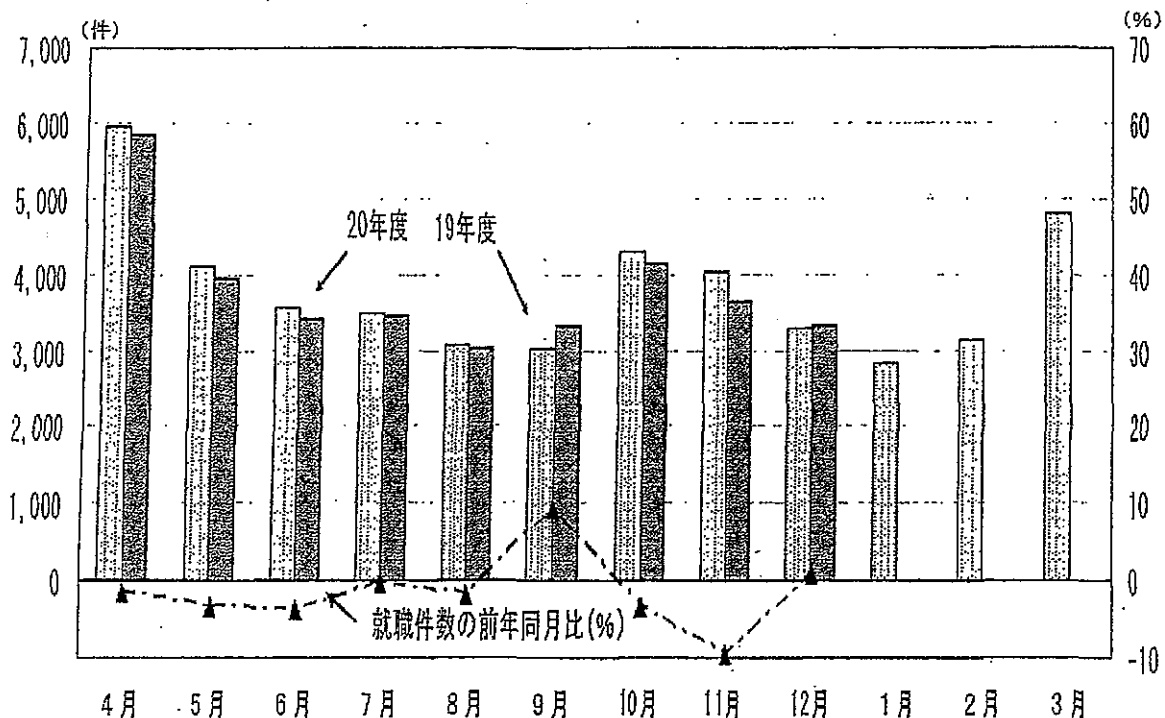
	新規求職申込件数				
	障害者計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
14年度	85,996 (2.9)	62,888 (2.2)	16,511 (0.9)	6,289 (16.8)	308 (15.8)
15年度	88,272 (2.6)	62,450 (△0.7)	17,602 (6.6)	7,799 (24.0)	421 (36.7)
16年度	93,182 (5.6)	63,305 (1.4)	18,953 (7.7)	10,467 (34.2)	457 (8.6)
17年度	97,626 (4.8)	62,458 (△1.3)	20,316 (7.2)	14,095 (34.7)	757 (65.6)
18年度	103,637 (6.2)	62,217 (△0.4)	21,607 (6.4)	18,918 (34.2)	895 (18.2)
19年度	107,906 (4.1)	61,445 (△1.2)	22,273 (3.1)	22,804 (20.5)	1,384 (54.6)

	就職件数				
	障害者計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
14年度	28,354 (4.7)	19,104 (4.4)	7,269 (2.8)	1,890 (16.0)	91 (21.3)
15年度	32,885 (16.0)	22,011 (15.2)	8,249 (13.5)	2,493 (31.9)	132 (45.1)
16年度	35,871 (9.1)	22,992 (4.5)	9,102 (10.3)	3,592 (44.1)	185 (40.2)
17年度	38,882 (8.4)	23,834 (3.7)	10,154 (11.6)	4,665 (29.9)	229 (23.8)
18年度	43,987 (13.1)	25,490 (6.9)	11,441 (12.7)	6,739 (44.5)	317 (38.4)
19年度	45,565 (3.6)	24,535 (△3.7)	12,186 (6.5)	8,479 (25.8)	365 (15.1)

※ ()内は前年度比(差)
新規求職申込件数及び就職件数は年度(期間)内の累計

4

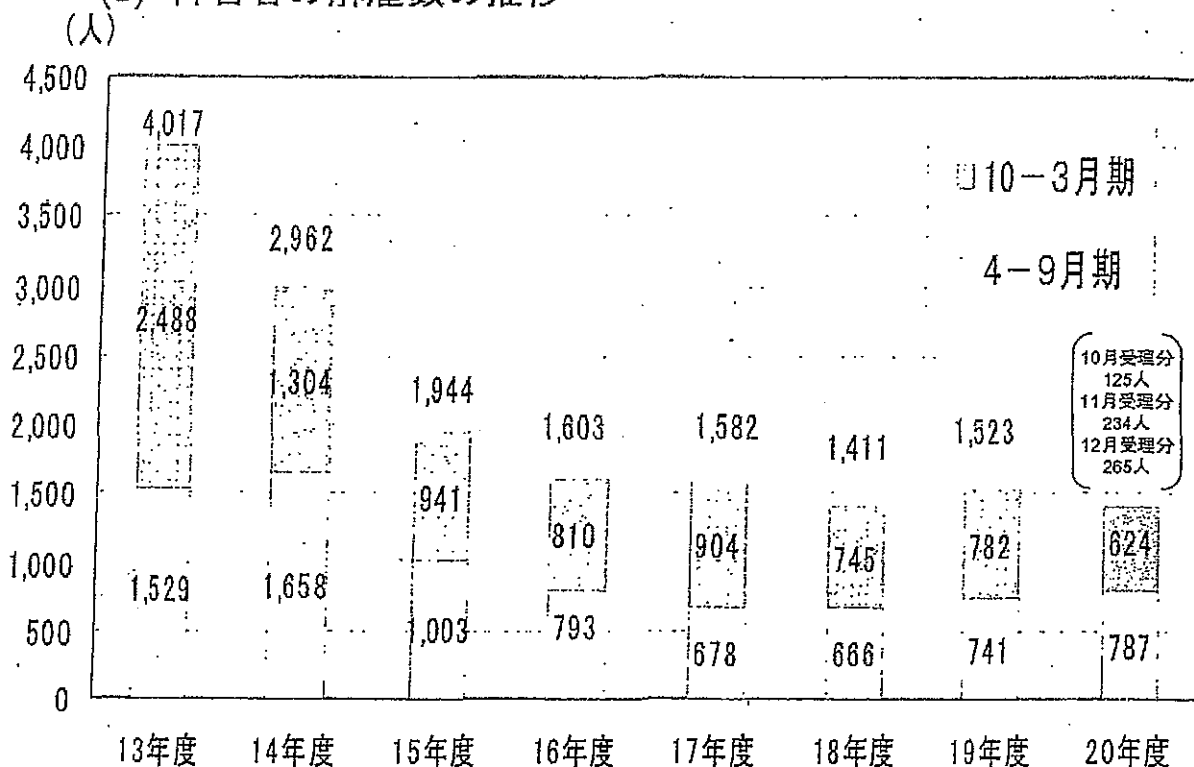
(4) ハローワークにおける障害者の就職件数の月次推移



※ 平成20年度における就職件数は、概ね前年同期を下回って推移している。

5

(5) 障害者の解雇数の推移



※ 平成20年度上半期における解雇者数は前年同期を上回っており、今後の増加が懸念される。

6

今般の景気後退を受けた障害者雇用対策の充実

1 平成20年度第1次補正予算(平成20年10月16日成立)

○ 中小企業に対する障害者雇入れ支援の拡充

障害者を公共職業安定所等の紹介により雇い入れた中小企業事業主に対する助成の拡充(例:身体・知的障害者を雇い入れた事業主に対する助成期間を1年間から1年6ヶ月に拡充)を行うことにより、障害者の雇用を促進する。

○ ハローワークの機能強化による障害者の就職・職場定着支援

ハローワークの就労支援機能を強化するため、障害者専門支援員を拡充(現行227名から297名)し、障害者に対して、関係機関と連携した「チーム支援」等によるきめ細かい職業相談、職業紹介等を通じた安定就職に向けての支援を行うとともに、就職後の職場定着指導等を徹底する。

2 平成20年度第2次補正予算(平成21年1月27日成立)

○ 障害者雇用の経験のない中小企業に対する奨励金の創設

障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数56~300人の中小企業)において、初めて雇用率制度の対象となるような障害者を雇用した場合に、奨励金(100万円)を支給することにより中小企業における障害者雇用の促進を図る。

○ 障害者雇用の特例子会社等の設立促進助成金の創設

障害者の安定的な雇用を確保するため、今般の景気悪化等により解雇・勧奨退職等を余儀なくされた障害者等を新たに雇用して、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対する助成金を創設する。

○ 中小企業に対する障害者雇入れ支援の更なる拡充

障害者を公共職業安定所等の紹介により雇い入れた中小企業事業主に対する助成の拡充(例:身体・知的障害者を雇い入れた事業主に対する助成額を90万円から135万円に拡充)を行うことにより、障害者の雇用を促進する。

7

4 今後の取組の方向

厳しい雇用情勢の中、障害者の雇用の場を確保することが最優先の課題

→ 障害者雇用促進法に定められた雇用義務を果たすことはもちろん、その水準にとどまらない雇用の促進が必要。

① 特例子会社の設立をご検討ください。

○ 特例子会社とは...

- ・ 障害者の雇用を促進することを目的とし設置されるもので、親会社との密接な関係の下、親会社の周辺業務を集約して障害者の特性にあった職務を作り出すなど障害者が働くために特別の配慮をしている子会社。
- ・ 一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる。

◎ 特例子会社として認定されるためには...

特例子会社として認定されるためには、親会社、子会社に対する要件を満たすことが必要です。

例えば、子会社は「親会社との人的関係が緊密であること(親会社からの役員派遣等)」「雇用される障害者が5名以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること」「障害者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること(障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等)」など。

親会社は「親会社が、当該子会社の意志決定機関(株主総会等)を支配していること(子会社の議決権の過半数を有すること等)」など。

◎ こんな特例子会社があります(244社(平成20年10月末現在))

● 親会社はどのような業種?

製造(104社)、小売(26社)、運輸(17社)、派遣・請負(17社)、サービス(16社)、情報通信(13社)、金融・保険(12社)等

⇒ 幅広い業種で設立

● どのような業務?

例えば、事務、パソコン業務、印刷、社内メール業務、ダイレクトメール業務、清掃・ビルメンテナンス、クリーニング、加工・製造、封入・包装、販売、園芸・緑化、マッサージなど

⇒ 幅広い職種で展開

まずは、最寄りのハローワークまでご相談を！！

(参考) 特例子会社等設立促進助成金

(平成20年度第2次補正予算で創設)

1 趣旨

景気後退期においても比較的安定した障害者雇用が見込まれる特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のための助成制度を創設し、安定的な障害者雇用を保障するとともに、地域における特例子会社等を増やし、それを核とした地域の障害者雇用の拡大を図る。

- ◇ 特例子会社
 - ・雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上
 - ・雇用される障害者に占める重度身体・知的・精神障害者の割合が30%以上
 - ・平均障害者雇用数 30.4人

2 内容

(1) 対象事業主

平成21年2月6日以降に設立する特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所であって、失業中の身体・知的・精神障害者を10人以上雇用するものを設立した事業主

(2) 支給金額

雇用障害者数		10人～14人	15人～19人	20人～24人	25人以上
支給金額	初年度	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
	2・3年目	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円

(3) 支給期間 3年間

- ◇ 重度障害者多数雇用事業所
 - ・重度身体・知的・精神障害者を新規に5人以上雇入れ、継続雇用と併せて10人以上雇用
 - ・雇用労働者数に占める障害者数の割合が20%以上
 - ・平均障害者雇用数 22.8人

新たな雇入れ、事業実施、従業員への研修等のための費用の一部を助成

- ・特定求職者雇用開発助成金等との併給は不可
- ・設立6ヶ月後の雇用状況を確認後支給

※ 雇用失業情勢が改善するまでの時限措置

② 「障害者向き」と考えていた職種にこだわらず、企業全体を見渡した職域の拡大をご検討ください。

例えば、知的障害者について...

これまで知的障害者の職域と考えられていた軽作業、清掃等の業務以外にも、就労の可能性が。

例えば、郵便物の仕分け及び各部署への配送、封筒の封入・宛名書き、シュレッダー処理、会議資料の準備、会議室の準備(机の配置、資料の配付等)、消耗品の補充・整理、社員の名刺作成等。

その他、介護の分野で活躍中の知的障害者も。

○ 厚生労働省の取組の例

○ 本省における取組

- ・郵便物の発受と仕分け、コピー用紙の補充、不要書類のシュレッダー処理、パソコンでのデータ入力等に従事(平成19年度実績 19名)

○ 地方支分部局等における取組

- ・各都道府県労働局において雇用(平成19年度実績 84名(全ての労働局で1名以上を雇用))
- ・労働局またはハローワークにおいて、パソコンでの採否結果等のデータ入力、ワープロによる文書浄書、書類のファイリング(タイトルラベル作成、タック付け等)、雇用保険初回説明会・各種セミナー等の資料セット、条件(職種、雇用形態等)による求人票の仕分け、不要書類のシュレッダー処理、コピー機・FAX・自己検索機等への用紙の補給等に従事

その他の障害者の職域も拡大しています。例えば...

○ 精神障害者

- ・ 清掃、軽作業などの業務。
- ・ パソコンによる専門的な事務処理。
- ・ 「精神面、身体面で疲れやすいため、まずは短時間労働から。徐々に勤務時間を延長」「ノルマや対人関係がプレッシャーとなりやすい」「臨機応変な判断が苦手」「体調に波が生じやすい」といった点への配慮の下、他の社員と同様の事務処理をこなす者も。

○ 視覚障害者

- ・ 企業内ヘルスキーパー(企業内療養師)。
- ・ 就労支援機器(拡大読書器、パソコンの音声化ソフト、点字ディスプレイ等)により、事務の分野にも職域が拡大。

○ 聴覚障害者

- ・ 設備・環境の工夫によりさまざまな職域での活動が可能。
- ・ 例えば、呼出や緊急時の通報のための屋内信号装置(光、音、振動等)、筆談のための簡易筆談機器(磁気ボード等)、即時の連絡を可能とする携帯電話(メール機能、バイブレター機能が有効)等。

職域の開発に当たっては、現在、各部署が行っている業務を洗い出し、そこから障害者が行うことのできる業務を取り出すといった職務の再構築も有効です。

御社でも、ぜひご検討を！

12

③ 職場実習の受入れをご検討ください。

○ 職場実習とは...

特別支援学級や特別支援学校などに在学中の生徒が卒業後の就職に備え、職場の実態を学ぶことを目的に、協力事業所において短期の職場実習(通常2週間程度)を実施。

● 企業にとっては

- ・ 特別支援学級、特別支援学校の在校生に対して、職業選択にあたって必要な経験をする機会を与えるという企業のCSRとしての取組。
- ・ 障害者を受け入れることにより、職場における障害者に対する理解を促進。

● 生徒にとっては

- ・ 将来の職業選択に資する貴重な体験。

ご相談は最寄りのハローワークまで

13

障害者福祉施設も仕事を求めています！！

⇒ 例えば、こんな仕事ができます！

- 役務の提供
クリーニング・清掃・印刷・データ入力・包装組立・発送など
- 物品の販売
弁当・作業服・部品など

- ・印刷(労働保険年度更新用ポスター、新規学卒者求人申し込みの案内リーフレット等)
- ・庁舎清掃業務
- ・ホームページのメンテナンス
- ・トナーカートリッジのリサイクル、各種ゴム印の作製 等

お問い合わせは、厚生労働省、各都道府県労働局、最寄りのハローワークまで

14

障害者の「働く場」への発注促進税制も活用できます

【具体例】

- ・減価償却資産が1,000万円(償却期間10年、定額法)
- ・発注増加額が20万円の場合

償却限度額(①+②) 120万円	=	普通償却限度額(①) 100万円 (1,000万円×10%) + 発注増加額(②) 20万円 (※)
----------------------------	---	--

普通償却限度額
償却限度額 = 普通償却限度額 + 前年度からの発注増加額(※)

※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。

15

『ATARIMAEプロジェクト』について

厚生労働省では、障害者雇用の底上げを図るための取り組みとして、『ATARIMAEプロジェクト』を開始しました。

『ATARIMAEプロジェクト』とは

障害者が社会で働くことが当たり前であるという社会を実現するため、福祉施設、学校、保護者等の関係者をはじめ企業や国民に至る幅広い層の方々に、障害者が働くことへの理解や重要性について考える機会を提供し、障害者雇用への肯定的意識の醸成を図っていきます。

具体的には、

- ◆障害者就労支援総合ポータルサイト開設
<http://www.atarimae.jp>
- ◆インターネット動画を活用した広報活動
- ◆企業向け障害者雇用相談の実施 等
を進めていきます。



厚生労働省では、障害者雇用の底上げに向けてATARIMAEプロジェクトを開始します。

障害のある人の就労機会は増加傾向にあるものの、障害者雇用率については未達成の状況にあります。そのような中、障害者雇用拡大に向けひろく国民の意識をむけて就労支援総合ポータルサイトをオープンするに至りました。

本プロジェクトでは、さまざまな形で障害者雇用底上げへの取り組みを進めてまいります。

ATARIMAEプロジェクトを通じて、まずは国民の意識に障害があってもなくても、誰もがATARIMAEに集う社会のあり方を考えていただきたいと思います。

本プロジェクトの趣旨をご理解いただき、1人でも多くの人が賛同してくださることを願っております。

ATARIMAEプロジェクト賛同呼びかけ人
厚生労働大臣
外務 委一

ATARIMAE PROJECT

ATARIMAE宣言

ATARIMAE宣言とは

ATARIMAEプロジェクトの取り組みや目的に賛同する皆様方に“ATARIMAE宣言”をして頂くとともに、賛同コメントを掲載し、国民各層の皆様へのPR効果を高めていきます。

ATARIMAE宣言コーナー

◇公式サポーター <http://atarimae.jp/supporter/list/index.html>

民間企業に率先垂範する立場にある自治体や公的機関のトップの皆様方に、是非、本プロジェクトの取り組みや目的に賛同いただき、公式サポーターとして“ATARIMAE宣言”をして頂き、障害者雇用の底上げにご協力をお願いします。

◇個人サポーター <http://atarimae.jp/supporter/list/index.html>

個人の方にも“ATARIMAE宣言”をして『ATARIMAEサポーター』になって頂きたいと思えます。

※“ATARIMAE宣言”するとマップ上に表示されます。➡



※サイト掲載イメージ

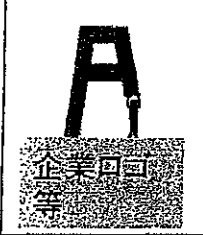
ATARIMAE PROJECT

ATARIMAE宣言（企業・団体等向け）コーナー

ATARIMAEプロジェクトの活動・コンセプトに賛同し、障害者雇用に前向きに取り組む企業・団体等の皆様に“ATARIMAE宣言”をしていただき、紹介するコーナーです。

障害者雇用の取組を紹介してください！
皆様の賛同でATARIMAEな社会の実現を！

※企業・団体等向けATARIMAE宣言掲載イメージ(1月掲載予定)

	企業名	株式会社あたりまえ商事
	所在地	東京都千代田区九段北111
	障害者活躍の場	事務職、配送業務で知的障害・精神障害者が活躍しています。
	ATARIMAE宣言	私たちは障害がある人もない人も、皆が働きやすい職場作りを目指し、今後も障害者を雇用します。
	企業・団体等情報	http://www.atarimae.jp

【平成21年2月現在】 支給要件等が変更される場合があります。念のため、都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご確認ください。

事業主の皆さまへ

障害者の雇用維持、雇用促進にご協力ください！

現在雇用されている障害者の方の雇用の維持をお願いします。

障害者については、一旦離職すると再就職が大変難しい状況です。現在、事業所で雇用されている障害者の方の雇用の維持にご努力をお願いします。

雇用の維持に当たっては、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金（景気変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることによって雇用を維持していただく場合、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成するもの）の活用もご検討ください。

障害者の雇用促進に向けた取組をお願いします。

障害者雇用促進法に基づく障害者の法定雇用率を未達成である企業はもとより、達成されている企業においても、一人でも多くの障害者雇用に向けた取組をお願いします。

新たな雇い入れについては、以下のような支援措置を拡充・創設しておりますので、これらのご活用もご検討ください。（詳細については裏面をご覧ください）

- ・ 中小企業について、障害者の雇入れに対する助成金（特定求職者雇用開発助成金）の拡充
- ・ 障害者の雇用経験のない企業に対する奨励金（障害者雇用ファースト・ステップ奨励金）の創設
- ・ 特例子会社等の設置及び障害者の雇入れに対する助成金（特例子会社等設立促進助成金）の新設

この他、障害者を多数雇用している事業所や福祉施設等への仕事の発注についてもご検討をお願いします。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

特定求職者雇用開発助成金の拡充

障害者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者(一般被保険者)として雇い入れる中小企業の事業主に対する助成金を拡充しました。

助成金は雇い入れ後6か月ごとに支給され、対象期間、支給される助成金の総額は以下のとおりです。

対象労働者	対象期間	支給額(総額)	
		拡充前	拡充後
身体・知的障害者	1年6か月	90万円	135万円
身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者	2年	160万円	240万円
短時間労働者の身体・知的・精神障害者	1年6か月	60万円	90万円

障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設

障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業)において、ハローワークの紹介により身体・知的・精神障害者を初めて継続して雇用する労働者(一般被保険者)として雇い入れる事業主に対する奨励金を創設しました。(※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置)
支給額は、1人目の障害者を雇用することに対し、100万円です。

特例子会社等設立促進助成金の創設

平成21年2月6日以降に設立する特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所であって、身体・知的・精神障害者を10人以上雇用するものを設立した事業主に対する助成金を創設しました。(※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置)
支給額は以下のとおり、支給期間は3年間です。

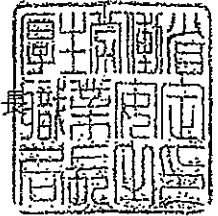
雇用障害者数		10人～14人	15人～19人	20人～24人	25人以上
支給金額	初年度	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
	2・3年目	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円

この他、助成金、奨励金の支給には一定の要件がありますので、詳しくは都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご相談ください。

平成21年2月6日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



現下の雇用情勢に対応した「障害者雇用維持・拡大プラン」の
実施について

現在の厳しい雇用失業情勢の下、障害者を取り巻く環境にも影響が見られ始めております。ハローワークにおける障害者職業紹介状況を見ると、本年度4月から12月までの就職件数は34,115件と前年度同期比で2.0%減となっているところですが、特に11月単月では前年度同月比9.8%減と大幅な減少を示しております。また、障害者の解雇届の受理状況を見ても、本年度上半期の解雇者数は787人と前年度同期比で6.2%増、またその後、10月では125人、11月では234人、12月では265人と月ごとに増加を示しており、今後の雇用情勢の悪化が懸念されております。

このような状況においては、離職を余儀なくされた障害者を含め、就職を希望する障害者の雇用の場を確保することが、喫緊の課題となっております。

そこで、厚生労働省としては、地域における障害者の雇用の維持、雇用機会の拡大を推進する観点から、別添のとおり「障害者雇用維持・拡大プラン」としての取組を行うことといたしましたので、当該プランの趣旨、内容について御了知いただくとともに、その実施について特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

重点施策実施5か年計画（抄）

～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い

共に生きる社会へのさらなる取組～

平成19年12月25日

障害者施策推進本部決定

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

5 雇用・就業

○基本方針

雇用・就業は、障害者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用政策に加え、福祉政策や教育政策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図る。

② 総合的支援施策の推進

○ 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進

福祉施設等における障害者の仕事の確保に向け、国は、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体等に対し、国の取組を踏まえた福祉施設等の受注機会の増大の推進を要請する。

また、企業から福祉施設等に対する発注を促進する税制を創設し、当該税制の活用を促すこと等により、障害者の仕事の確保に向けた取組を推進する。

地方公共団体における障害者支援施設等との 随意契約の範囲の見直しについて

1. 現行

地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、**障害者支援施設等**（※）においてその活動の成果として製作された物品を買い入れる契約を規定。

（※）障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、小規模作業所。（経過措置により、更生施設（身体、知的）、授産施設（身体、知的、精神）、福祉工場（身体、知的、精神）を含む。）

2. 今回の見直し（地方自治法施行令の改正 平成20年2月14日公布 平成20年3月1日施行）

（1）経緯

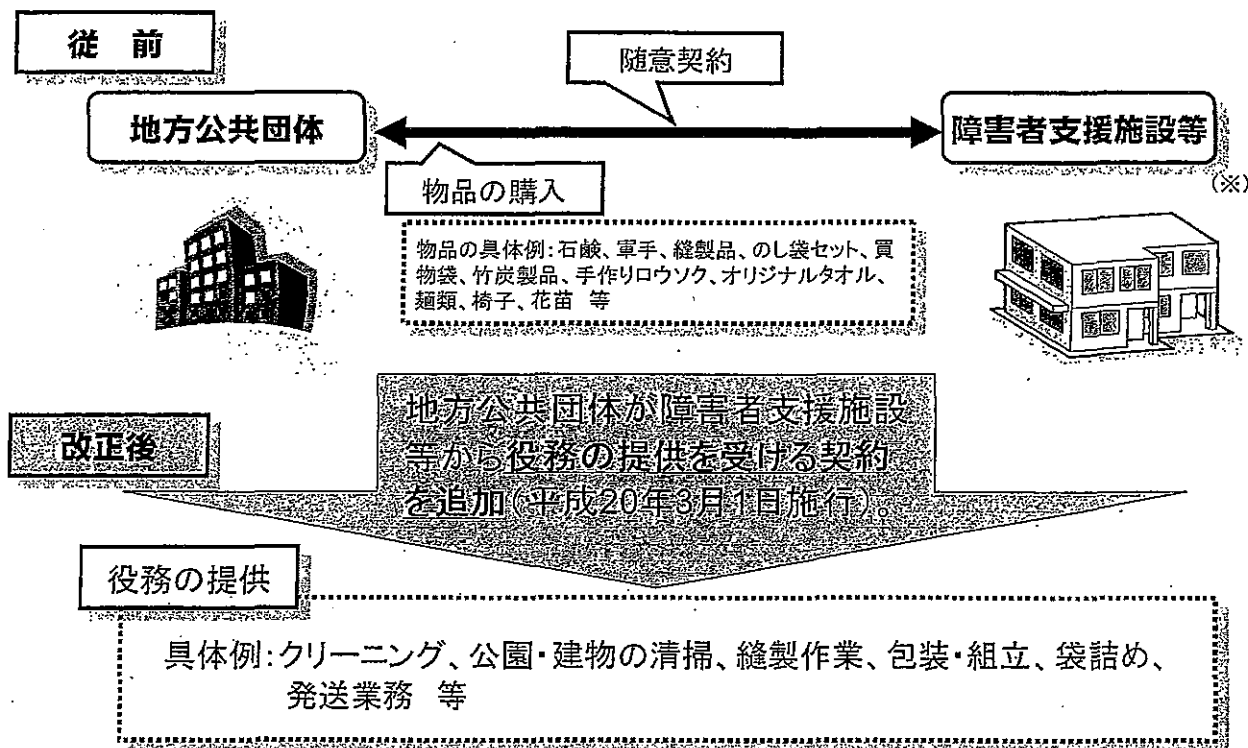
構造改革特区第10次提案募集（平成18年10月）において、現行で随意契約が可能とされている物品の購入以外にも「地方公共団体が障害者支援施設等と**役務提供に係る随意契約を行うことを可能とすること**」について特区提案が行われ、政府として「平成19年度中に結論」としていた。

（2）改正内容

地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から**役務の提供を受ける契約を追加**。

物品の具体例（現行）	役務の具体例（今般の改正で追加）
石鹸、軍手、縫製品、のし袋セット、買物袋、竹炭製品、手作りロウソク、オリジナルタオル、麺類、椅子、花苗 等	クリーニング、公園・建物の清掃、縫製作業、包装・組立、袋詰め、発送業務 等

障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直し （地方自治法施行令の改正）



※ 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設・更生施設（身体、知的）、授産施設（身体、知的、精神）及び福祉工場（身体、知的、精神）、小規模作業所。

別紙のとおり、特定非営利活動法人日本セルフセンターの主催により、「セルフ商品見本市」として、企業等向けに障害者施設の製品や事業を紹介するイベントが開催されますので、参考にお知らせします。

同時
開催

CSRのための

セルフ商品活用セミナー

日時：2009年2月18日(水) 13時～15時

会場：日本財団ビル2階大会議室(定員200名)

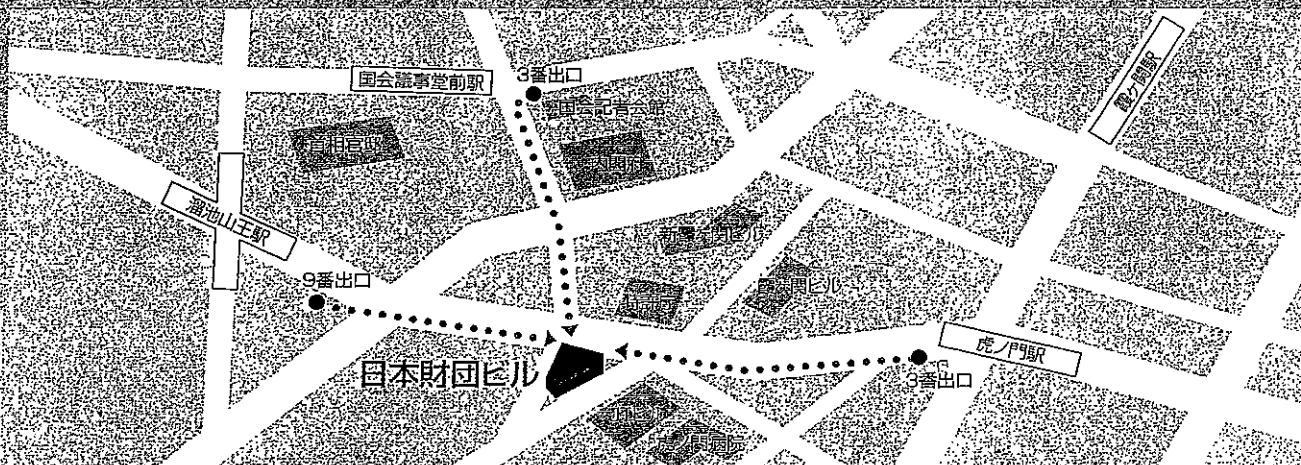
内容

- (1) 障害者雇用促進 発注促進税制等 国の施策についての報告(厚生労働省)
- (2) 企業との連携事例紹介を含めた、社会就労センター等の活用について(日本セルフセンター)
- (3) 社会就労センター・就労支援事業所に対し発注実績のある企業等からの事例報告

中小企業家同友会全国協議会 横河電機株式会社 株式会社t&kw

●セミナー終了後に、企業参加者と出展者との交流会を行います。(15時～16時)

※セミナー・交流会とも入場無料ですので、ご自由にご参加ください。



●地下鉄銀座線「虎ノ門駅」より徒歩5分 ●地下鉄銀座線・南北線「溜池山王駅」より徒歩5分 ●地下鉄丸の内線・千代田線「国会議事堂前駅」より徒歩6分

主催 特定非営利活動法人 日本セルフセンター
社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国社会就労センター協議会
関東社会就労センター協議会

後援 厚生労働省
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
日本経団連1%クラブ
日本商工会議所

東京都
中小企業家同友会全国協議会
協同組合連合会 日本専門店会連盟
全国中小企業団体中央会

お問い合わせ・セミナー申込先



〒160-0022 東京都新宿区新宿1-13-1・大橋御苑駅ビル別館2F

特定非営利活動法人 日本セルフセンター 事務局

セルフ商品見本市係(担当:森本、中村)

TEL: 03-3355-8877 FAX: 03-3355-7666 E-mail: selpcenter@selp.or.jp



助成事業 このイベントは協賛の交付金による日本財団の助成金を受けて実施します。

障害者が働く施設でつくられた様々な商品・事業を一堂に展示!

セルフ商品見本市

ビジネスパートナーとして、企業のCSRの一環として、活用してください。

日時 2009年2月18日(水)～20日(金) **入場無料**

午前10時から午後4時まで(最終日は午後3時終了)

会場 日本財団ビル1階フロア

商品・事業(展示例)

食品(ジャム詰め合わせ)

健康志向の無添加手作りジャムです。
贈答品としても最適です。



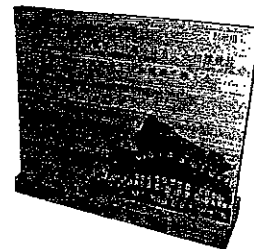
食品(缶入りパン)

保存食、非常食にもなります。
ご希望によりオリジナルラベルも製作します。



木工(表彰状)

ユニークな木製の表彰状です。社内表彰、イベント等記念品として活用出来ます。



印刷事業(各種パッケージ)

食品・飲料メーカー、お土産等の各種パッケージを印刷しています。通販サイトでの注文も開始しました。



観賞魚リース事業(熱帯魚入り)

施設で飼育された熱帯魚の入った水槽をリース。
社内、病院等に設置することにより、癒しの空間が創られます。



縫製(エコバッグ)

オリジナルのエコバッグは記念品・ノベルティ商品として活用出来ます。ご希望により社名、ロゴの印刷も可能です。



内 容

セルフ商品展示と事業紹介パネル展示

- 商品展示(記念品・ノベルティ商品・贈答品・食品・おもちゃ・日用品等)
- 事業紹介パネル展示(縫製・印刷・クリーニング等)※開催期間中ご商談にも応じています。

※セルフ商品活用セミナー同時開催(裏面参照)



特定非営利活動法人

日本セルフセンター

障害者の就労支援施設等に対する官公需等の発注促進事例 (熊本県障がい者支援総室の事例)

(1) 熊本県の授産施設・作業所等への仕事の発注（優先発注）の状況

・発注内容（発注部署、発注品目、発注金額、発注先、など） ※協議会把握分

→ 発注部署 県本庁及び出先機関

発注品目 ジャム、クッキー、コーヒー、い草製品、木工品、清掃など

発注金額 平成18年度（約300万円）、平成19年度（約500万円）

発注先 熊本県授産事業振興センター、各授産施設、継続支援事業所等

・仕事の発注から納品までのプロセス・手続き

→ ※参考1「随意契約による物品又は役務をの調達契約に関する事務処理要領」
参照

→ 共同受注窓口 熊本県授産事業振興センター

※熊本県内の授産施設を中心に組織された販売のための組織
(53施設加盟 共同で年10回以上販売会等を実施)

・その他、熊本県の仕事の発注（優先発注）において特筆すべき事項

→ 平成18年度より毎年度、県庁地下大会議室にて熊本県授産施設協議会、熊本
県授産事業振興センターと共催で「障がい者福祉施設製品等展示・商談会」を
開催し、県や市町村、社協等からの発注促進を図る取組みを実施

平成20年度 9月2日（火）開催 約40施設参加

※参考2「障がい者福祉施設製品等展示・商談会」アンケート結果参照

また、平成20年8月27日には県内市町村の障がい福祉担当課長等向けに就
労支援（優先発注含む）の会議を開催し、優先発注の動向を説明するとともに、
発注促進を依頼（市町村においても約半数が何らかの形で発注）

(2) 熊本県の現状における仕事の発注（優先発注）の課題・問題点

・仕事の受注側（授産施設・作業所等）の課題・問題点

→ 共同受注窓口の担当者が専任ではない点（施設に所属し指導員としての仕事も
あるため、専門的、集中的に営業、販売等に力を注ぐことが出来ない）

- 共同の配送センター、共同販売所等を有しないため、共同受注があった場合、各々の施設から発注者への送付となる
- 共同受注の場合、一定のマージン（1割）を徴収するシステムであるため、施設独自の営業に力を入れる施設もある
- 授産事業振興センターは旧授産施設などが中心で組織されており、小規模作業所（NPO 法人）など全体の施設を網羅していない（現時点では小規模作業所などは共同受注に入っていない）

・仕事の発注側（県内各部署や制度等）の課題・問題点

- 各発注所属の各々の判断での発注となるため、障がい部局としてはあらゆる機会を通じて優先発注の依頼に留まっている（今後、各所属向けの説明会等を検討中）
- 「随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領」（別紙参照）を所管している課（調達関係の課）の立場として、競争性、公平性を尊重しているため、制度が周知されていない

・その他、熊本県の現状における仕事の発注（優先発注）の課題・問題点

- 随意契約可能であっても、財政状況が厳しい本県の現状として、同じ内容の仕事（物品・役務）であった場合、より低額なところへ発注を行う
- 役務については、シルバー人材センター等との優先発注による競合をどのように棲み分けしていくか

（3）地方公共団体における「授産施設、作業所等の受注機会の増大」に対する意見・要望

・熊本県の仕事の発注（優先発注）への取組みを通じ、地方公共団体で「授産施設・作業所等の受注機会の増大」を図るために必要なことは

- 「共同受注窓口」の組織として、受注を希望する全事業所を網羅した窓口を構築する必要（共同受注窓口の一本化）がある
- 上記窓口を設置する場合の財源（人件費）を確保する必要がある
- 品質管理と納期は必須条件

(4) 「官公需等受注システム（仮称）」のあり方に対する意見・要望

・「官公需等受注システム」の基本的な仕組みに対する意見・要望

→ 全県を対象とした「共同受注窓口」と障害福祉圏域を対象とした「〇〇圏域共同受注窓口」の2階建ての仕組みが必要

・「物品等の購入者に対し必要な情報の提供を行う体制」に対する意見・要望

→ 「共同受注窓口」にて提供できる品目、金額、納期などの情報をインターネットで提供し、随時更新を行うシステムが必要である

・「共同受注窓口組織」に対する意見・要望

→ （再掲）

（県出先機関や市町村が発注する場合を想定した場合）全県を対象とした「共同受注窓口」と障害福祉保健圏域を対象とした「〇〇圏域共同受注窓口」の2階建ての仕組みが望ましい

また、小規模市町村においては、共同受注窓口を利用することなく、当該市町村に所在する施設との単独での契約が想定される

・その他、「官公需等受注システム」のあり方に対する意見・要望

→ 国の出先機関（労働局等）からの発注を進めるためにも、全県を対象とした「共同受注窓口」は必要

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領

[沿革] 平成17年9月30日告示第1149号
 平成18年12月1日告示第1203号
 平成19年3月7日告示第198号
 平成20年2月29日告示第155号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約（以下「物品又は役務の調達契約」という。）において、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体及び新商品販売者から物品又は役務の調達契約を締結する場合の事務について、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。第7条において「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者支援施設等 県内に住所を有する次に掲げる施設及び作業所をいう。
 - ア 障害者自立支援法（平成17年法律123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
 - イ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）
- (2) シルバー人材センター 県内に住所を有する高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターをいう。
- (3) 母子福祉団体 県内に住所を有する母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体をいう。
- (4) 新商品販売者 熊本県新事業支援調達制度実施要綱により認定を受けた物品を販売する者

(契約できる範囲等)

第3条 この要領による物品又は役務の調達契約が締結できる範囲は、次の各号に掲げられているものとする。

- (1) 障害者支援施設等から物品を買い入れる場合及び役務の提供を受ける場合にあつては、別記第2号様式中製作する物品の欄に登録されている物品及び提供できる役務の欄に登録されている役務
- (2) シルバー人材センターから役務の提供を受ける場合にあつては、別記第3号様式中提

供できる役務の欄に登録されている役務で臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るもの

(3) 母子福祉団体から役務の提供を受ける場合にあつては、別記第4号様式中提供できる役務の欄に登録されている役務

(4) 新商品販売者から物品を買い入れる場合にあつては、別記第5号様式中物品名の欄に登録されている物品

2 前項の規定より物品又は役務の調達契約の締結に当たっては、契約担当課は、予算の適正な執行に配慮するものとする。

(登録申請)

第4条 第2条各号に掲げる者で、熊本県との物品又は役務の調達契約を希望する者は、次の各号に定めるところにより、登録申請するものとする。

(1) 申請書 契約希望申請書 (別記第1号様式)

(2) 申請書の提出時期 毎年2月1日から2月末日 (県の休日を除く。) まで

(3) 申請書等の提出先 別表に掲げる所属

(名簿の作成等)

第5条 名簿作成担当課は、前条の規定により申請を行った者の名簿を次の各号に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 名簿の種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 障害者支援施設等名簿 (別記第2号様式)

イ シルバー人材センター名簿 (別記第3号様式)

ウ 母子福祉団体名簿 (別記第4号様式)

エ 新商品販売者名簿 (別記第5号様式)

(2) 名簿は、毎年3月1日現在で作成するものとする。

(3) 名簿は、毎年3月20日までに管理調達課に提出するものとする。なお、当該名簿に変更があった場合は、その都度変更後の当該名簿を提出するものとする。

(4) 管理調達課は、名簿作成担当課から提出された名簿を県庁行政棟新館情報プラザ (以下「情報プラザ」という。) において閲覧方式により公表するものとする。

(変更等の届出)

第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約希望申請書内容変更届 (別記第6号様式) により遅滞なく知事に届け出なければならない。

(1) 法人名、所在地、理事長名又は代表者名に変更があったとき。

(2) 契約を希望する物品又は役務名に変更があったとき。

(公表)

第7条 規則第93条の2第1項第1号に規定する契約の発注の見通しの公表は、次の各号によるものとする。

(1) 公表する事項

ア 調達する物品又は役務の名称、内容及び場所

イ 調達する時期

(2) 公表の時期

原則として毎年度2回、次に掲げる時期を目途として、その時点における年度末までの契約の発注の見通しに関する事項を公表する。

ア 4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）

イ 10月1日

(3) 公表の方法等

ア 各契約担当課は、翌年度の契約の発注の見通しを毎年3月25日までに別記第7号様式により管理調達課に報告するものとする。

イ 管理調達課は、別記第7号様式により、情報プラザにおいて閲覧方式により公表する。なお、地方出先機関において物品又は役務の調達契約を締結する場合は、当該地方出先機関の契約担当課において閲覧方式により公表する。

(4) 公表の対象

1件の予定価格が10万円を超える契約

(5) 公表の期間

公表の期間は、当該年度の3月31日までとする。

2 規則第93条の2第1項第2号の契約締結前の公表は、次の各号によるものとする。

(1) 公表する事項

ア 調達する物品又は役務の名称

イ 物品の数量又は役務の内容

ウ 物品の納入期限又は役務の提供の契約期間

エ 物品の納入場所又は役務の履行場所

オ 見積書の提出期限

(2) 公表の時期

公表は、見積書提出期限の7日前までにしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(3) 公表の方法等

ア 各契約担当課は、別記第8号様式により、本庁において物品又は役務の調達契約を行うものについては情報プラザにおいて、地方出先機関において物品又は役務の調達契約を行うものについては当該地方出先機関の契約担当課において閲覧方式により公表する。

イ 公表の期間

公表の期間は、当該年度及び翌年度とする。

3 規則第93条の2第1項第3号の契約締結後の公表は、次の各号によるものとする。

(1) 公表する事項

ア 調達した物品又は役務の名称

イ 調達した物品の数量又は役務の内容

- ウ 物品の納入期限又は役務の提供の契約期間
- エ 物品の納入場所又は役務の履行場所
- オ 契約金額
- カ 契約日
- キ 契約の相手方
- ク 相手方とした理由

(2) 公表の時期

公表は、契約締結後速やかに公表する。

(3) 公表の方法

契約担当課は、別記第9号様式により、本庁において物品又は役務の調達契約を行うものについては情報プラザにおいて、地方出先機関において物品又は役務の調達契約を行うものについては当該地方出先機関の契約担当課において閲覧方式により公表する。

(4) 公表の期間

公表の期間は、当該年度及び翌年度とする。

(相手方の決定方法等)

第8条 契約の相手方の決定方法及び選定基準は次のとおりとする。

(1) 契約の相手方の決定方法

有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものとする。

(2) 契約の相手方の選定基準

第5条第1号に掲げる名簿に掲載されている者の中から選定する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年9月30日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成17年10月21日から施行する。
- 2 平成17年度においては、第4条第2号中「毎年2月1日から2月末日まで」とあるのは「平成17年9月30日から10月11日まで」と、第5条第2号中「毎年3月1日現在」とあるのは「平成17年10月1日」と、第5条第3号中「毎年3月20日」とあるのは「平成17年10月17日」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
- 2 施行の日から障害者自立支援法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第2条第1項第1号ア中「行う施設」とあるのは、「行う施設、障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業所、同法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定

する身体障害者更生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設（身体障害者福祉工場を含む。）、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（知的障害者福祉工場を含む。）」とする。

附 則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

「障がい者福祉施設製品等展示・商談会」アンケート結果

H20.9.8

障がい者支援総室

問1 性別

男性	135	47.2%
女性	151	52.8%

問2 年齢

10歳～20歳未満	1	0.3%
20歳～30歳未満	37	12.9%
30歳～40歳未満	76	26.6%
40歳～50歳未満	93	32.5%
50歳～60歳未満	62	21.7%
60歳～70歳未満	13	4.6%
70歳以上	3	1.1%
未記入	1	0.3%

問3 (販売利益が利用者の給料となること)の認知

知っていた	207	72.4%
知らなかった	77	26.9%
未記入	2	0.7%

問4 今後の購入(利用)意志

今後、購入(利用)してみたい	192	67.1%
購入(利用)しない	0	0.0%
わからない	89	31.1%
未記入	5	1.8%

問5 「展示・商談会」への感想 (複数選択)

障がい者への理解が深まった	115	40.2%
製品等への理解が深まった	140	49.0%
人が集まる場所で開催したほうが良い	92	32.2%
もっと製品のPRをしたほうが良い	109	38.1%
もっと市場競争に勝てるような製品があればいい	34	11.9%

※問5関連（自由回答）

・ 質の良い商品が多いですね。
・ あまりに安価で申し訳ない気がしました。
・ 色々な考え(地球環境・フェアトレード等)を持って製品を販売しているところがわかりました。
・ 初めて来ました。もっと周知して、多くの方に参加してもらったらいいと思いました。こういったことを発信・PRすべきだと感じました。
・ もっと社会へのPRを広げてください。
・ 各施設の販売を通じて、交流の場や創意工夫の場になって、更に充実・発展できることを望みます。
・ 障がい者の製品ということもPRしないほうが、自然な形で見たり、買ったりしやすいような気がしました。(一般の商品と何ら違いを感じなかった。)
・ どれも心のこもった物ばかりですね。
・ 販売対応が洗練されているところもあり、商品説明がきちんとされ、感心しました。
・ 常設売店があると、私たち一般の者は買いやすいと思います。
・ 作品の量や丁寧さに感心しました。
・ ショップマップがあればよいと思います。どこで販売しているか、もっとPRすることが大事だと思います。
・ 初めてでかわいい製品があつていろいろ買いたくなりました。
・ 温かい製品の多さに感動しました。
・ 毎年楽しみにしています。地域ごと(ブロック合同)とか、県庁以外のところでも開催されたらいいと思います。
・ 県庁の売店横のコーナーで定期的(月に1回)出店されてはどうか。
・ 軍手やトイレトーパー等、地元の施設へ発注していますが、今回も新しい発見がありました。年々市場競争に勝つような素敵な製品が増えています。
・ 委託業者の選定の際、県庁(障がい者支援総室)からの方針が伝わるよう。何度でも制度の周知徹底があってもいいかなと思いました。
・ 実用的な物がもっとあるといいと思います。
・ 素敵な製品やお菓子等が多く、どれもほしくなりました。また開催してください。
・ 1日だけではなく、3日ぐらい開催したらどうでしょうか。
・ 多くの作業所が一堂に会するので毎年楽しみにしています。
・ 絵はがきの絵と保護者の添えられた言葉に感動しました。
・ 商品の種類の多さ、質の高さに驚きました。もっといろんな方々に知らせるべきではないでしょうか。

障害者の就労支援施設等に対する官公需等の発注促進事例 (東京都中野区経営室の事例)

I. 中野区の授産施設・事業所等への仕事の発注（優先発注）の現状について

1. 優先発注の背景

平成20年2月14日政令第25号、「地方自治法施行令の一部を改正する政令」が公布され、3月1日から施行された。

改正令では、地方公共団体による契約の締結に関し、障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直し（令第167条の2第1項第3号）、不正行為に対する入札参加停止期間の延長、総合評価一般競争入札の手続きの簡素化など、契約手続き面の改正が主な内容である。

特に、障害者支援施設等との随意契約については、平成18年に障害者自立支援法が施行され、障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害者の就労を積極的に推進してきたが、障害者支援施設等への業務発注が年々減少傾向にあることから、今般、施行令の改正が行われた。

中野区としても、こうした改正の趣旨を踏まえ、障害者支援施設等への物品買入れや業務発注について、以下の方針で取り扱うこととした。

2. 取組み方針

物品の買入れ契約の拡充のほか、新たに役務の提供を受ける契約を加え、区内障害者支援施設等へ、可能な範囲で発注を行うこととする。

3. 対象となる障害者支援施設等

障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うもの）、小規模作業所（障害者基本法第2条、同法第15条第3項により必要な費用の助成を受けているもの）

※ 参考1の施設一覧参照

4. 具体的な発注内容 …………… 参考1の施設の受注可能品目・業務参照

(1) 買入れ物品の例

石鹸、軍手、縫製品、のし袋セット、買い物袋、竹炭製品、手作りローソク、オリジナルタオル、麺類、椅子、花苗、カードケース等

(2) 役務の提供の例

クリーニング、公園や建物の清掃、縫製作業、包装・組み立て、袋詰、発送業務、

受付業務（窓口、電話）等

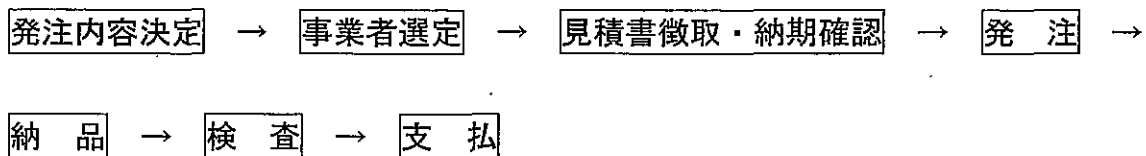
5. 契約手続き等

(1) 各部発注案件

各部長に契約締結権限のある案件については、保健福祉部障害福祉分野の区内障害者支援施設等の名簿及び取扱い業種目（参考1）を参照し、納期限についても施設側と十分協議した上で見積を徴取し、契約締結を行う。

その際、複数の障害者支援施設等に発注可能な業務等については、原則、価格競争を行い、契約先を決定することとした。

《発注から納品までのプロセス：部長契約》

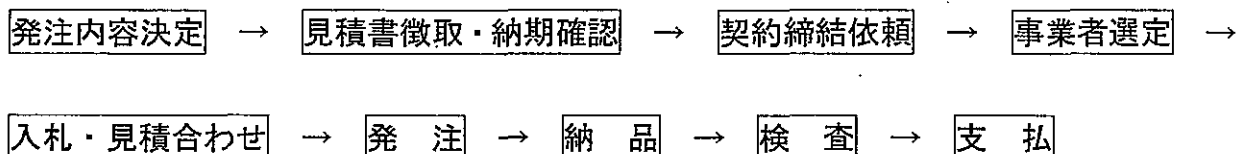


(2) 契約担当課に契約締結依頼を行う案件

契約担当課に契約の締結を依頼する案件については、契約を締結しようとする障害者支援施設等の選定理由を業者指定理由書または、製品指定理由書に記載し、関係書類に添付する。

なお、各部における障害者支援施設等の契約候補者選定にあたっては、各部発注案件の手続きを参照し、適切に対応することとしている。

《発注から納品までのプロセス：契約担当課契約》



6. 中野区の「共同受注窓口」

現在、「なかの障害者就労支援ネットワーク（事務局：中野区障害者福祉事業団）」において、ひとつの施設では受注しきれない作業を共同で受注する取り組みが進められており、区としても以下に該当する作業の発注にあたっては、共同受注の仕組みを活用することとしている。

- (1) 作業量が大量な業務
- (2) 作業量は多くないが、納期に余裕のない業務
- (3) 作業内容が、複数の授産施設・事業所で取り扱うことが可能な業務

- (4) その他、複数の授産施設・事業所で業務分担をすることにより、業務の効率化が図られる業務

《参考》

- ◆ 官公庁共同受注対応：中野区障害者福祉事業団
参考2「中野区障害者事業団委託契約発注状況（平成20年度）」及び参考3「福祉作業所等発注一覧（20年度）」、参考4「中野区障害者事業団事業概要」参照
- ◆ 民間企業共同受注対応：コロニー中野（共同受注事務局）
月間子ども雑誌の附録の袋詰め、ホテルのアメニティ用具の袋詰め

II. 中野区の現状における仕事の発注（優先発注）の課題・問題点

1. 発注者側の課題・問題点

(1) 高齢者（シルバー人材センター）等への発注との競合

地方自治法施行令第167条の二において、障害者支援施設等のほか、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター、母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉団体も随意契約ができることになっている。

特に、シルバー人材センターについては、これまでも多くの発注実績があり、その業務の多くが障害者支援施設等に発注可能な業務でありことから、その対応に苦慮をしている。

(2) 公平・適切な発注の仕組みの構築、発注調整窓口の確保

現在、障害者事業団や障害者支援事業所等への発注は、それぞれの部が個々に行っており、特定の事業所への発注の集中、時期の重なりなど、行政内部で発注調整を行う部門の必要性を認識している。

(3) 事業者の受注情報の把握

事業者の業務拡大や休止、新製品の開拓といった情報が所管部に伝わりにくい状況にあり、受注情報の把握が即座にできる仕組みの構築が必要である。

(4) 購入物品の品目拡充

障害者支援事業所等において製作される物品は、カードケースやキーホルダー、石鹸、木工品など、自治体が日常的に使用する物品とは異なり、行事の記念品や参加賞的な物品が多く、継続して購入するものではない。

積極的な製品開発や市場ニーズの把握を行っていただきたい。

(5) 民間事業者との関係

清掃などの委託業務まで優先発注を拡大することにより、一般民間事業者の受注機会を制限することになり、反発が予想される。

2. 受注側の課題・問題点

(1) 仕事を確保するための努力

区からの発注を待つ作業所が多く、積極的に営業活動を行い、受注機会を増進させようとする気運があまり感じられない。

受注コーディネーターなどを活用し、市場開拓やニーズの把握、新製品の開発などの営業努力を期待する。

(2) 製品管理体制の強化不良品、作業ミス、納期不履行への対応

作業所内における製品管理や進行調整機能が十分でない状況があり、受注拡大にあたり、体制の強化が必要と考える。

(3) 施設間での作業分担の明確化

各種通知の封入作業、その後の各戸配付など、分割発注することにより業務の効率化が図れる業務について、施設間での作業分担、仕組みが明確でない。

(4) 業務の共同受注システムの拡充

現在、中野区には共同受注の仕組みはあるものの、事務局は仕事の振り分け、完了時の検査、区への代理請求、委託金の支払という業務が主力であり、各作業所の経営面までの指導・助言というコーディネートが十分に行われていない。

(5) その他

各作業所において、業務を受注する際に、輸送手段（物品の搬出、納品）を持っている施設が少なく、受注先が制限されている。

Ⅲ. 地方公共団体における「授産施設・作業所等の受注機会の増大」に対する意見・要望

1. 努力義務から自治体の責務へ

今回の「ハート購入法」は、平成13年の「グリーン購入法（環境省）」と同様に、国等の機関には購入が義務化されているが、地方自治体や民間企業は購入に努めるものとなっている。

しかしながら、「グリーン購入法」に関しては、ほとんどの自治体においてその取組みが行われているのが現状であり、実態は購入を義務化したと同様である。

今回の「ハート購入法」については、その目的が障害のある方が、地域で自立して、かつ、安心して暮らすために収入を得る機会を確保するもので、「障害者自立支援法」の制定趣旨からも、少なくとも地方自治体においては義務化するべきであると考えられる。

2. 共同受注システムの構築に関して

共同受注は、その事務局が単に一括で仕事を受注し、そして仕事の振り分け、完了時の検査、区への代理請求、委託金の支払という業務を担うだけではなく、各事業所間の

ネットワークの構築、市場や製品、委託業務の開拓などを行う仮称・受注コーディネーターを配置し、各事業所の経営力や業務執行体制の強化を図る必要があり、国や地方公共団体はそのための支援を行うべきであるとする。

3. 自治体業務のワークシェアリングについて

平成19年5月に、「小さくて効率的な政府の実現に向けて」の実現のため、公共サービス効率化法（市場化テスト法）が可決成立した。

いわゆる市場化テスト法の趣旨は、公的サービスを民間営利企業に委ねる「民間開放」の拡大を目指すものであり、公的サービスの実施を「民間が担うことができるものは民間にゆだねる」観点から見直すものであることを明らかにしている。

現在、多くの地方自治体においては、自治体業務を指定管理者や民間事業者任せ、行政の効率化を進めている。

こうした考え方をさらに推進し、自治体の直営業務のうち、例えば文書の收受業務や庁舎案内業務、電話交換業務などを、自治体内の業務を障害者就労支援施設に開放し、自治体内の障害者の雇用を促進する施策の実現を要望する。

IV. 「官公需等受注システム（仮称）」のあり方に対する意見・要望

1. 「官公需等受注システム」の基本的な仕組み

官公需の受注を推進するためには、受注窓口の1本化、仕事の分配、品質や進行管理、検査、工賃等の公平な分配をトータル的に行う必要があり、システム化を図る必要があると考える。

なお、経営力が弱い作業所への技術支援、人材育成、経営指導に加え、市場開拓、物流の確保などの総合的なコーディネートが求められると考える。

そのため、国や地方公共団体は、システムの安定かつ公平な運用のため、人的・財政面での支援策の構築が不可欠であるとする。

2. 物品等の購入者に対して必要な情報の提供を行う体制

(1) 発注側

各自治体内部に、業務等の発注調整や共同受注窓口を担う組織との調整・連携を行う部門を設置し、関係先に発注に際しての必要な情報を提供する。

また、自治体は広報誌やホームページなどの広報媒体を活用し、自治体内の産業団体や民間事業者へ受注可能な製品・サービスの情報を発信する。

(2) 受注者側

共同受注窓口を担う組織が、事業者情報を収集し、自治体の調整窓口及び自治体内の各種産業団体に様々な情報提供媒体を活用し、受注情報を提供する。

3. 共同受注窓口組織

共同受注窓口を担う組織としては、現在、全国に展開しているシルバー人材センター的な組織（社団又は財団）を構築し、都道府県及び地方自治体単位で官公需、民需の受注を行えるようにすることが望ましい。

4. その他

官公需等受注システムの運用時期については、「ハート購入法」制定後に、共同受注を担える条件が整っている自治体をモデル指定し、その実績等を検証した上で、速やかに全国展開に踏み切ることが望ましい。

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に係る区内障害者福祉施設一覧【購入可能な物品及び提供される役務】

参考1

施設種別

No.	施設名		電話番号	経営主体名		電話番号	購入可能な物品	提供される役務
	〒	施設所在地	FAX番号	〒	所在地	FAX番号		
1	弥生福祉作業所		3384-2939	中野区役所		3389-1111	カードケース、乾燥こんにやく、こんにやく米、竹炭、トレー、ポチ袋、水生ボールペン	ポスティング、公園等の清掃、チラシ・冊子の折り、丁合い、封入、封止め、あて名ラベル貼り、発送業務、新聞の折り、帯どめ、雑誌の付録組立て、小物の組立て
	164-0013	中野区弥生町4-36-15	3384-2896	164-8501	中野区中野4-8-1			
2	中野福祉作業所		3389-0421	中野区役所		3389-1111	カードケース、ぼち袋、祝儀袋、グリーティングカード(大・小・厚)、乾燥糸こんにやく、こんにやく米	公園・建物の清掃、包装・組立、袋詰め、ホチキス止め、帳合、シール貼り、封入発送作業
	165-0027	中野区野方1-35-8	3389-0422	164-8501	中野区中野4-8-1			
3	精神障害者社会復帰センター		5380-0631	中野区役所		3389-1111	手作りロウソク、名刺、封筒、Tシャツプリント、絞り染め	発送業務、袋詰め、公園の清掃、文書種分け・配達、不用文書シュレッダー・廃棄、オフセット印刷(ポスター、チラシ、封筒、報告書)
	164-0001	中野区中野5-68-7	5380-0633	164-8501	中野区中野4-8-1			
4	中野区障害者福祉事業団		3388-2941	中野区障害者福祉事業団		3388-2941	なし	公園・児童遊園清掃(除草、雨水枡清掃、砂飾等も含む)、建物清掃(屋外清掃含む)、発送業務(宛名シール貼り、封入、封緘、折込含む)、名刺点字刻印作業、声のテープ(視覚障害者用)発送整理、タオル折り2点、封入封緘、箱詰め、ビニール袋へのシール封入、植札付、シュレッダー業務、仕分け業務
	165-0026	中野区新井2-8-13	3388-2942	165-0026	中野区新井2-8-13	3388-2942		
5	第一杉の子作業所		3364-5381	社会福祉法人 あいいく会		3371-5231	なし	クリーニング、公園・建物の清掃、袋詰め、シュレッダーかけ、発送業務(シール又はラベル貼り)
	164-0001	中野区中野1-6-12	3364-5381	164-0001	中野区中野1-6-12	3371-5231		
6	第二杉の子作業所		3373-1236	社会福祉法人 あいいく会		3371-5231	カード(紙すきハガキ、手作りカード)、布製品(ふきん、手提げ袋等)、木工品(コースター、キーホルダー)、その他(ストラップ等)	封入、シール貼り、はさみ込み、折り、袋詰め、ホチキス止め、箱組立て、フック付け、清掃業務、タオル(たたみ、ノシ付け、袋入れ、箱詰、包装など)
	164-0023	中野区弥生町2-5-11	3373-1236	164-0001	中野区中野1-6-12	3371-5231		

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に係る区内障害者福祉施設一覧【購入可能な物品及び提供される役務】

参考1

施設種別

No.	施設名		電話番号	経営主体名		電話番号	購入可能な物品	提供される役務
	〒	施設所在地	FAX番号	〒	所在地	FAX番号		
7	第三杉の子作業所		3336-6294	社会福祉法人 あいいく会		3371-5231	縫製品(雑巾、ふきん、ナイロンたわし、布そり)	公園・建物の清掃、縫製作業、包装、組立、袋詰め、ポストイング、発送業務(封入、シール貼り等)
	165-0034	中野区大和町3-18-2	3336-6294	164-0001	中野区中野1-6-12	3371-5231		
8	第四杉の子作業所		3385-8565	社会福祉法人 あいいく会		3371-5231	縫製品(ぞうきん、刺し子)、石けん(固形、粉末)	公園・建物清掃、包装、組立、袋詰め、縫製作業、発送業務(シールラベル貼り、スタンプ押し等)、封入、ポストイング、シュレッダー
	165-0025	中野区沼袋3-8-8	3385-8565	164-0001	中野区中野1-6-12	3371-5231		
9	第五杉の子作業所		5385-0751	社会福祉法人 あいいく会		3371-5231	お茶、竹布製品、ボディクレイ製品、アレツポの石鹸	公園・建物の清掃、包装、組立、袋詰め、発送業務
	164-0012	中野区本町5-17-13 石川ビル1階	5385-0751	164-0001	中野区中野1-6-12	3371-5231		
10	東部福祉作業センター		3366-2940	中野区肢体不自由児者父母の会		3381-9732	手織り製品(マフラー、ランチョンマット、バッグ、ペンケース、マット、ポシェット、リュック、ベスト、スリッパ、さき織り製品、その他注文に応じて作成)	包装、袋詰め、発送作業、ポストイング、ファイルの整理、簡単な文書、はがき作成、名刺作成
	164-0011	中野区中央2-22-10	3366-2940	164-0014	中野区南台3-41-1	3381-9732		
11	コロニー中野		3953-3541	東京コロニー		3952-6166	なし	◎一般印刷 ページ物(報告書)、帳票、ポスター、DM、チラシ、封筒等 ◎情報処理業務 システム開発、データ入力、ホームページ作成 ◎その他 封入封緘、DM発送、組立、袋詰め等系作業
	165-0023	中野区江原町2-6-7	3565-0471	165-0023	中野区江原町2-6-7	3952-6664		
12	ふらっとなかの		6805-6580	社会福祉法人 愛成会		3387-0082	パン、豆腐、花苗(将来的に)	清掃、包装、組立、袋詰め、発送等
	164-0012	中野区本町5-40-14	6805-6581	164-0001	中野区中野5-26-18	3387-0820		

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に係る区内障害者福祉施設一覧【購入可能な物品及び提供される役務】

参考1

施設種別

No.	施設名		電話番号	経営主体名		電話番号	購入可能な物品	提供される役務
	〒	施設所在地	FAX番号	〒	所在地	FAX番号		
13	あとりえふあんとむ		3360-3517	あとりえふあんとむ運営委員会		3360-3517	革細工(しおり、サイフ、キーホルダー、名刺入れ等) ネーム入り、日付入りも可能	封入、組立等、清掃業務(高齢者デイ清掃、公園清掃)、ポストイング(クロネコメール便、社協通信ポストイング)
	164-0003	中野区東中野4-2-2 篠木ビル2F	3360-3587	164-0003	中野区東中野4-2-2 篠木ビル2F	3360-3587		
14	カサデオリーバ		5340-8888	NPO法人 カサデオリーバ		5340-8888	クッキー、千羽鶴	組立作業(箱、携帯ストラップ等)、封入作業(チラシ)、折り作業(ビニール袋、チラシ)
	164-0012	中野区本町3-35-9	5340-8888	164-0012	中野区本町3-35-9	5340-8888		
15	すばる作業所		3339-3811	すばる運営委員会		3339-3811	なし	郵便物の封入発送作業、梱包・袋詰め等軽作業全般、公園・建物等清掃全般
	165-0027	中野区野方6-51-8 クリーンパレス1F	3339-3811	165-0027	中野区野方6-51-8 クリーンパレス1F すばる作業所内	3339-3811		
16	すばる工房		3339-6541	すばる運営委員会		3339-3811	和紙の小物	公園清掃、建物清掃、包装、組立、袋詰め、発送業務
	165-0027	中野区野方6-8-7	3339-6541	165-0027	中野区野方6-51-8 クリーンパレス1F すばる作業所内	3339-3811		

■中野区障害者福祉事業団への委託業務一覧（平成20年度）

参考2

件名	契約日	所属	契約額	始期	終期	再委託事業所数
公園等清掃除草委託（その3）（単価契約）	2008/4/1	都市整備部公園・道路分野	18,084,923	2008/4/1	2009/3/31	民間作業所8所 区立作業所1所
障害者福祉会館等毎日清掃業務委託	2008/4/1	保健福祉部障害福祉分野障害者福祉会館	7,973,721	2008/4/1	2009/3/31	知的障害者団体1所
声のなかの区報・声の教育だよりなかの作成業務委託（単価契約）	2008/4/1	保健福祉部障害福祉分野	2,174,183	2008/4/1	2009/3/31	聴覚障害者福祉協会
弥生福祉作業所日常清掃業務委託	2008/4/1	保健福祉部障害福祉分野弥生福祉作業所	3,528,000	2008/4/1	2009/3/31	知的障害者団体1所
職員研修センター清掃及び管理業務委託（単価契約）	2008/4/1	経営室人事分野	1,251,327	2008/4/1	2009/3/31	民間作業所1所
児童遊園・館庭清掃除草業務委託（単価契約）	2008/4/1	子ども家庭部地域子ども家庭支援センター	3,004,121	2008/4/1	2009/3/31	民間作業所5所 精神障害者社会復帰C
車いすガイドヘルプサービス事業委託（単価契約）	2008/4/1	保健福祉部障害福祉分野	2,469,594	2008/4/1	2009/3/31	事業団直営
声のなかの区議会だより作成業務委託	2008/4/4	区議会事務局	308,529	0	2009/3/31	聴覚障害者福祉協会
2008年度中野区社会活動センター管理運営委託	2008/4/1	保健福祉部障害福祉分野	5,955,675	2008/4/1	2009/3/31	事業団直営 （障害者独自雇用）
平成19年度分特別区民税・都民税減額申告書封入委託（単価契約）	2008/6/3	管理会計室税務分野	78,183	2008/6/20	2008/6/30	事業団直営 （就業前訓練に活用）
合 計			44,828,256			

区から福祉作業所等へ発注している仕事一覧(平成20年度)

契約件名	契約金額(円)	契約相手方
清掃事務所 保護具(保護靴)の購入(単価契約)	1,309,875	社会福祉法人 東京コロニー
清掃事務所 保護手袋の購入	1,834,896	
中野区精神障害者社会復帰センター事業委託	36,651,000	
福祉タクシー利用券(20年度後期分)の印刷	851,130	
障害者の就労のためのIT講習会実施委託	6,407,087	
区民健診受診票等封入作業委託(単価契約)	2,643,050	すばる作業所
特別区民税・都民税通知書類のカッティング・ブックイング及び封入封かん作業委託	3,990,000	社会福祉法人 武蔵野
合 計	53,687,038	

※ 契約担当に契約締結依頼のあったもの(平成20(2008)年4月1日～平成20(2008)年8月31日 契約分)

中野区障害者福祉事業団(愛称:ニコニコ事業団) 事業概要

平成20年8月

1 設立目的

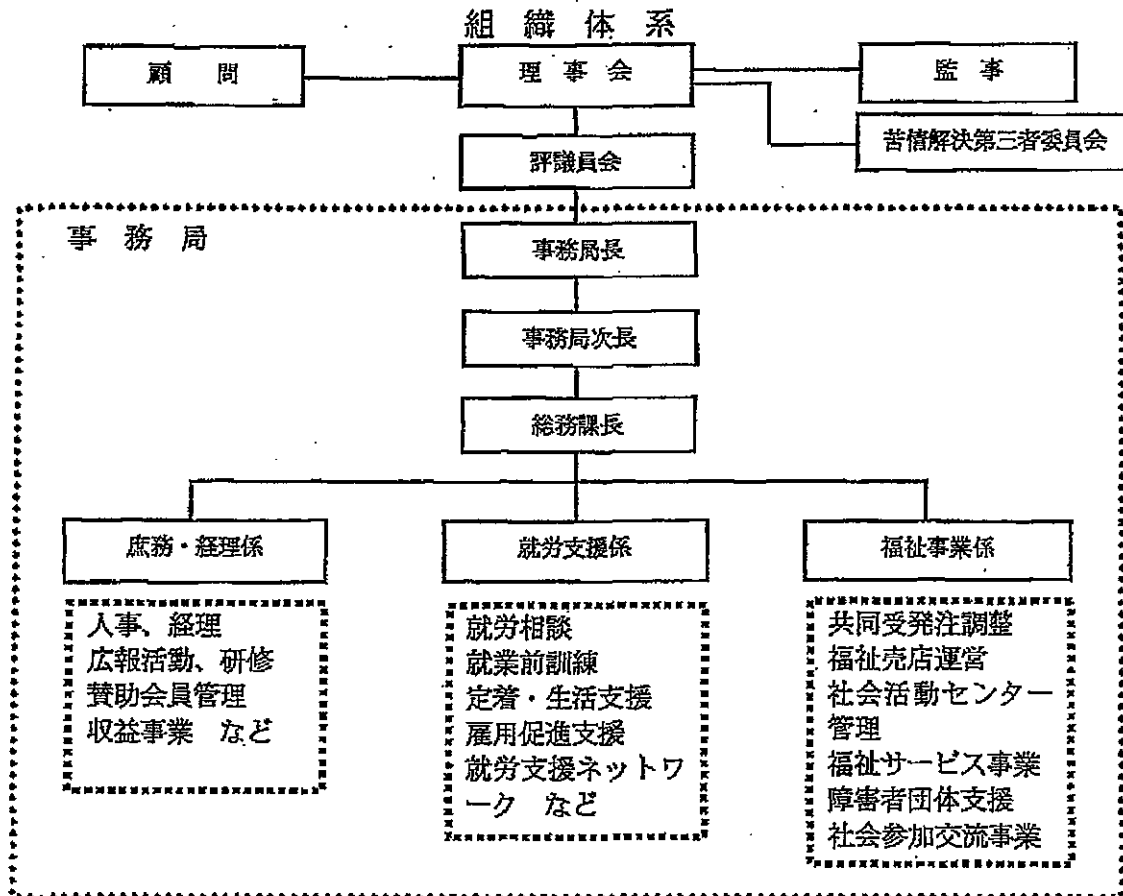
中野区障害者福祉事業団は、障害者の自立と福祉の向上に寄与することを目的に区内に住所を有する障害者等に対し就業の援助と福祉サービスの提供などに関する事業を実施している。事業団は中野区の支援を受け昭和62年2月に設立した。



2 組織及び運営

事業団は、議決執行機関としての理事会(14名)、監査機関として監事(2名)、諮問機関として評議員会(14名)及び事務局により構成され運営を行っている。

また、事業団を財政的に支援していただく「賛助会員」と行事などに協力いただく「協力員」の制度があり、事業団の運営を支えていただいている。

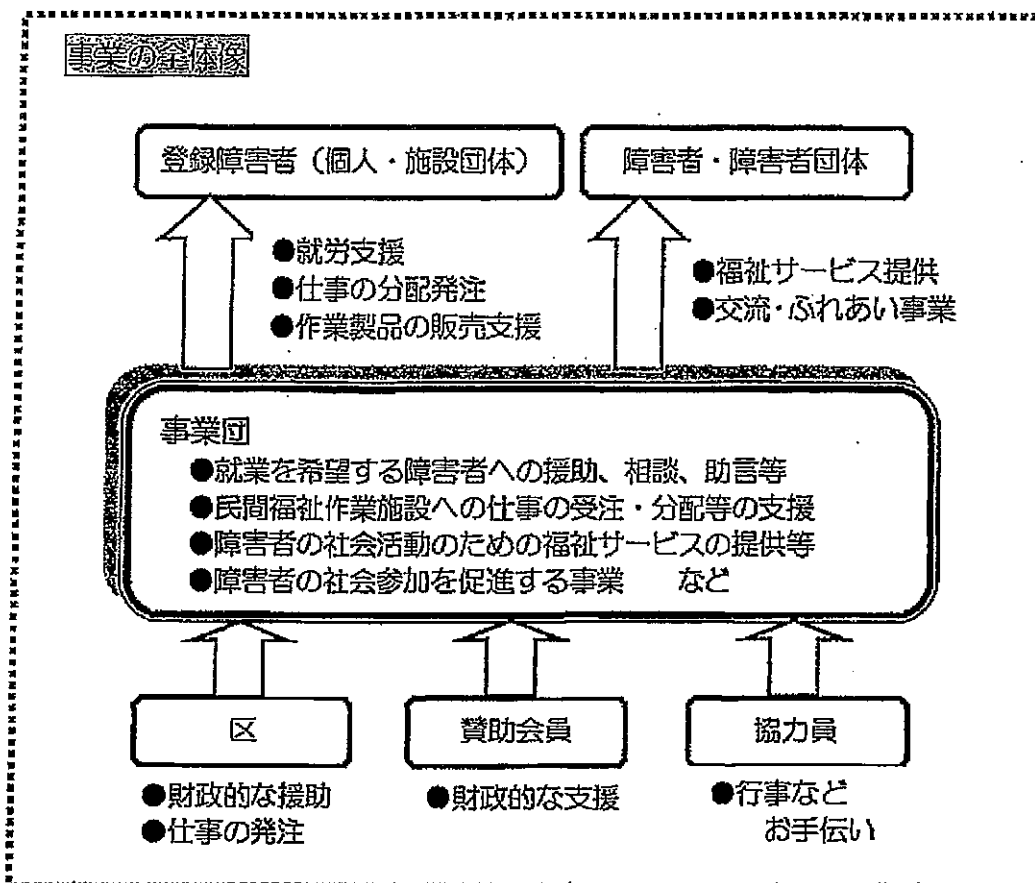


※ 所在地：中野区新井二丁目8番13号

電話03(3388)2941 FAX(3388)2942

※ 職員：21名/常勤職員5名/契約職員5名/臨時職員11名〔平成20年4月1日現在〕

※ 賛助会員：団体会員13団体、個人会員159名、協力員：33名



3 登録障害者（団体）

区内に住所を有する働く意欲のある障害者及び区内に主な作業施設等を有し活動している障害者団体が登録することができる。登録者には事業団が就労のための様々な支援を行い、登録団体に対しては事業団が主に受注した仕事の分配などを行っている。

○ 登録者（団体）数：個人 355名、団体 24団体（平成20年3月31日現在）

4 事業の概要と実績

※ 実績は平成19年度実績

(1) 就業を希望する障害者への支援に関する事業（雇用促進事業）

就業を希望する障害者からの就業相談対応及び就労の準備のための就業前訓練、就職準備フェアなどの支援とともに、実際の就労に向けて職場開拓、職場実習支援、定着・生活支援などをジョブコーチが中心となり行っている。就労支援は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など様々な障害のある方を対象に行っている。

本事業は主に区からの委託、補助により行っている。

平成19年度は、事業団の支援等により39名の方が就職した。

また、平成20年3月末の実就職者数は139名となっている。

① 障害者の就業相談

相談件数：639件（電話、来所相談）

② 就業前訓練

従来、就職準備訓練として行ってきたが、平成20年4月に改めて就業前訓練（室）を整備するとともに、訓練指導員を配置し、就労に向けて通所訓練生（就労支援対象者）の状態や作

業能力の把握、また社会性を身に付けるための日常的な基礎訓練などを充実し、実施している。

訓練生数：延127名（特別支援学校等からの実習生受入：20名）

③ 知的障害者のための就職準備フェア

ハローワークや新宿区、杉並区の就労支援機関と共同し、毎年、中野区勤労福祉会館において開催しており、平成19年度で21回目の開催となる。

○ 事前オリエンテーション

（就職を目指す取組みや心構えなどの説明会）

参加障害者、保護者及び関係者等：86名

○ 職場実習相談会（企業担当者と職場実習のための面接）

参加企業：5社、参加障害者：19名



④ 職場実習支援や就労継続のための定着・生活支援など

○ 職場実習支援等回数：366回

○ 職場訪問件数：451件

○ 職場内支援件数：224件

○ 定着・生活支援

支援対象者数：122名、支援延件数：2,231件

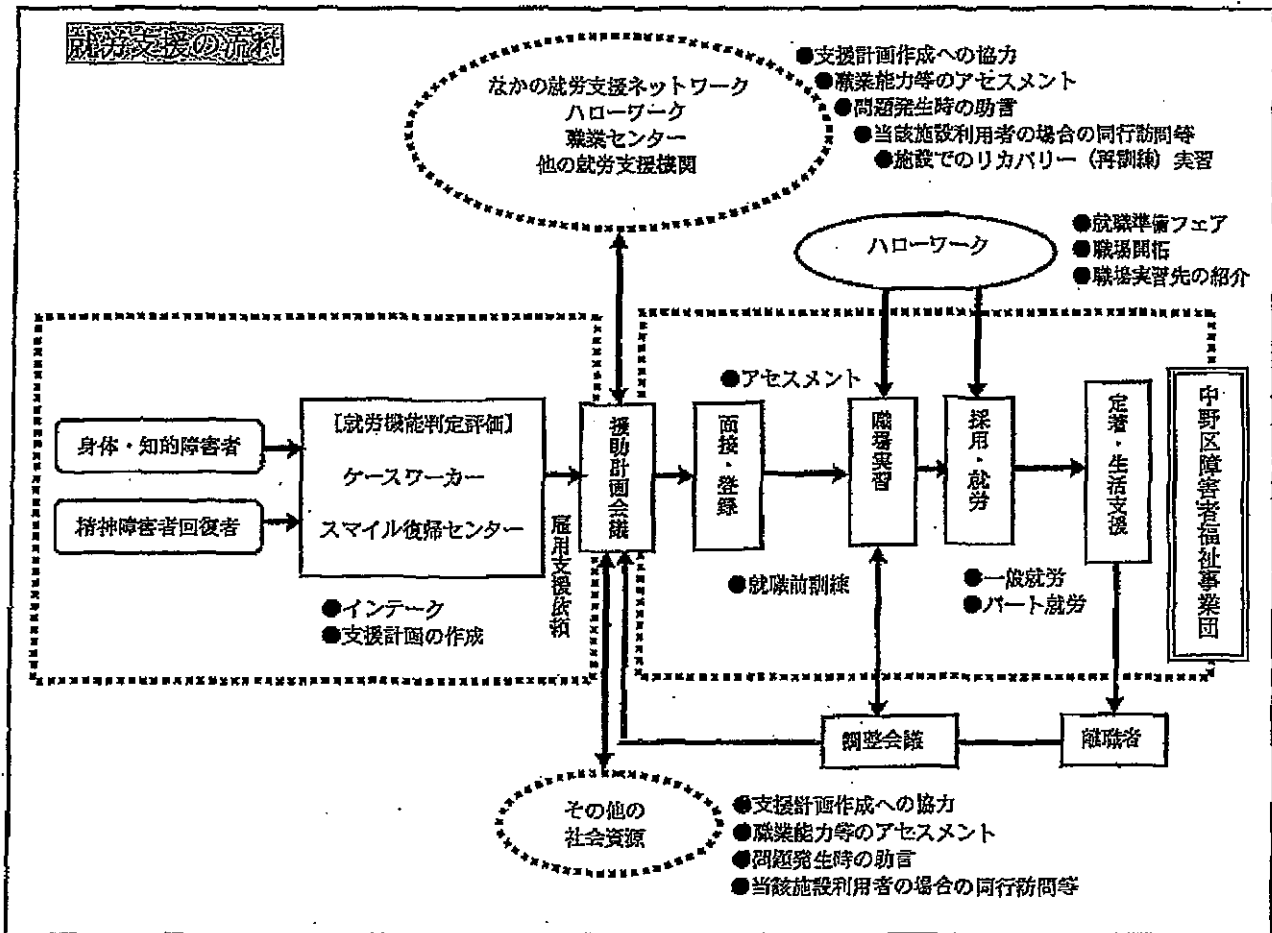
○ たまり場利用者数：延265名（定着支援の一環としての就職者の交流の場）

⑤ その他

○ 就労支援ネットワークの運営（24機関、施設、団体）※次頁参照

○ 区役所庁舎内就労体験実習：15名

○ ジョブサポーター養成研修（3回開催） 延参加者数：92名



【なかの障害者就労支援ネットワークの運営】

平成11年4月に区内障害者関係施設と就労に関して連携を図るためにネットワークを発足した。

24の機関、施設等で構成し、運営会議や共同受注部会、雇用・就労部会などを設置し、「職業訓練」「就職後のフォロー」「離職者支援」「共同受注」「利用者の社会適応能力」「職員の交流・研修」「求職者・雇用主双方の面接会などの実施」「施設・事業所連絡調整」「日常生活支援」等について、連携を図り、障害者の就労支援の推進に取り組んでいる。

(2) 福祉作業施設等の仕事の受注・分配など施設運営の支援に関する事業

① 障害者登録団体（福祉作業施設等）に対する仕事の分配、提供

○ 区立公園等（49か所）の清掃・除草や障害者福祉会館等（6か所）の建物内・外の清掃などの仕事を事業団が区から一括受注し、福祉作業施設等に分配、提供している。

○ 「声のなかの区報・教育だより」「声のなかの区議会だより」「声のないせす」「声のしおり」の録音テープ作成業務を事業団が区から受注し、視覚障害者団体に提供している。

② 福祉売店の運営

福祉作業施設等の作業製品の販売を各施設等から受託し、中野区役所本庁舎1階に「福祉売店」を設け販売している他、様々な行事等の機会にも販売している。

また、平成20年7月から授産施設で製造したパンの販売を開始した。

○ 主な販売品目

織物、小物、雑貨品、カードケース、木工品、和紙製品、ジュエリー など

※ 福祉売店の職員は障害者を採用している。



(3) 障害者への福祉サービス提供事業

① 車いすガイドヘルプサービス派遣事業

区登録の車いす利用の肢体不自由者を対象に、ガイドヘルパーの派遣を行っている。（区受託事業）

○ 車いすガイドヘルプ利用登録者数：51名

車いすガイドヘルプ利用回数：546回

○ 車いすガイドヘルパー登録者数：155名

○ 車いすガイドヘルパー講習会を実施し、ガイドヘルパーの養成を実施
受講者：11名（内10名登録）

② 視覚障害者移動介護人養成研修会（東京都指定）

中野障害者援護センターの地域生活支援事業の視覚障害者移動介護人の養成研修会を事業団が東京都から指定を受け実施している

○ 受講者：9名（資格取得・契約者：9名）

③ 視覚障害者のための情報提供サービス

「なかの区報」など行政広報紙の録音テープを視覚障害者に配布している。

なお、録音テープの作成業務は事業団が区から受注している

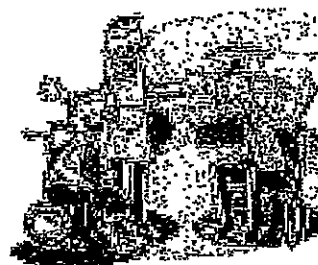
○ 発行回数及びテープ作成数

「声のなかの区報・教育だより」：24回、3,278本

「声のなかの区議会だより」：5回、462本

「声のないせす」：11回、195本

「声のしおり」：1回、80本



④ 中途視覚障害者セミナー

新たな取組みとして、中途障害者、また家族の方が様々な社会資源を活用して、地域社会に参加できるような生活を送れるよう、福祉情報の提供と就労を考えるためのセミナーを開催する。

平成20年度は、中途視覚障害者セミナーを開催する。(区受託事業)

(4) 障害者の活動や交流、社会参加を支援、促進する事業

① 障害者社会活動センター運営

障害者の自主的な活動を援助するための障害者社会活動センター(中野区社会福祉会館(スマイルなかの内))の運営を区から受託し、多目的室、会議室、和室等の施設提供を行っている。

○ 登録団体数: 62団体

○ 利用件数・人数: 4,388件、35,508人

※ 活動センター管理業務の職員は障害者を採用している。

② 障害者団体の研修事業に対する活動助成事業(バス派遣事業)

障害者やその親族の団体、社会福祉施設等が実施する研修、訓練などの活動でバスを利用する場合に、バスを派遣する「バス派遣事業」を実施している。(区補助事業)

○ 登録団体: 17団体

○ 利用団体、派遣バス台数: 15団体、19台

③ 障害者の交流・社会参加を促進する事業

○ 納涼のつどい

障害のある人ない人の交流を促進し、啓発を図るための納涼盆踊りを実施している。平成19年度は第15回目となる。

(平成19年7月18日(水)、中野駅前北口広場において開催)

参加者数: 約770名

○ ユニークダンスを楽しむ区民の集い(隔年実施)

障害のある人ない人がともにダンスを通じ、相互理解を深め合うことを目的に実施している。

(平成19年12月1日(土)、中野区勤労福祉会館 大体育室において開催)

来場者数: 314名

○ 区民ふれあいの集い(隔年実施)

障害のある人ない人の交流を促進し、啓発を図るため、障害者の方々の芸能音楽等の舞台発表の集いを開催している。

④ 障害者のための技能講習会

主に視覚障害者団体が開催する川柳等の講習会の講師派遣等を支援している。(区受託事業)

○ 開催回数等

川柳(5回)、俳句(5回)、民謡(8回)、三味線(8回)、茶道(2回)

受講者数: 各回20名程度



(5) 広報活動や情報提供にかかわる事業

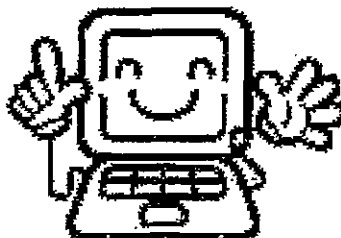
障害者の就労や社会参加の促進に関する各種情報の提供や事業団活動のPRを行っている。

○ 「ホームページの運用」

HPアドレス <http://www.n-nikoniko.org>

○ 「事業団だより」の発行: 年2回発行

○ 「なかの区報」等への掲載(随時) など



「施設外就労」への支援策

1. 施設外就労加算 (20年度:基金事業→21年度:報酬による対応)

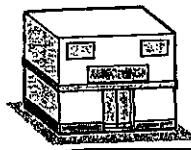
施設外(企業内等)の現場での作業・訓練が、利用者の就労移行や工賃(賃金)の引き上げを図るために有効であることから、報酬により評価。(平成21年4月～)

対象事業: 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

(実施例)

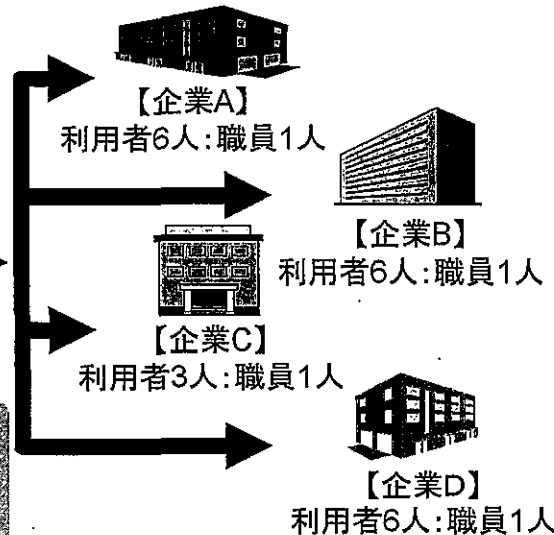
【就労継続支援B型】

定員30人
利用者:30人:職員:5人



施設外での作業
(21名)

施設外就労による利用定員の取扱い
 本体施設の定員の7割まで施設外就労の利用者
 とすることが可能(定員の7割が上限)
 ※ 職員配置も増員した利用者数に準じる
 (例) 30人定員の場合
 最大で51人(30人+21人)までの利用が可能となる



施設外就労加算 による評価

1日1人100単位
(1単位10円)

ユニット単位で実施
 ・1ユニットは利用者3人以上
 ・ユニットごとに職員を配置
 (本体の職員配置以上)

2. 施設外就労等による一般就労移行助成事業 (障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金事業))

施設外就労・施設外支援によって一般就労した実績に応じて助成。

対象事業: 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

補助単価: 就労した利用者1人あたり10万円(1回限り)(平成20年度～23年度)

平成19年度工賃(賃金)公表状況
事業所(施設)ごとに公表している都道府県一覧

都道府県	工賃を公表しているHPアドレス
北海道	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/ko-chin.htm
秋田県	http://www.pref.akita.lg.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1236215276219&SiteID=0
茨城県	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/shofuku/kikaku/syuurou/kouchin/19kouchinjisseki/19kouchin.htm
栃木県	http://www.pref.tochigi.jp/shogai/ssgr/sitei.htm
千葉県	http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_syofuku/syurou%kouchyou.htm
東京都	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shogai/shiryo/index.html
神奈川県	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syogaifukusi/suisin/koutin/koutin.html
富山県	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00007304.html
福井県	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/tingin.html
山梨県	http://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/5158677241.html
長野県	http://www.pref.nagano.jp/syakai/fukusi/shienhou/6getugakukouchin/getugakukouchin.htm
岐阜県	http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11226/kouchinup/
静岡県	http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-310/shougaiIn/plan/joho.htm
大阪府	http://www.pref.osaka.jp/shogaifukushi/syurou/jusan/index-3.html
奈良県	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2913.htm
和歌山県	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/
鳥取県	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=96956
島根県	http://www.shimane.lg.jp/life/fukushi/syougai/ichiran/sisetuitiran/kouchin.html
岡山県	http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=15576
広島県	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1216796497955/index.html
山口県	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a14100/jiritsu00/jiritsu014.html
徳島県	http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/WMV/b031k0080
香川県	http://www.pref.kagawa.jp/shogaihukushi/fukushijoho-hp/
愛媛県	http://www.pref.ehime.jp/h20700/1188889_1958.html
高知県	http://www.pref.kochi.jp/~shougai/osirase/H20getugakukoutinnkouhyou.htm
佐賀県	http://pref.saga.lg.jp/web/_21524.html
長崎県	http://www.pref.nagasaki.jp/syogai/koutin/koutin.html
熊本県	http://www2.pref.kumamoto.jp/health/syougaihofoku/content/default.asp
大分県	http://www.pref.oita.jp/12500/jiritsu/kouhyou/kochin18.html
宮崎県	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/shogai/kouchin_jisseki/page00037.html

障害者就業・生活支援センター 一覧 (計206センター)

(平成20年12月現在)

都道府県	センター名	運営法人	郵便番号	センター所在地(詳細)	電話番号
北海道	札幌障がい者就業・生活支援センター たすく	(社福)愛和福祉会	060-0807	札幌市北区北7条西1-1-18丸増ビル301号室	011-728-2000
	小樽後志地域障害者就業・生活支援センター ひろば	(社福)後志報恩会	047-0024	小樽市花園4-14-3	0134-31-3636
	函館障害者就業・生活支援センター すてっぷ	(社福)侑愛会	041-0802	函館市石川町41-3	0138-34-7177
	くしろ・ねむろ障害者就業・生活支援センター ぶれん	(社福)釧路のぞみ協会	085-0006	釧路市双葉町17番18号	0154-65-6500
	十勝地域障害者就業・生活支援センター だいち	(社福)慈誠会	080-0016	帯広市西6条南6-3	0155-24-8989
	空知障害者就業・生活支援センター ひびき	(社福)北海道光生会	072-0017	美唄市東6条南1丁目5-1	0126-66-1071
	オホーツク障がい者就業・生活支援センター あおぞら	(社福)川東の里	090-0040	北見市大通西2-1	0157-69-0088
青森県	津軽障害者就業・生活支援センター	(社福)七峰会	036-1321	弘前市大字熊島宇亀田184-1	0172-82-4524
	青森藤チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)藤聖母園	030-0841	青森市奥野2-25-9	017-722-3013
	障害者就業・生活支援センター みなと	(医)清照会	031-0041	八戸市廿三日町18番地	0178-44-0201
	障害者就業・生活支援センター 月見野	(医)健誠会	038-2816	つがる市森田町森田月見野473-2	0173-26-4242
岩手県	胆江障害者就業・生活支援センター	(社福)愛護会	023-0824	奥州市水沢区泉町9-1	0197-51-6306
	宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)若竹会	027-0073	宮古市緑ヶ丘2番3号	0193-71-1245
	盛岡広域障害者就業・生活支援センター	(社福)千晶会	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター 2F	019-605-8822
	一関広域障害者就業・生活支援センター	(社福)平成会	029-0131	一関市狐禅寺字石の瀬61-3	0191-34-9100
	久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)修倫会	028-0061	久慈市中央4丁目34番	0194-66-8585
	岩手中部障がい者就業・生活支援センター (しごとネットさくら)	(社福)岩手県社会福祉事業団	024-0092	北上市新緑町1丁目4番1号ツインモールプラザ西館2階 市民交流プラザ内	0197-63-5791
宮城県	石巻地域就業・生活支援センター	(社福)石巻祥心会	986-0816	石巻市蛇田字小斎24-1	0225-95-6424
	東北地域福祉サービスセンター 障害者就業・生活支援センター Link	(社福)宮城県社会福祉協議会	989-6162	大崎市古川駅前大通1-5-18 ふるさとプラザ2階	0229-21-0266
	県南障害者就業・生活支援センター「コノコノ」	(社福)白石陽光園	989-0225	白石市東町2-22-33	0224-26-1152
	障害者就業・生活支援センター わ〜く	(社福)宮城県社会福祉協議会	989-2432	岩沼市中央2-5-26	0223-25-4580
秋田県	秋田県南障害者就業・生活支援センター	(社福)慈泉会	019-1402	仙北郡美郷町野中宇下村55-2	0187-84-3809
	ウェルビューいづみ障害者就業・生活支援センター	(社福)いづみ会	010-0817	秋田市泉菅野2-17-27	018-896-7088
山形県	置賜障害者就業・生活支援センター サポートセンターおきたま	(社福)山形県社会福祉事業団	993-0016	長井市台町4-24	0238-88-5357
	村山障害者就業・生活支援センター ジョブサポートばる	(社福)山形県社会福祉事業団	990-0861	山形市江俣1-9-26	023-682-0210
	庄内障害者就業・生活支援センター サポートセンターかでの	(社福)山形県社会福祉事業団	998-0875	酒田市東町1-20-9	0234-24-1236
福島県	いわき障害者就業・生活支援センター	(社福)いわき福音協会	970-8026	いわき市平字堂ノ前2	0246-24-1588
	県中地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ほっと福祉記念会	963-8803	郡山市横塚3-4-21	024-941-0570
	会津障害者就業・生活支援センター	(社福)若樹会	965-0062	会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂86-1	0242-25-2242

都道府県	センター名	運営法人	郵便番号	センター所在地(詳細)	電話番号
	相双障害者就業・生活支援センター	(社福)福島県福祉事業協会	976-0021	南相馬市原町区金沢字割田228 原町学園アフターケアセンター内	0244-22-2471
茨城県	水戸地区障害者就業・生活支援センター	(社福)水戸市社会福祉事業団	311-4141	水戸市赤塚1-1ミオビル2階	029-309-6630
	慶育会 障害者就業・生活支援センター なかま	(社福)慶育会	308-0811	筑西市茂田1740	0296-22-5532
	障害者就業・生活支援センターかい	(社福)白銀会	315-0005	石岡市鹿の子4-16-52	0299-22-3215
	障害者就業・生活支援センター かすみ	(社)茨城県雇用開発協会	300-0053	土浦市真鍋新町1-14	029-827-1104
	かしま障害者就業・生活支援センター まつぼっくり	(社福)鹿島育成園	314-0032	鹿嶋市宮下2-1-24	0299-82-6464
栃木県	とちぎ障害者就業・生活支援センター「めーぶる」	(社福)せせらぎ会	321-0201	下都賀郡壬生町大字安塚2032	0282-86-8917
	両毛圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)足利むつみ会	326-0032	足利市真砂町1-1 栃木県安足健康福祉センター内	0284-44-2268
	県北圏域障害者就業・生活支援センター ふれあい	(社福)とちぎ健康福祉協会	329-1312	さくら市桜野1270	028-681-6633
	県東・央圏域障害者就業・生活支援センター「チャレンジセンター」	(社福)こぶしの会	321-4305	真岡市荒町111-1	0285-85-8451
群馬県	群馬西部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)はるな郷	370-3106	高崎市箕郷町東明屋676	027-371-8666
	障害者就業・生活支援センター 障害者支援センター わーくさぼーと	(社福)杜の舎	373-0842	太田市細谷町1714-2	0276-32-0400
	障害者就業・生活支援センター 障害者支援センター みずさわ	(社福)薫英会	370-3606	北群馬郡吉岡町上野田3480	0279-54-6542
	障害者就業・生活支援センター ワークセンター まえばし	(社福)すてつぷ	371-0017	前橋市日吉町2-17-10前橋市総合福祉会館1階	027-231-7345
埼玉県	障害者就業・生活支援センター ZAC	(NPO)東松山障害者就労支援センター	355-0013	東松山市小松原町17-19	0493-24-5658
	障害者就業・生活支援センター こだま	(社福)美里会	367-0101	児玉郡美里町大字小茂田756-3	0495-76-0055
	埼玉北障害者就業・生活支援センター	(社福)啓和会	346-0011	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内	0480-21-3400
	秩父障がい者就業・生活支援センター キャップ	(社福)清心会	368-0051	秩父市中村町3-12-23(秩父市ふれあいセンター内)	0494-22-2870
	障害者就業・生活支援センター CSA	(社福)あげお福祉会	362-0075	上尾市柏座1-1-15プラザ館5階	048-767-8991
	障害者就業・生活支援センター 遊谷	(社福)熊谷礎福祉会	360-0041	熊谷市宮町2-65熊谷市立障害福祉会館2階	048-599-1755
千葉県	障害者就業・生活支援センター あかね園	(社福)あひるの会	275-0024	習志野市茜浜3-4-5	047-452-2715
	障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター	(NPO)ワークス未来千葉	261-0002	千葉市美浜区新港43番地	043-204-2385
	障害者就業・生活支援センター ビック・ハート	(社福)実のりの会	277-0005	柏市柏1-1-11 ファミリー柏3F	04-7168-3003
	東総障害者就業・生活支援センター	(社福)ロザリオの聖母会	289-2513	旭市野中3825	0479-60-0211
	障害者就業・生活支援センター ふる里学舎地域生活支援センター	(社福)佑啓会	290-0285	市原市今富1110-1	0436-36-7611
	障害者就業・生活支援センター 就職するなら明朗塾	(社福)光明会	285-0026	佐倉市鶴木仲田町9-3	043-235-7350
東京都	障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ	(社福)ジェイ・エイチ・シー板橋会	174-0072	板橋区南常盤台2-1-7	03-5986-7551
	障害者就業・生活支援センター アイキャリア	(NPO)障害者支援情報センター	158-0091	世田谷区中町2-21-12 なかまちNPOセンター306号	03-3705-5803
	障害者就業・生活支援センター オープナー	(社福)多摩棕櫚亭協会	186-0003	国立市富士見台1-17-4	042-577-0079
	障害者就業・生活支援センター WEL'S TOKYO	(NPO)WEL'S新木場	101-0054	千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクエア1036	03-5281-2345
	障害者就業・生活支援センター T A L A N T	(NPO)わかくさ福祉会	192-0081	八王子市横山町25-9ツカキスクエア3階	042-648-3278

都道府県	センター名	運営法人	郵便番号	センター所在地(詳細)	電話番号
神奈川県	障害者支援センター ぼけっと	(社福)よるべ会	250-0851	小田原市曾比1786-1 オークブラザⅡ	0465-39-2007
	よこすか障害者就業・生活支援センター	(社福)横須賀市社会福祉事業団	238-0041	横須賀市本町2-1	046-820-1933
	障害者就業・生活支援センター サンシティひらつか	(社福)進和学園	254-0041	平塚市浅間町2-20	0463-37-1622
新潟県	障害者就業・生活支援センター こしじ	(社福)中越福祉会	949-5406	長岡市浦4712-1	0258-92-5163
	障害者就業・生活支援センター ハート	(社福)県央福祉会	955-0845	三条市西本成寺1-28-8	0256-35-6692
	障害者就業・生活支援センター アシスト	(社福)のぞみの家福祉会	957-0053	新発田市中央町3-1-1	0254-23-1987
	障害者就業・生活支援センター さくら	(社福)さくら園	942-0004	上越市西本町1-8-1	025-545-2365
	障害者就業・生活支援センター らいふあっぷ	(社福)更生慈仁会	950-2076	新潟市西区上新栄町3-20-18	025-250-0210
富山県	富山障害者就業・生活支援センター	(社福)セーナー苑	939-2298	富山市坂本3110	076-467-5093
	高岡障害者就業・生活支援センター	(社福)たかおか万葉福祉会	933-0935	高岡市博労本町4-1 高岡市ふれあい福祉センター2階	0766-26-4566
	新川障害者就業・生活支援センター	(社福)新川むつみ園	939-0633	下新川郡入善町浦山新2208	0765-78-1131
	砺波障害者就業・生活支援センター 障がい者サポートセンター きらり	(社福)溪明会	939-1374	砺波市山王町1-2 4号室	0763-33-1552
石川県	金沢障害者就業・生活支援センター	(社福)金沢市社会福祉協議会	920-0864	金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	076-231-3571
	こまつ障害者就業・生活支援センター	(社福)こまつ育成会	923-0942	小松市桜木町96-2	0761-21-8553
福井県	福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく	(社福)福井県福祉事業団	910-3623	福井市島寺町67-30	0776-98-3747
	嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき	(社福)敦賀市社会福祉事業団	914-0135	敦賀市長谷47-21	0770-20-1236
山梨県	障害者就業・生活支援センター 陽だまり	(社福)八ヶ岳名水会	408-0025	北社市長坂町長坂下条1368-1	0551-32-0035
	すみよし障がい者就業・生活支援センター	(財)住吉病院	400-0851	甲府市住吉4丁目11-5	055-221-2133
長野県	上小地域障害者就業・生活支援センター SHAKE	(社福)かりがね福祉会	386-0012	上田市中央3-5-1 上田市ふれあいセンター2階	0268-27-2039
	松本圏域障害者就業・生活支援センター あるぷ	(社福)安曇野福祉協会	399-8205	安曇野市豊科4156-1	0263-73-4664
	長野圏域障害者就業・生活支援センター ウィズ	(社福)ともいき会	380-0835	長野市大字南長野新田町1485-1 もんぜんプラザ4階	026-214-3737
	飯伊圏域障害者就業・生活支援センター ほっとすまいる	(NPO)飯伊圏域障害者総合支援センター	395-0024	飯田市東栄町3108-1	0265-24-3182
	障害者就業・生活支援センター 佐久	(社福)佐久コスモス福祉会	385-0051	佐久市中込3100-3	0267-64-6644
	上伊那圏域障害者就業・生活支援センター きらりあ	(社福)伊那市社会福祉協議会	396-0021	伊那市伊那1499-7	0265-74-5627
	北信圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)高水福祉会	389-2254	飯山市南町19-8	0269-62-1344
岐阜県	岐阜障害者就業・生活支援センター	(社福)岐阜市社会福祉事業団	500-8876	岐阜市日ノ出町2-5-2ハヤシビル2F	058-266-4757
	山ゆり障害者就業・生活支援センター	(社福)飛騨慈光会	506-0054	高山市岡本町1-100-5 玉井ビル1F	0577-32-6280
	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	(社福)岐阜県福祉事業団	501-3938	関市桐ヶ丘3丁目2番地	0575-24-5880
	西濃障がい者就業・生活支援センター	(社福)あゆみの家	503-2123	不破郡垂井町栗原2066-2	0584-22-5861
静岡県	静岡中東遠障害者就業・生活支援センター ラック	(社福)明和会	437-0062	袋井市泉町2-10-13	0538-43-0826
	障害者就業・生活支援センター だんだん	(医)至空会	433-8101	浜松市北区三幸町201-4	053-420-0802

都道府県	センター名	運営法人	郵便番号	センター所在地(詳細)	電話番号
	障害者就業・生活支援センター ひまわり	(社福)あしたか太陽の丘	410-0312	沼津市原1418-48	055-968-1120
	富士障害者就業・生活支援センター チャレンジ	(社福)誠信会	417-0801	富士市大淵2075-3	0545-35-1148
	障害者就業・生活支援センター ぱれっと	(社福)ハルモニア	426-0066	藤枝市青葉町2-11-1	054-637-2111
	障害者就業・生活支援センター さつき	(社福)明光会	421-1211	静岡市葵区慈悲尾180	054-277-3019
愛知県	豊橋障害者就業・生活支援センター	(社福)岩崎学園	440-0022	豊橋市岩崎町字利兵72-2 岩崎通動寮内	0532-69-1321
	知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク	(社福)愛光園	470-2102	知多郡東浦町緒川字寿久茂129	0562-34-6669
	なごや障害者就業・生活支援センター	(社福)共生福祉会	453-0012	名古屋市中村区井深町15-17 泉第一ビル2階	052-459-1918
	西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」	(社福)愛恵協会	444-3511	岡崎市舞木町字山中町121	0564-27-8511
	尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」	(社福)養楽福祉会	487-0031	春日井市廻間町字神屋洞703-1	0568-88-5115
	尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」	(社福)樺の木福祉会	494-0012	一宮市明地字上平35-1	0586-68-6822
三重県	四日市障害者就業・生活支援センター	(社福)四日市市社会福祉協議会	510-0085	四日市市諏訪町2-2	0593-54-2550
	伊勢志摩障害者就業・生活支援センター プレス	(社福)三重済美学院	516-0077	伊勢市宮町1-5-20	0596-20-6525
	鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センター あい	(社福)和順会	513-0801	鈴鹿市神戸1-18-18 鈴鹿市役所西館2階	059-381-1035
	伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ	(社福)名張育成会	518-0603	名張市西原町2625	0595-65-7710
	障害者就業・生活支援センター そういん	(医)北勢会	511-0061	桑名市寿町1-11	0594-27-7188
	松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センター マーベル	(社福)敬真福祉会	515-0812	松坂市船江町1392-3 松坂ショッピグセンター「マーム」1階	0598-50-5569
滋賀県	障害者雇用・生活支援センター (甲賀)	(社福)しがらき会	528-0012	甲賀市水口町曙3-44	0748-63-5830
	湖東地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ひかり福祉会	522-0088	彦根市銀座町6-10 平和堂彦根銀座店3階	0749-21-2245
	おおつ障害者就業・生活支援センター	(NPO)おおつ「障害者の生活と労働」協議会	520-0044	大津市京町3-5-12 森田ビル1F	077-522-5142
	湖西地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ゆたか会	520-1632	高島市今津町桜町2-3-11	0740-22-3876
	湖南地域障害者就業・生活支援センター	(財)滋賀県障害者雇用支援センター	524-0037	守山市梅田町2-1-217(セルバ守山内)	077-583-5979
	東近江圏域障害者就業・生活支援センター	(社)わたむきの里福祉会	523-0891	近江八幡市鷹飼町571 平和堂近江八幡店5F	0748-36-7999
京都府	京都障害者就業・生活支援センター	(社福)京都障害児福祉協会	603-8234	京都市北区紫野下若草町12番地 京都市若草寮2F	075-417-1233
	障害者就業・生活支援センター はびねす	(社福)南山城学園	611-0033	宇治市大久保町北ノ山101-10	0774-41-2661
	障害者就業・生活支援センター わかば	(社福)みずなぎ学園	625-0014	舞鶴市宇鹿原772-1	0773-65-2071
	障害者就業・生活支援センター「あん」	(社福)京都ライフサポート協会	619-0204	木津川市山城町上狛前畑12-8	0774-86-5056
	なんたん障害者就業・生活支援センター	(社福)松花苑	621-0018	亀岡市大井町小金岐北浦16	0771-24-2181
大阪府	大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	547-0026	大阪市平野区喜連西4-7-19	06-4302-8977
	北河内東障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪知的障害者育成会	574-0036	大東市末広町15-6 支援センターさくら内	072-871-0047
	南河内南障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪府障害者福祉事業団	586-0024	河内長野市西之山町2-21	0721-53-6093

都道府県	センター名	運営法人	郵便番号	センター所在地(詳細)	電話番号	
	すいた障害者就業・生活支援センター	(社福)ぶくぶく福祉会	564-0031	吹田市元町19-15 丸二ビル1階	06-6317-3749	
	高槻市障害者就業・生活支援センター	(社福)花の会	569-0071	高槻市城北町1-7-16 リーベン城北2F	072-662-4510	
	八尾・柏原障害者就業・生活支援センター	(社福)信貴福祉会	581-0853	八尾市楽音寺1-84	072-940-1215	
	とよなか障害者就業・生活支援センター	(NPO)豊中市障害者就労雇用支援センター	561-0872	豊中市寺内1-1-10 ローズコミュニティ・緑地 1F	06-4866-7100	
	東大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)東大阪市社会福祉事業団	577-0054	東大阪市高井田元町1-2-13	06-6789-0374	
	南河内北障害者就業・生活支援センター	(社福)ふたかみ福祉会	583-0856	羽曳野市白鳥3-16-3セシル古市103	072-957-7021	
	枚方市障害者就業・生活支援センター	(社福)であい共生舎	573-8666	枚方市大垣内町2-1-20枚方市役所別館1階	090-2064-2188	
	寝屋川市障害者就業・生活支援センター	(社福)光輝会	572-0832	寝屋川市本町1-2	072-822-0502	
	泉州中障害者就業・生活支援センター	(NPO)あいむ	597-0072	貝塚市島中1-3-10	072-422-3322	
	茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	(社福)摂津市社会福祉事業団	566-0062	摂津市鳥飼上5-2-8ふれあいの里内	072-653-1212	
	北河内西障害者就業・生活支援センター	(社福)明日葉	571-0057	門真市元町20-26	06-6900-3988	
	泉州北障害者就業・生活支援センター	(NPO)チャレンジド・ネットいずみ	594-0032	和泉市池田下町1341-12	0725-26-0222	
	泉州南障害者就業・生活支援センター	(NPO)障害者自立支援センターほっぷ	598-0062	泉佐野市下瓦屋222-1 泉佐野人権文化センター2階	072-463-7867	
	豊能北障害者就業・生活支援センター	(財)箕面市障害者事業団	562-0015	箕面市稲1丁目11番2号 ふれあい就労支援センター3階	072-723-8801	
	堺市障害者就業・生活支援センター	(NPO)堺市障害者就労促進協会	590-0141	堺市南区桃山台1-23-1	072-292-1826	
	兵庫県	加古川障害者就業・生活支援センター	(社福)加古川はぐるま福祉会	675-0002	加古川市山手1-11-10	0794-38-8728
		神戸障害者就業・生活支援センター	(社福)神戸聖隷福祉事業団	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5-1-1	078-672-6480
西播磨障害者就業・生活支援センター		(社福)兵庫県社会福祉事業団	678-0252	赤穂市大津1327 赤穂精華園内	0791-43-2091	
淡路障害者就業・生活支援センター		(社福)兵庫県社会福祉事業団	656-1331	洲本市五色町都志大日707	0799-33-1192	
姫路障害者就業・生活支援センター		(財)姫路市障害者職業自立センター	670-0074	姫路市御立西5-6-26	0792-91-6504	
奈良県	なら障害者就業・生活支援センター コンパス	(社福)寧楽ゆいの会	630-8115	奈良市大宮町3-5-35 アクティブ宝泉ビル5階	0742-32-5512	
	なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう	(社福)大和会	633-0091	桜井市桜井232 ヤガビル3階302号室	0744-43-4404	
	なら西和障害者就業・生活支援センター ライク	(社福)ちいろば会	636-0802	生駒郡三郷町三室1丁目13-32	0745-51-2001	
和歌山県	紀南障害者就業・生活支援センター	(社福)やおき福祉会	646-0061	田辺市上の山2-23-52	0739-26-8830	
	障害者就業・生活支援センター つれもて	(社福)一麦会	640-8123	和歌山市三沢町3-40	073-427-8149	
	紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと	(社福)太陽福祉会	644-0011	御坊市湯川町財部726-9	0738-23-1955	
	東牟婁圏域障害者就業・生活支援センター あいち	(社福)和歌山県福祉事業団	647-0041	新宮市野田1-8	0735-21-7113	
	伊都障がい者就業・生活支援センター	(社福)筍懇会	648-0074	橋本市野5-1	0736-32-8246	
鳥取県	障害者就業・生活支援センターしゅーと	(NPO)すてっぷ	683-0064	米子市道笑町2-126 桑本ビル1階	0859-37-2140	
	障害者就業・生活支援センター しらはま	(社福)鳥取県厚生事業団	689-0201	鳥取市伏野2259-17	0857-59-6060	
	障害者就業・生活支援センター くらよし	(社福)鳥取県厚生事業団	682-0806	倉吉市昭和町1丁目156	0858-23-8448	

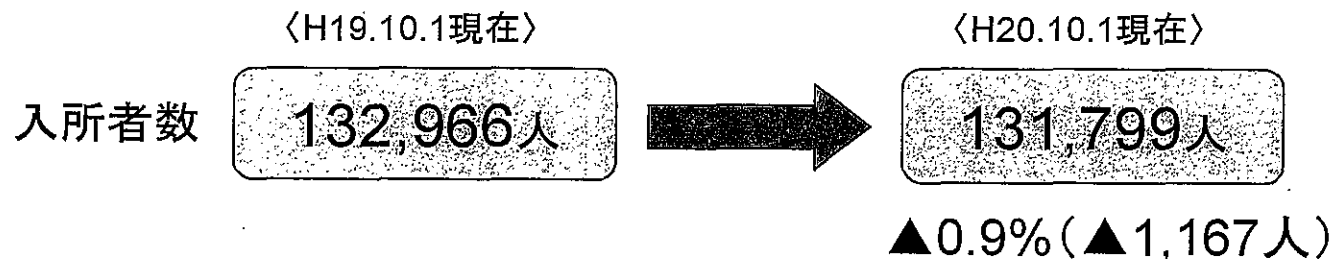
都道府県	センター名	運営法人	郵便番号	センター所在地(詳細)	電話番号
島根県	島根西部障害者就業・生活支援センター レント	(社福)いわみ福祉会	697-0027	浜田市殿町75-8	0855-22-4141
	障害者就業・生活支援センター リーフ	(社福)親和会	699-0822	出雲市神西沖町2476-1	0853-43-0189
	松江障害者就業・生活支援センター ぷらす	(社福)桑友	690-0063	松江市寺町89	0852-60-1870
	益田圏域 障害者就業・生活支援センター ポケットプラザ	(社福)希望の里福祉会	698-0003	益田市乙吉町イ110-1	0856-23-7218
	雲南障害者就業・生活支援センター アーチ	(社福)雲南広域福祉会	690-2405	雲南市三刀屋町古城45-6	0854-45-3150
岡山県	岡山障害者就業・生活支援センター	(社福)旭川荘	703-8555	岡山市祇園地先	086-275-5697
	倉敷障害者就業・生活支援センター	(社福)倉敷市総合福祉事業団	710-0834	倉敷市笹沖180 くらしき健康福祉プラザ	086-434-9886
	津山障害者就業・生活支援センター	(社福)津山社会福祉事業会	708-0841	津山市川崎1554	0868-21-8830
広島県	みどりの町障害者就業・生活支援センター	(社福)みどりの町	729-1322	三原市大和町箱川1470-2	0847-34-1375
	東部地域障害者就業・生活支援センター	(社福)静和会	726-0012	府中市中須町1550-1	0847-46-2636
	広島中央障害者就業・生活支援センター	(社福)つつじ	739-0133	東広島市八本松町米満461	082-497-0701
	広島障害者就業・生活支援センター	(社)広島県手をつなぐ育成会	733-0004	広島市西区打越町17-27	082-537-1132
山口県	光栄会 障害者就業・生活支援センター	(社福)光栄会	755-0072	宇部市中村3-12-52	0836-36-7571
	なごみの里 障害者就業・生活支援センター	(社福)下関市民生事業助成会	759-6602	下関市大字蒲生野字横田250	083-262-2116
	鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール	(社福)ほおの木会	753-0212	山口市下小鯖字大道2287-1	083-902-7117
徳島県	障害者就業・生活支援センター「わーくわく」	(社福)愛育会	771-0214	板野郡松茂町満穂字満穂開拓50-5	088-699-7523
	障害者就業・生活支援センター「著蔵山荘」	(社福)池田博愛会	778-0020	三好市池田町州津井関1121-1	0083-72-2444
	障害者就業・生活支援センター「よりそい」	(社福)柏涛会	779-2303	海部郡美波町北河内字本村344-1	0884-77-0434
香川県	障害者就業・生活支援センター 共生	(社福)恵愛福祉事業団	769-2702	東かがわ市松原1331-5	0879-24-3701
	障害者就業・生活支援センター オリーブ	(社福)あゆみの会	761-8058	高松市勅使町398-18	087-869-4649
	障害者就業・生活支援センター くばら	(医)三愛会	763-0073	丸亀市柞原町189-1	0877-64-6010
	障害者就業・生活支援センター つばさ	(社福)三豊広域福祉会	768-0014	観音寺市流岡町750-1	0875-23-2070
愛媛県	えひめ障害者就業・生活支援センター	(社福)愛媛県社会福祉事業団	790-0843	松山市道後町2-12-11	089-917-8516
	障害者就業・生活支援センター あみ	(社福)来島会	794-0028	今治市北宝来町2-2-12	0898-34-8811
高知県	障害者就業・生活支援センター ラポール	(社福)高知県知的障害者育成会	787-0010	四万十市古津賀1409	0880-34-6673
	高知障害者就業・生活支援センター シャイン	(社福)太陽福祉会	780-0935	高知市旭町2-21-6	088-822-7119
	障害者就業・生活支援センター ゆうあい	(社福)高知県知的障害者育成会	783-0005	南国市大桶乙2305	088-854-9111
福岡県	北九州障害者就業・生活支援センター	(社福)北九州市手をつなぐ育成会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2F	093-871-0030
	障害者就業・生活支援センター「デュナミス」	(社福)上横山保育会	834-0115	八女郡広川町大字新代1110 グランセラーノ1階A号室	0943-32-4477
	福岡県央障害者就業・生活支援センター	(社福)鞍手ゆたか福祉会	822-0024	直方市須崎町16-19	0949-22-3645
	障害者就業・生活支援センター野の花	(社福)野の花学園	810-0044	福岡市中央区六本松1-2-22	092-713-0050

都道府県	センター名	運営法人	郵便番号	センター所在地(詳細)	電話番号
	障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	(社福)豊徳会	825-0004	田川市大字夏吉4205-3	0947-23-1150
佐賀県	たちばな会 障害者就業・生活支援センター	(社福)たちばな会	849-1422	嬉野市塩田町大字谷所甲1388	0954-66-9093
	障害者就業・生活支援センター もしもしネット	(社福)若楠	841-0005	鳥栖市弥生が丘二丁目134番地	0942-87-8976
	障害者就業・生活支援センター きぼう	(社福)あやめ会	847-0033	唐津市久里2073-2	0955-78-1020
長崎県	長崎障害者就業・生活支援センター	(社福)南高愛隣会	854-0024	諫早市上町11-5(わーくかんまち内)	0957-35-4887
	長崎県北地域障害者就業・生活支援センター	(社福)民生会	857-0322	北松浦郡佐々町松瀬免109-2	0956-62-3844
	障害者就業・生活支援センター ながさき	(社福)ゆうわ会	850-0876	長崎市賑町5番29号	095-832-2080
熊本県	熊本障害者就業・生活支援センター	(社)熊本県高齢・障害者雇用支援協会	860-0844	熊本市水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-320-8001
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」	(社福)慶信会	866-0876	八代市田中西町15-15ナイスビル B号室	0965-35-3313
	熊本県北部障害者就業・生活支援センター がまだす	(社福)菊愛会	861-1306	菊池市大淋寺288-1	0968-25-1899
	熊本県有明障害者就業・生活支援センター きずな	(医)信和会	865-0064	玉名市中46-4	0968-71-0071
大分県	障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	(社福)博愛会	870-0029	大分市高砂町2-50 オアシスひろば21 3階	097-514-3300
	障害者就業・生活支援センター サポートネット すまいる	(社福)大分県社会福祉事業団	879-0471	宇佐市大字四日市1574-1	0978-32-1154
	障害者就業・生活支援センター はぎの	(社福)大分県社会福祉事業団	877-0012	日田市淡窓1-68-3	0973-24-2451
	豊肥地区就業・生活支援センター つばさ	(社福)紫雲会	879-7111	豊後大野市三重町赤嶺1927-1	0974-22-0313
宮崎県	みやざき障害者就業・生活支援センター	(社福)宮崎県社会福祉事業団	880-0930	宮崎市花山手東3-25-2 宮崎市総合福祉保健センター内	0985-63-1337
	のべおか障害者就業・生活支援センター	(社福)高和会	882-0836	延岡市恒富町4-66	0982-20-5283
	こばやし障害者就業・生活支援センター	(社福)燦燦会	886-0008	小林市本町32	0984-22-2539
鹿児島県	かごしま障害者就業・生活支援センター	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	899-2503	日置市伊集院町妙円寺1-1-1	099-272-5756
	おおすみ障害者就業・生活支援センター	(社福)天上会	893-0006	鹿屋市向江町29番2号 鹿屋市社会福祉会館内	0994-35-0811
沖縄県	障害者就業・生活支援センター ティータ&チムチム	(社福)名護学院	905-0006	名護市宇字茂佐943	0980-54-8181
	中部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)新栄会	904-0033	沖縄市山里2-1-1	098-931-1716
	南部地区障害者就業・生活支援センター しごと・せいかつ支援センター群星(むりぶし)	(社福)伊集の木会	920-0061	那覇市宇古島12-1 ピュアパレス黒潮309	098-941-5008

施設入所者の地域生活への移行に関する状況について①

速報値

1 入所者の推移



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
 - (2) 身体障害者入所授産施設
 - (3) 知的障害者入所更生施設
 - (4) 知的障害者入所授産施設
 - (5) 精神障害者入所授産施設
 - (6) 身体障害者入所更生施設
 - (7) 精神障害者生活訓練施設
 - (8) 障害者支援施設

2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計	新規入所者
▲4,754人 (50.9%)	▲1,164人 (12.5%)	▲350人 (3.7%)	▲42人 (0.4%)	▲1,457人 (15.6%)	▲1,568人 (16.8%)	▲9,335人	8,168人

(2) 地域生活への移行状況

〈H19.10.1→H20.10.1〉

地域生活へ移行した者

4,754人

3.6% (H19.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅(①)	公営住宅(②)	家庭復帰(①②を除く)	その他
1,557人(32.8%)	595人(12.5%)	107人(2.3%)	43人(0.9%)	734人(15.4%)	97人(2.0%)	1,525人(32.1%)	96人(2.0%)

施設入所者の地域生活への移行に関する状況について②

速報値

※2,450施設からの回答を集計(回収率約91%)

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
581人 (12.2%)	33人 (0.7%)	128人 (2.7%)	267人 (5.6%)	38人 (0.8%)	641人 (13.5%)	397人 (8.4%)	316人 (6.6%)
地域活動支援 センター	一般就労	能力開発校	能力開発校 以外の学校	精神科 デイケア等	その他の活動	未定	不明
144人 (3.0%)	567人 (11.9%)	15人 (0.3%)	36人 (0.8%)	438人 (9.2%)	356人 (7.5%)	400人 (8.4%)	397人 (8.4%)

4 施設入所前の居住の場の状況

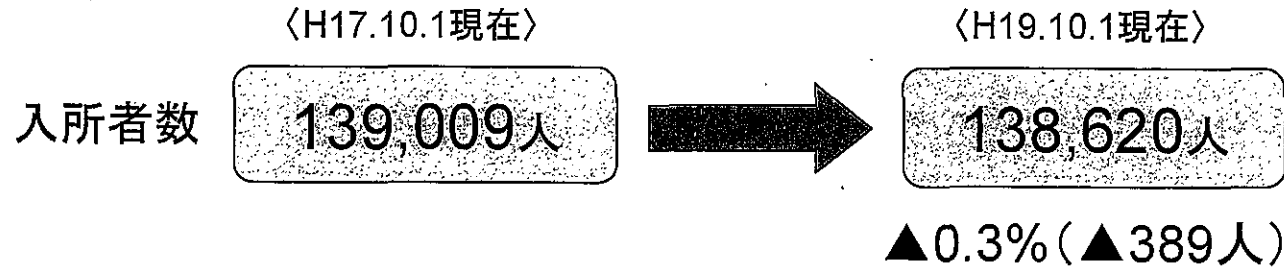
(1) 新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,149人(38.6%)	1,596人(19.5%)	69人(0.8%)	12人(0.1%)	2,852人(34.9%)	490人(6.0%)	8,168人

(2) 地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅(①)	公営住宅(②)	家庭(①②を除く)	その他
159人(5.0%)	94人(3.0%)	12人(0.4%)	22人(0.7%)	563(17.9%)	43人(1.4%)	2,133(67.7%)	123人(3.9%)

1 入所者の推移



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
 - (2) 身体障害者入所授産施設
 - (3) 知的障害者入所更生施設
 - (4) 知的障害者入所授産施設
 - (5) 精神障害者入所授産施設
 - (6) 身体障害者入所更生施設
 - (7) 精神障害者生活訓練施設
 - (8) 障害者支援施設
- ※(6)及び(7)は、地域生活移行者として障害福祉計画に計上した場合。

2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計	新規入所者
▲9,344人 (49.3%)	▲2,967人 (15.7%)	▲662人 (3.5%)	▲90人 (0.5%)	▲2,474人 (13.1%)	▲3,408人 (18.0%)	▲18,945人	18,556人

(2) 地域生活への移行状況

〈H17.10.1→H19.10.1〉

地域生活へ移行した者

9,344人

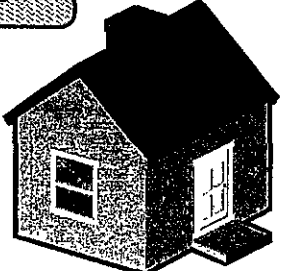
6.7% (H17.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

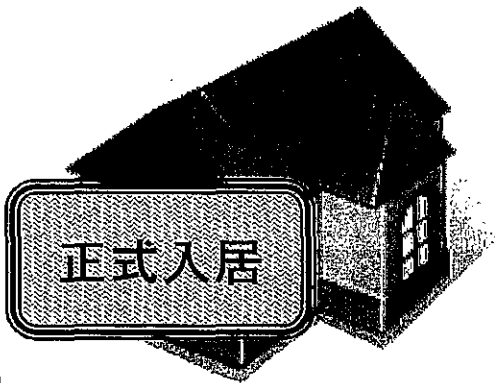
共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅	公営住宅	自宅(家庭復帰)	その他
2270人(24.3%)	1661人(17.8%)	195人(2.1%)	112人(1.2%)	1072人(11.5%)	190人(2.0%)	3642人(39.0%)	202人(2.2%)

グループホーム・ケアホームの体験入居

居宅



グループホーム・ケアホーム

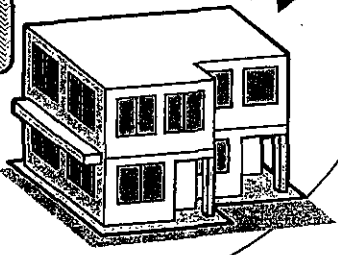


入所施設・宿泊型自立訓練



※入院・外泊時加算又は
帰宅時支援加算等を算定

病院



【体験入居時の単価】
 ・ケアホーム 675単位～324単位(障害程度区分別)
 ・グループホーム 287単位
 ※世話人の配置数に関わらず一定の単価。

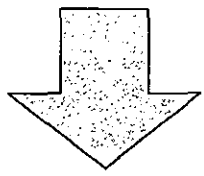


※経過的居宅介護利用型共同生活介護事業所等については、
個別支援計画の作成義務がないため、体験の対象外。

【加算】
 ○福祉専門職員配置等加算
 ○夜間支援体制加算・夜間防災体制加算
 ○重度障害者支援加算
 ○日中支援加算
 ○医療連携体制加算
 ○地域生活移行個別支援特別加算 等

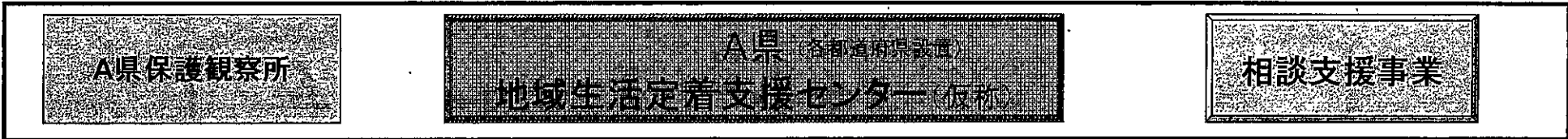
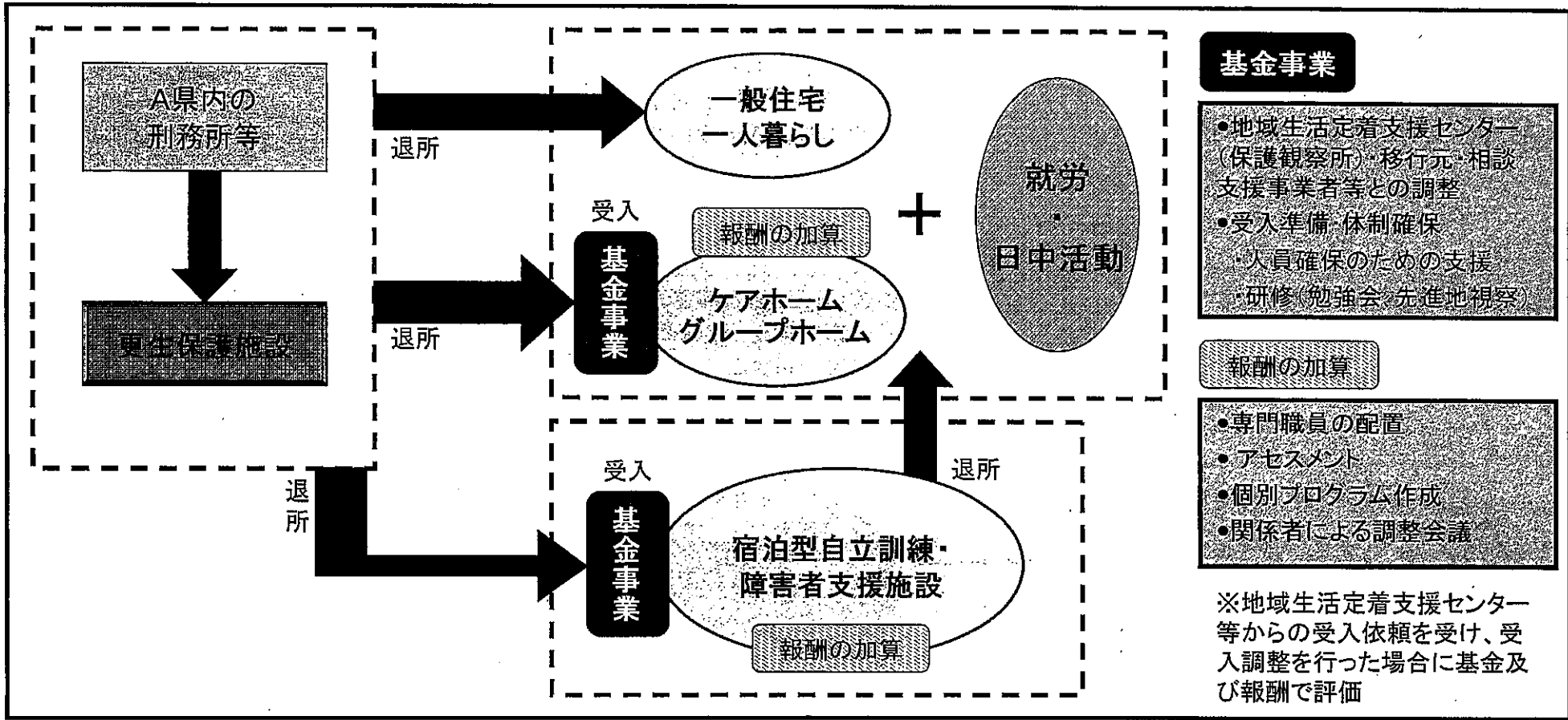
※入院時支援加算等については、施設入所者が体験する場合、入院中は施設側
が支援を行うため、グループホーム等では加算を算定しない。

連続30日以内かつ年50日以内



通常の単価を算定

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行について



宿泊型自立訓練への移行イメージ(例)

旧体系

新体系(平成21年4月改正後)

知的障害者
通勤寮

夜間

宿泊型自立訓練

+

通勤者生活支援加算

地域移行支援体制強化加算

※この他各種加算の算定が可能

日中

一般就労

就労継続支援(A型・B型)

※日中は外部の事業所等を利用

精神障害者
生活訓練施設

夜間

宿泊型自立訓練

+

地域移行支援体制強化加算

※昼夜同一事業所での利用が可能

※この他各種加算の算定が可能

日中

自立訓練(生活訓練)

就労移行支援

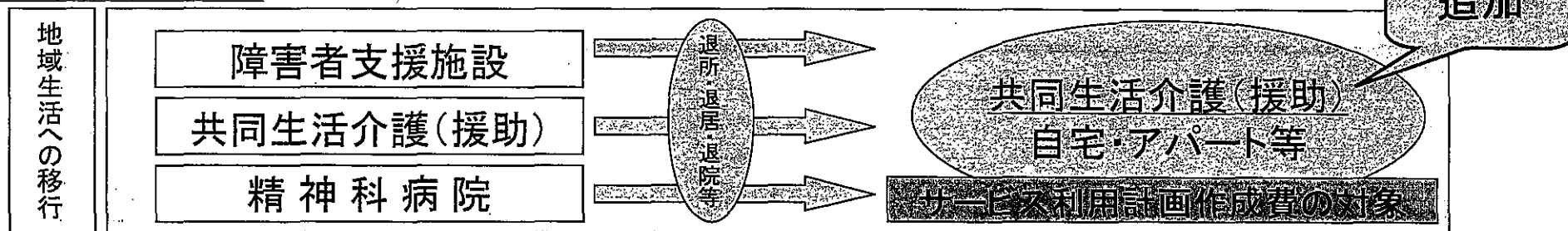
※移行の例であり、他にも様々な移行形態がありうる。

サービス利用計画作成費の支給対象の例示（平成21年4月～）

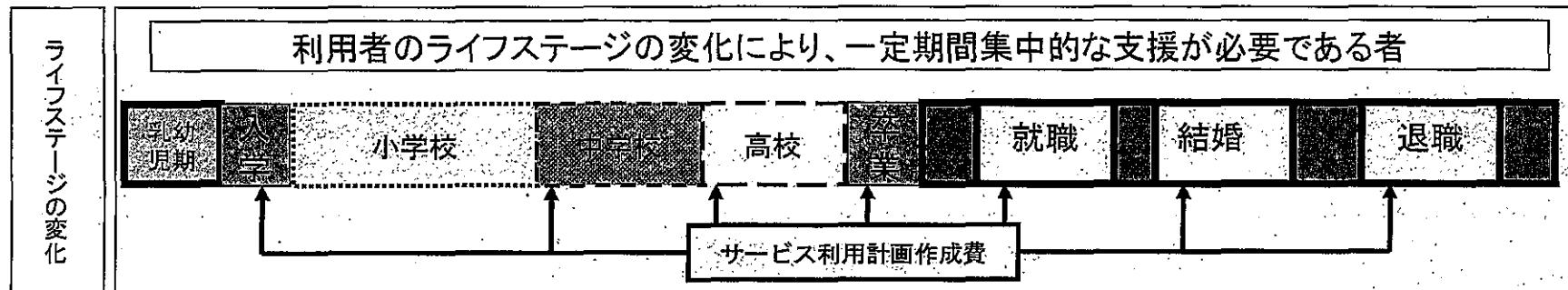
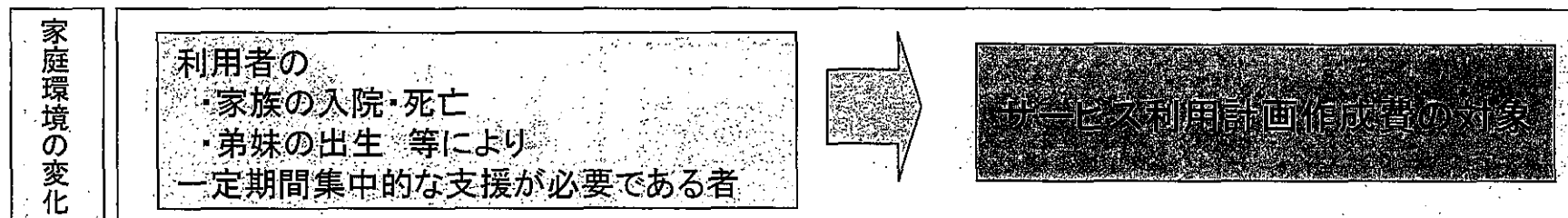
1. 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者。
2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。
3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

1. 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

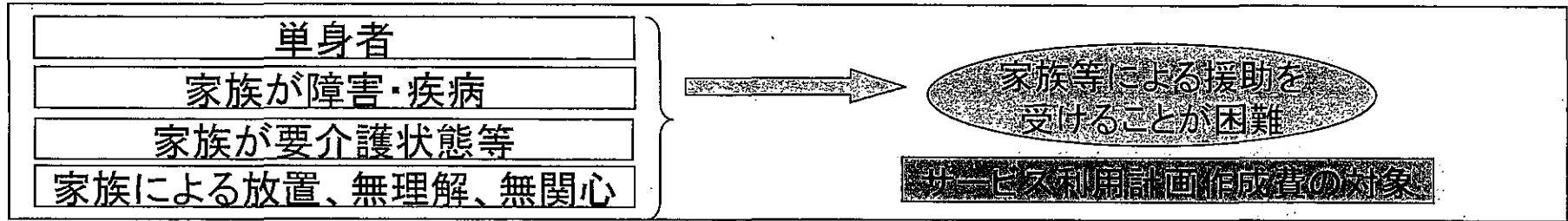
(1) 住環境の変化



(2) 生活環境の変化



2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者



3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けられることができる者

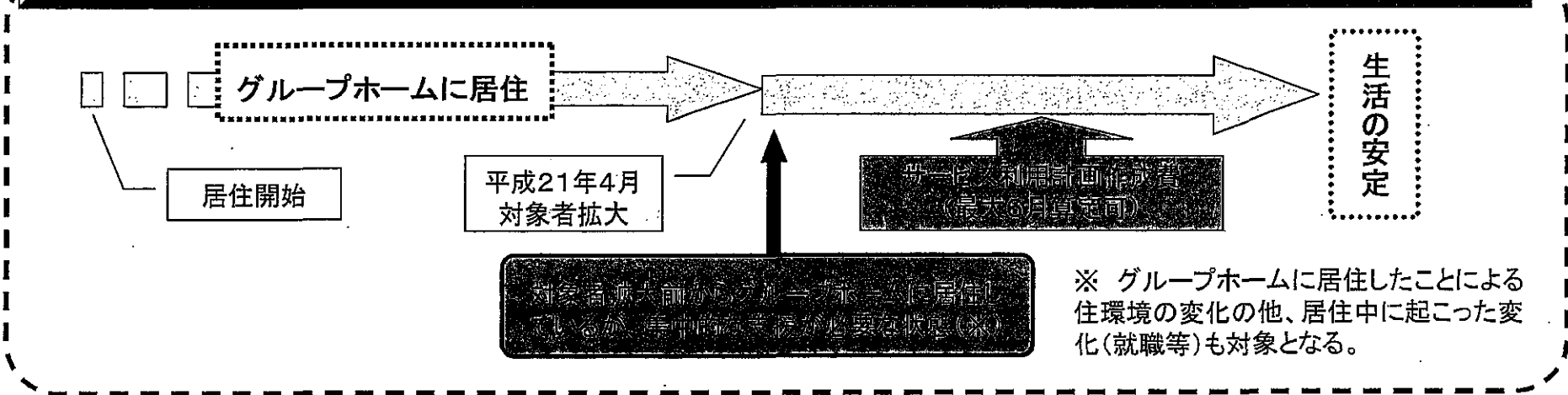
重度障害者等包括支援の対象者

類型	状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I類型	筋ジストロフィー・脊椎損傷・ALS 遷延性意識障害等
最重度知的障害者 II類型	重症心身障害者等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 III類型	強度行動障害等

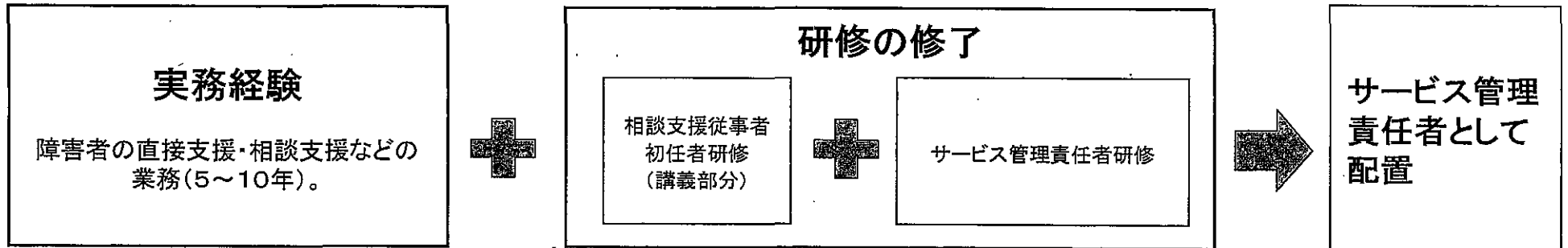
サービス利用計画作成者の対象

※重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者は対象外

転居時等に、共同生活介護施設の利用、介護付有料老人ホーム(特別型)等の2号1号に該当)



「サービス管理責任者」の経過措置



※ 法施行前からグループホーム、ケアホーム、児童デイサービスを実施していた事業者は、例外として、3年以上の実務経験をもってサービス管理責任者として配置できる。

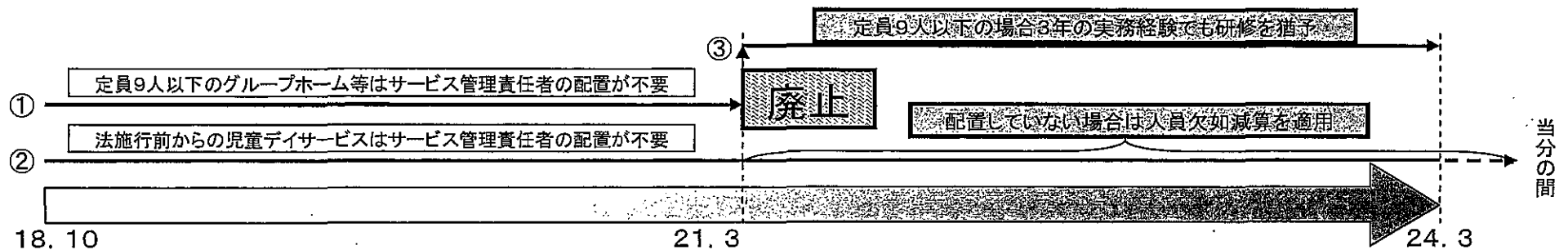
経過措置 平成18年10月～平成21年3月

平成24年3月まで延長

実務経験の要件を満たしていれば、経過措置期間中に研修を修了することを条件として、研修を修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。

【その他の経過措置】

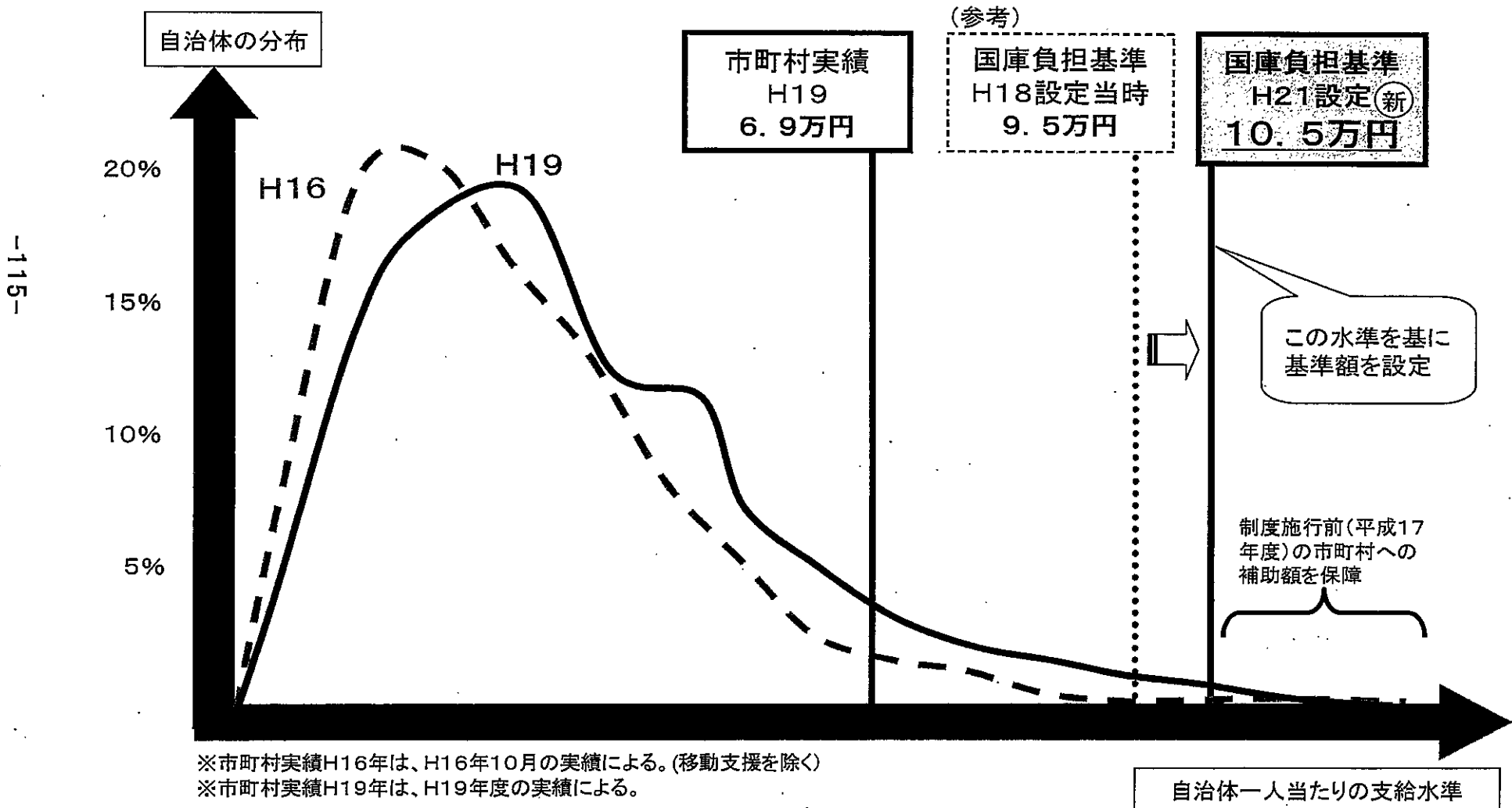
- ① 事業所定員9人以下のグループホーム、ケアホームについては、平成21年3月までサービス管理責任者を置かないことができる。→ (廃止)
- ② 法施行前から存在する児童デイサービス事業所については、当分の間、サービス管理責任者を置かないことができる。→ (継続+減算)
- ③ 定員9人以下のグループホーム、ケアホームであって、例外的に3年以上の実務経験で配置されるサービス管理責任者については、平成24年3月までに研修を修了することとする。→ (新規)



(関連資料13)

平成21年度国庫負担基準の設定水準

- 平成21年度の国庫負担基準の設定に当たっては、平成19年度実績を踏まえ、全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるように水準を設定。
 (国庫負担基準の一人当たりの水準：平成18年度 95,000円 → 平成21年度 105,000円)



平成21年度の国庫負担基準(案)

現行の基準

居宅介護対象者		重度訪問介護対象者		行動援護対象者		重度障害者等 包括支援対象者	
区分1	2,290単位	区分3※	15,220単位	区分3	10,780単位	区分6	45,500単位
区分2	2,910単位	区分4	19,020単位	区分4	14,580単位	介護保険対象者	26,820単位
区分3	4,310単位	区分5	23,850単位	区分5	19,410単位	重度障害者等包括支援対象者で、 居宅介護、行動援護又は重度訪問 介護を利用する者	
区分4	8,110単位	区分6	29,590単位	区分6	25,150単位	区分6	44,650単位
区分5	12,940単位	※区分3は経過規定		障害児	13,750単位	介護保険対象者	25,970単位
区分6	18,680単位	介護保険対象者	10,910単位	介護保険対象者	6,470単位		
障害児	7,280単位						

平成21年度国庫負担基準(案)

居宅介護対象者		重度訪問介護対象者		行動援護対象者		重度障害者等 包括支援対象者	
区分1	2,370単位	区分3※	18,020単位	区分3	11,250単位	区分6	80,000単位
区分2	3,050単位	区分4	22,540単位	区分4	15,190単位	介護保険対象者	31,760単位
区分3	4,500単位	区分5	28,270単位	区分5	20,180単位	重度障害者等包括支援対象者で、 居宅介護、行動援護又は重度訪問 介護を利用する者	
区分4	8,440単位	区分6	40,030単位	区分6	26,210単位	区分6	58,040単位
区分5	13,500単位	※区分3は経過規定		障害児	14,310単位	介護保険対象者	29,350単位
区分6	19,450単位	介護保険対象者	12,310単位	介護保険対象者	6,750単位		
障害児	7,590単位						

(注) 各区分の国庫負担基準額(一人当たり月額)は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たり単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

国庫負担基準に係る運用等について

1. 国庫負担基準の区分間合算

すべての訪問系サービスに係る障害程度区分の基準額を合算して適用する。

2. 従前額保障

国庫負担基準の区分間合算を適用した後の国庫負担基準額と比較し、従前の補助実績(平成17年度)の方が高い自治体については、従前の補助実績に基づき国庫負担を行う。

3. 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」による財政支援

ア. 目的

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が一定以上の市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ. 事業内容

(ア) 以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。

a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超える場合

b 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合

(イ) 助成する額の範囲についてaに掲げる人数にbの額を乗じた金額の一定割合とする。

a 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合(10%程度)を乗じて得た数を控除した数

b 重度訪問介護の障害程度区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度

(計算例)

A市の訪問系サービス利用者数: 1,000人

うち、重度訪問介護利用者数: 120人(1,000人の10%に当たる100人以上に該当)

補助対象人数

120人 - 100人 = 20人

補助額

20人 × 8.5万円 × 12月 × 1/2 = 10,200千円

重度訪問介護の国庫負担基準(平成21年度)

区分4	区分5	区分6
23万円	28万円	40万円

区分が1つ上がった時の平均間差8.5万円

4. 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」による財政支援

次に掲げる要件を満たす市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。

- ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となることがなお超過額のある市町村（地域生活支援事業の補助対象市町村にあつては、地域生活支援事業による補助を優先適用する。）

③ 助成額

当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、都道府県が必要と認める額を助成額とする。

ただし、次に掲げる市においては、次に掲げる金額の範囲内で都道府県が必要と認める額を助成額とする。

① 人口30万人以上の市

「当該年度の国庫負担基準額に50%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して、いずれか低い方の額

② 人口10万人以上30万人未満の市

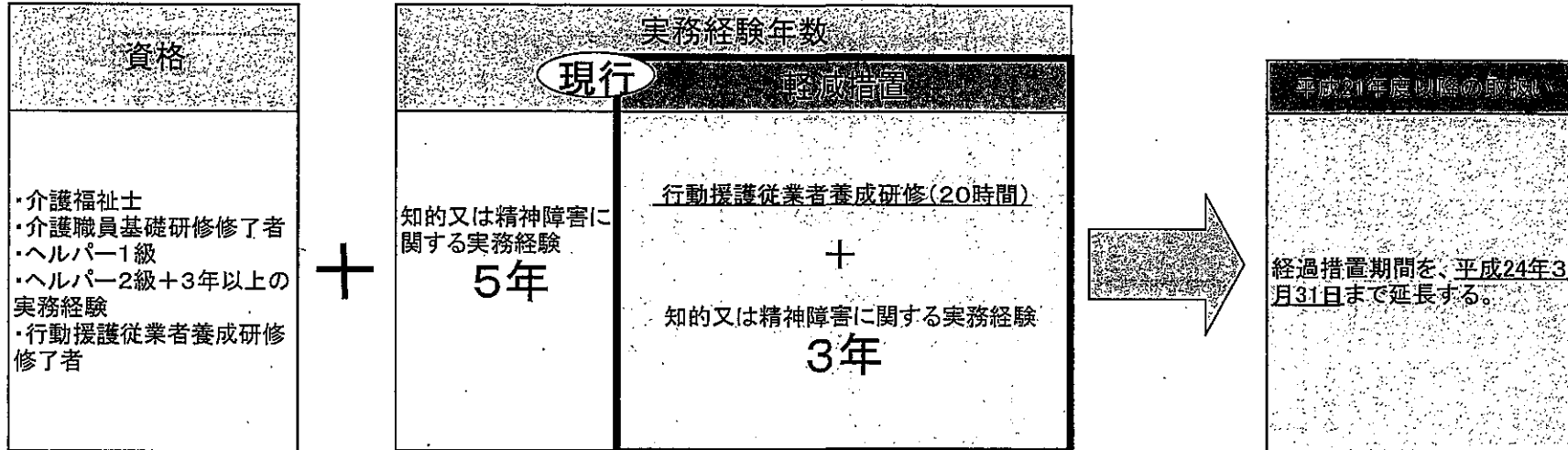
「当該年度の国庫負担基準額に100%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して、いずれか低い方の額

※1 重度訪問介護利用者の割合が10%超を超える市町村にあつては、地域生活支援事業の補助対象市町村になることから、地域生活支援事業による補助を優先適用する。

※2 事業実施年度 平成21年度から平成23年度。

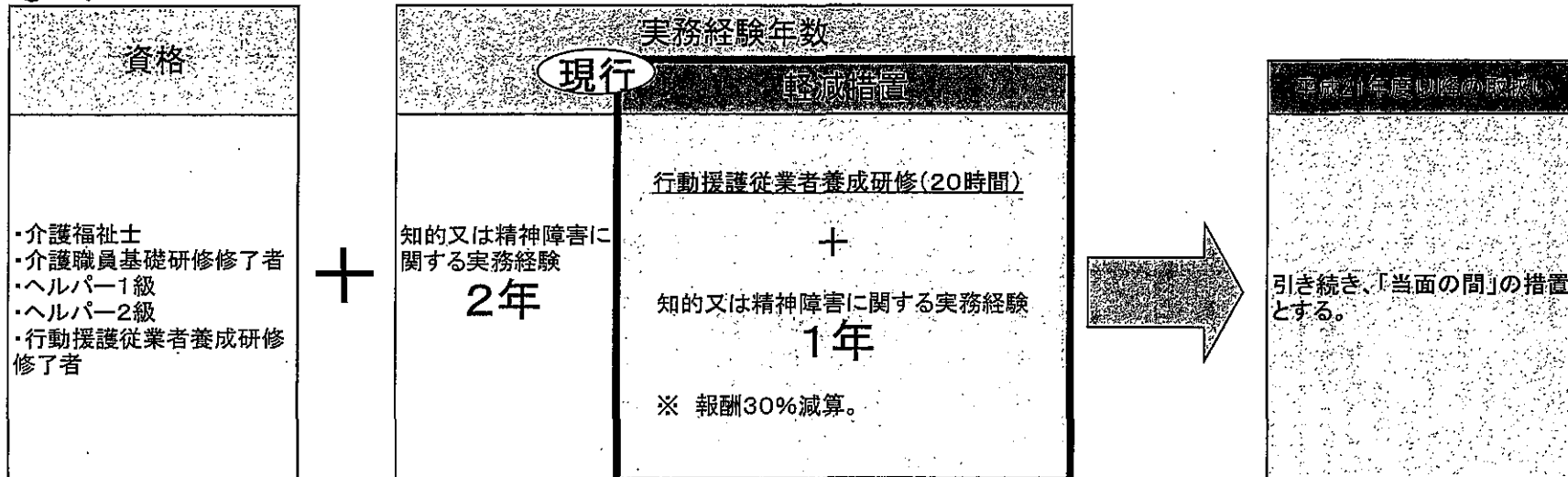
指定行動援護事業所におけるサービス提供責任者の資格要件にかかる経過措置の延長について

○サービス提供責任者



※ ヘルパー2級における実務経験(3年以上)のうちの知的又は精神障害に関する実務経験を合せて差し支えない。

○ヘルパー



平成21年度障害児施設措置費の保護単価(案)

(1) 事務費

①一般事務費

(単位:円)

施設種別	定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
知的障害児施設	30	220,930	216,880	213,870	212,750	211,580	210,050	208,500	206,960	205,420	203,880	200,820	196,150
第二種自閉症児施設	40	222,520	218,280	215,120	213,880	212,650	211,100	209,540	207,960	206,660	205,070	201,930	197,100
知的障害児通園施設	30	133,290	130,690	128,760	128,010	127,250	126,260	125,240	124,220	123,190	122,180	120,170	117,110
盲児施設	30	202,090	198,410	195,670	194,630	193,590	192,180	190,770	189,360	187,960	186,550	183,750	179,540
ろうあ児施設	30	201,150	197,410	194,630	193,580	192,540	191,150	189,730	188,320	186,940	185,530	182,720	178,530
難聴幼児通園施設	30	199,640	195,780	192,920	191,790	190,640	189,120	187,600	186,110	184,570	183,050	180,060	175,520
肢体不自由児療護施設	50	239,660	235,050	231,630	230,310	228,980	227,260	225,540	223,790	222,090	220,320	216,830	211,640

②加算費等の単価

(単位:円)

施設種別	定員	加算費の区分	
第一種自閉症児施設	40	保育士等加算費	72,190
肢体不自由児施設	50	保育士等加算費	27,120
肢体不自由児通園施設	—	通園指導費	49,100

③心理療法担当職員配置加算の単価

(単位:円)

施設種別	定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
知的障害児施設	30	12,150	11,880	11,700	11,610	11,520	11,430	11,340	11,240	11,150	11,060	10,880	10,610
第二種自閉症児施設	40	9,110	8,910	8,770	8,700	8,640	8,570	8,500	8,430	8,360	8,300	8,160	7,960
盲児施設	30	12,150	11,880	11,700	11,610	11,520	11,430	11,340	11,240	11,150	11,060	10,880	10,610
ろうあ児施設	30	12,150	11,880	11,700	11,610	11,520	11,430	11,340	11,240	11,150	11,060	10,880	10,610
肢体不自由児療護施設	50	7,290	7,130	7,020	6,960	6,910	6,850	6,800	6,750	6,690	6,640	6,530	6,360

④看護師配置加算の単価

(単位:円)

施設種別	定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
知的障害児施設	30	15,630	15,240	14,980	14,840	14,710	14,580	14,450	14,320	14,190	14,060	13,800	13,410
第二種自閉症児施設	40	11,720	11,430	11,230	11,130	11,030	10,940	10,840	10,740	10,640	10,550	10,350	10,060
盲児施設	30	15,630	15,240	14,980	14,840	14,710	14,580	14,450	14,320	14,190	14,060	13,800	13,410
ろうあ児施設	30	15,630	15,240	14,980	14,840	14,710	14,580	14,450	14,320	14,190	14,060	13,800	13,410
肢体不自由児療護施設	50	9,370	9,140	8,980	8,910	8,830	8,750	8,670	8,590	8,510	8,440	8,280	8,040

(2) 事業費

①一般生活費

(単位:円)

施設種別	単価
知的障害児施設	47,340
第二種自閉症児施設	47,340
知的障害児通園施設	14,570
盲児施設	47,340
ろうあ児施設	47,340
難聴幼児通園施設	14,570
肢体不自由児療護施設	47,340

②重度加算費

(単位:円)

施設種別	25%加算分	30%加算分
知的障害児施設	47,120	56,540
第一種自閉症児施設	47,120	56,540
第二種自閉症児施設	47,120	56,540
盲児施設	44,870	53,830
ろうあ児施設	40,970	49,150
肢体不自由児施設	-	56,540
肢体不自由児療護施設	-	56,540

③重症児指導費

(単位:円)

施設種別	単価
重症心身障害児施設	234,240

○里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて（平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、児童家庭局保育課長連名通知）の新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">児家第50号 平成11年8月30日</p>	<p style="text-align: right;">児家第50号 平成11年8月30日</p>
<p style="text-align: center;">【一部改正】平成14年10月15日 雇児福発第1015001号 【一部改正】平成 年 月 日 雇児福発第 号</p>	<p style="text-align: center;">【一部改正】平成14年10月15日 雇児福発第1015001号</p>
<p>各 都道府県 } 民生主管部（局）長 殿 指定都市 } 中核市 }</p>	<p>各 都道府県 } 民生主管部（局）長 殿 指定都市 } 中核市 }</p>
<p style="text-align: center;">厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長 児童家庭局家庭福祉課長 児童家庭局保育課長</p>	<p style="text-align: center;">厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長 児童家庭局家庭福祉課長 児童家庭局保育課長</p>
<p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて</p>	<p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて</p>
<p>(略)</p>	<p>児童福祉行政及び障害福祉行政の推進については、かねてより特段の御配慮を煩わせているところであるが、今般、標記について、別紙のとおり取り扱うこととしたので、十分御留意の上、遺憾のないようにされたい。</p>
<p>別紙</p>	<p>別紙</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い 里親の就労等により里親に委託されている児童の保育に欠けることとなった場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親への委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親に委託されていることが、保育所に入所することを妨げないものとする。児童を既に就労している里親に委託することが、当該児童の最善の利益に適うと認められる場合についても、同様の取り扱いであること。本取扱いを行うに際しては、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童について最善の措置を採ること。</p> <p>イ 費用の支弁 ① 里親に対する支弁 里親委託に係る措置費の支弁については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知。（以下「児童入所施設措置費等交付要綱」という。）及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金につ</p>

改正後

現行

2 里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童が障害児通園施設又は児童デイサービスに通う場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が里親又はファミリーホームに委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設（以下「障害児通園施設」という。）又は児童デイサービスにおいて専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第4の1の（1）のキにより、通所施設の指導訓練を受けさせることができるとされているところであるが、その取扱いについては下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。

- ① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討の上、また、児童デイサービスについては児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。
- ② 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設や児童デイサービスに通っている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、同様の取扱いであること。

いて」通知の施行について」（平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知。以下「児童入所施設措置費等施行通知」という。）により、月額を支弁する。

② 保育所に対する支弁

保育所運営費の支弁については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知。以下「保育所運営費交付要綱」という。）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知。以下「保育所運営費施行通知」という。）で定める保育単価により、月額を支弁する。

ウ 費用の徴収

① 里親委託に係る費用徴収

里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

② 保育所入所に係る費用徴収

徴収を免除する。

2 里親に委託されている児童が障害児通園施設へ通所する場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が里親に委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設（以下「障害児通園施設」という。）において専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第4の1の（1）のキにより、通所施設の指導訓練を受けさせることができるとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意されたい。

- ① 障害児通園施設の日々の通所人員は認可定員を超えないものとする。
- ② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討の上、当該児童において最善の措置を採ること。
- ③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設に通所している児童が里親へ委託される場合についても、同様の取扱いであること。

改正後

イ 費用の支弁（支給）

- ① 里親及びファミリーホームに対する支弁
 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。
- ②の1 障害児通園施設に対する支弁
 障害児通園施設措置費の支弁については、措置の扱いとなることから「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知。以下「障害児施設措置費交付要綱」という。）及び「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」の通知の施行について」（平成19年12月18日障発第1218001号障害保健福祉部長通知。以下「障害児施設措置費施行通知」という。）で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。

その月の支弁額

$$= \text{月額保護単価} \div \text{その月の開園日数} \times \text{その月の通園した日数}$$

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

②の2 児童デイサービスに係る費用の支給

児童デイサービスに係る費用については、措置の扱いとなることから「やむを得ない自由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障障発第1117002号障害福祉課長通知）に基づき、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額とする。

ウ 費用の徴収

- ① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収
 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 障害児通園施設及び児童デイサービスに係る費用徴収
 徴収を免除する。

現 行

イ 費用の支弁

- ① 里親に対する支弁
 里親委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。
- ② 障害児通園施設に対する支弁
 障害児通園施設措置費の支弁については、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」（平成10年7月31日厚生省障第223号厚生事務次官通知。以下「障害児施設措置費交付要綱」という。）及び「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」の通知の施行について」（平成10年7月31日障第446号障害保健福祉部長通知。以下「障害児施設措置費施行通知」という。）で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。

その月の支弁額

$$= \text{月額保護単価} \div \text{その月の開園日数} \times \text{その月の通園した日数}$$

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

ウ 費用の徴収

- ① 里親委託に係る費用徴収
 里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 障害児通園施設通所に係る費用徴収
 徴収を免除する。

改正後

3 母子生活支援施設入所児童が障害児通園施設又は児童デイサービスに通う場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が母子生活支援施設に入所しており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通園施設又は児童デイサービスにおいて専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、当該児童につき、母子生活支援施設に入所していることが、障害児通園施設又は児童デイサービスに通うことを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

- ① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。
- ② 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設又は児童デイサービスに通っている児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁（支給）

① 母子生活支援施設に対する支弁
母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

②の1 障害児通園施設に対する費用の支給
障害児通園施設に係る給付費については、契約による利用となることから、「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」別表の障害児施設給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて得た額とする。

②の2 児童デイサービスに係る費用の支給

児童デイサービスに係る費用については、契約による利用となることから、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて得た額とする。

現 行

3 母子生活支援施設入所児童が障害児通園施設へ通所する場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が母子生活支援施設に入所しており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通園施設において専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、当該児童につき、母子生活支援施設に入所していることが、障害児通園施設に通所することを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

- ① 障害児通園施設の日々の通所人員は認可定員を超えないものとする。
- ② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所の間で十分連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。
- ③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設に通所している児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁

① 母子生活支援施設に対する支弁
母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

② 障害児通園施設に対する支弁
障害児通園施設措置費の支弁については、障害児施設措置費交付要綱及び障害児施設措置費施行通知で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。

その月の支弁額

= 月額保護単価 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

改正後

現行

ウ 費用の徴収

- ① 母子生活支援施設入所に係る費用徴収
母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により月額を徴収する。
- ②の1 障害児通園施設に係る費用負担
障害児通園施設の利用に係る費用負担については、通常の契約利用と同様に原則児童福祉法第24条の2及び第24条の20に基づき指定施設支援に要した費用の額等に応じ、算定された額を障害児通園施設等に支払うこと。

- ②の2 児童デイサービスに係る費用負担
児童デイサービスの利用に係る費用負担については、通常の契約利用と同様に原則障害者自立支援法第29条に基づき指定障害福祉サービス等に要した費用の額等に応じ、算定された額を児童デイサービス事業者に支払うこと。

- 4 その他
里親及びファミリーホームに委託されている児童又は母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の費用の支弁及び徴収については次のとおりとする。

ア 費用の支弁

里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童自立支援施設通所部措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

イ 費用の徴収

- ① 里親及びファミリーホーム委託又は母子生活支援施設入所に係る費用徴収
里親及びファミリーホーム委託に係る措置費又は母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 情緒障害児短期治療施設通所部又は児童自立支援施設通所部に係る費用徴収
徴収を免除する。

ウ 費用の徴収

- ① 母子生活支援施設入所に係る費用徴収
母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により月額を徴収する。
- ② 障害児通園施設通所に係る費用徴収
障害児通園施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、障害児施設措置費交付要綱の5の(5)で定める表1「障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)」を基に、次の算式により日割りで徴収する。
- その月の徴収額
= 徴収金基準額 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

- 4 その他
里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の費用の支弁及び徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第7に定めるところによること。

地域新エネルギー等導入促進対策費補助金の概要

資源エネルギー庁新エネルギー対策課

1. 制度の概要

新エネルギー等の導入促進において、地方公共団体等や非営利民間団体が行う地域における先進的な取組みに対し、導入事業費の一部を補助する。また、地方公共団体と民間事業者が連携して行う新エネルギー等導入事業(太陽光発電に限る。)に対して、社会システム枠として当該導入事業費の一部を補助する。

(注1)導入事業の実施に先立ち新エネルギー等設備の設置による環境負荷削減効果(CO₂排出削減量等)についての定量的目標を設定するとともに、新エネルギー等の普及啓発事業等を行うことが必要。

2. 補助対象事業者

(1)一般枠

地方公共団体、地方公共団体の出資に係る法人(地方公共団体の出資比率が50%以上の場合に限る。)及び非営利民間団体(法人格を有するものに限る。)

(2)社会システム枠

地方公共団体及び民間事業者

(注2)社会システム枠は、民間事業者が行う地方公共団体の政策に位置づけられた取組みであって、当該事業への地方公共団体による財政的関与(補助金の交付、地方税の減免等)等があることが必要。

3. 補助率 1/2以内

4. 予算額 平成21年度予定額:62.6億円

5. 実施スキーム[民間団体等(交付機関)は未定。]

国 →(補助)→ 民間団体等 →(補助)地方公共団体、非営利民間団体

6. 補助対象設備(□内は、基本規模等要件)

太陽光発電[太陽電池出力10kW以上]、風力発電[発電出力500kW以上(非営利民間団体:規模要件なし)]、太陽熱利用[集熱面積100㎡以上(非営利民間団体:規模要件なし)]、バイオマス発電[バイオマス依存率60%以上]、バイオマス熱利用[バイオマス依存率60%以上]、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、温度差エネルギー[熱供給能力6.28GJ/h(非営利民間団体:規模要件なし)]、水力発電[1千kW以下]、地熱発電[バイナリーサイクル発電方式に限る]、天然ガスコージェネレーション[発電出力10kW以上(非営利民間団体:規模要件なし)]、燃料電池[発電出力50kW以上(非営利民間団体:規模要件なし)]

7. 公募期間 平成21年4月頃(一ヶ月間程度)

8. 本制度へのお問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課

地域新エネルギー等導入促進事業担当 : 滝沢、漆畑

TEL : 03-3501-4031

指定小規模多機能型居宅介護事業所における 障害児（者）の受入事業について

目的

近隣において、障害者自立支援法に基づく指定生活介護又は指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）を利用することが困難な障害者及び障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス又は宿泊サービスを利用することを可能とすることにより、当該障害児（者）の身近な場所におけるサービス利用を可能とすること。

対象者

- (1) 指定生活介護等又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしており、かつ、宿泊サービスを利用するに当たっては指定短期入所の対象要件を満たしていること。
- (2) 身近な場所で、指定生活介護等を利用することが困難な障害者又は指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児であること。
- (3) 障害者については、介護保険給付の対象とならない65歳未満のものであること。

実施方法

- 身近な場所で指定生活介護等を利用することが困難な障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護又は基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）とみなすものとするにより実施する。
- 指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当児童デイサービスとみなすものとするにより実施する。
- 当該通いサービスを利用するために、当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害児（者）が当該小規模多機能型居宅介護事業所において提供される宿泊サービスを利用する場合は、当該宿泊サービスを障害者自立支援法に基づく指定短期入所とみなすことにより実施する。

条件

指定小規模多機能型居宅介護の

- ・ 利用者のサービス提供に影響を及ぼさない範囲で、障害児（者）が利用すること
- ・ 登録定員が25人（通い15人、宿泊9人）を超えないこと
- ・ 居間、食堂、宿泊室等の面積など基準を満たしていること
- ・ 利用者数と障害児（者）の利用者の合算数で必要な職員数を確保すること
- ・ 指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児関係施設等から技術的支援を受けること 等

認定件数

11件（平成21年3月1日現在）

< その他資料 >

(参考資料)

介護事業者への労働基準関係法令の周知徹底等について

厚生労働省労働基準局

1 介護労働者の労働条件の確保

- 介護労働者に係る労働時間、割増賃金、最低賃金等の労働基準関係法令の遵守については、特に、訪問介護労働者に係る移動時間の取扱い等に関し平成16年に労働基準局から発出された「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」の通達を中心として、これまでもその周知徹底をお願いしてきたところです。
- しかしながら、全国の労働基準監督機関において、平成19年に介護事業者を含む社会福祉施設3,075事業場に対して監督指導を実施したところ、このうち2,307事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められ、違反率は75.0%（全業種の違反率67.9%）でした。特に労働時間、割増賃金、就業規則に関する違反率が高く、依然として労働基準関係法令の遵守について問題がある事業者が多くみられます。
- 法定労働条件の確保は、安定的な事業運営や人材確保の観点からも重要な課題です。
障害保健福祉事業を所管される都道府県等におかれましても、改めて法定労働条件の確保について、周知徹底をお願いします。
- 周知徹底に際し、各都道府県等で開催する事業者等に対する説明会等において、都道府県労働局に働きかけ労働局の担当官から労働基準関係法令の遵守のための説明を行う時間等を設けること等により効率よく周知を図ることも有効ですので、積極的な取組をお願いします。
なお、法令遵守に係る説明等の協力については、都道府県労働局にもすでに指示しているところです。
- また、今後、都道府県労働局から、労働基準関係法令の内容に係るパンフレット等の資料について、適宜情報提供がなされる予定ですので、これも活用し、事業者における法定労働条件の確保についての周知徹底をお願いします。

2 障害者である労働者の労働条件の確保

- 都道府県等において、障害者である労働者に関しその労働条件の履行確保上の問題がある事案を把握された場合には、労働基準監督署等に適宜の方法により速やかに情報提供くださいますよう、お願いします。

訪問介護労働者の 法定労働条件の確保のために



-132-

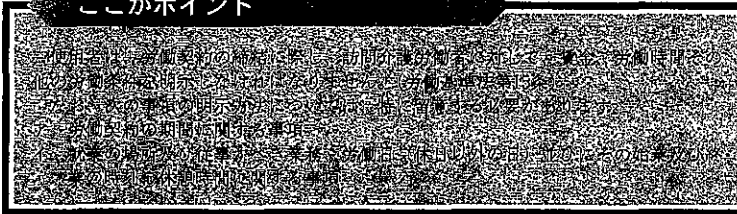


厚生労働省労働基準局
都道府県労働局 労働基準監督署

訪問介護労働者の法定労働条件を適正に確保するためのポイント

1 労働条件の明示について

ここがポイント



「労働条件明示の際の「労働契約の期間」の明示方法

「労働契約の期間」に関する事項については、

- ①労働契約の期間の定めの有無
- ②期間の定めのある労働契約の場合はその期間^(※)を、明確に定めること。

※ 期間の定めのある労働契約（「有期労働契約」ともいいます。）を締結する場合は、「有期労働契約の締結、更新及び廃止に関する基準」（平成15年厚生労働省告示第357号）の定めるところにより行ってください。

ひと得情報

○「有期労働契約の締結、更新及び廃止に関する基準」とは

有期労働契約については、契約更新の繰り返しにより、一定期間雇用を継続したにもかかわらず、突然、契約更新をせずに期間満了をもって退職させるなどの、いわゆる「廃止め」をめぐるトラブルが大きな問題となっています。本基準はこのようなトラブルの防止を図るために使用者が講ずるべき措置について定めたものです。

労働条件明示の際の「就業の場所及び従事すべき業務等」の明示方法

非定型的な「下タイムヘルパー」（派遣記事②③参照）の「就業の場所及び従事すべき業務等」が一定期間ごとに作成される勤務表により特定される場合などについては、③について、労働条件明示の際に明示すべき事項が拡大となる場合。

- ① 就業の場所及び従事すべき業務
- ② 労働日（休日以外の日）並びにその始業及び終業の時刻
- ③ 休憩時間

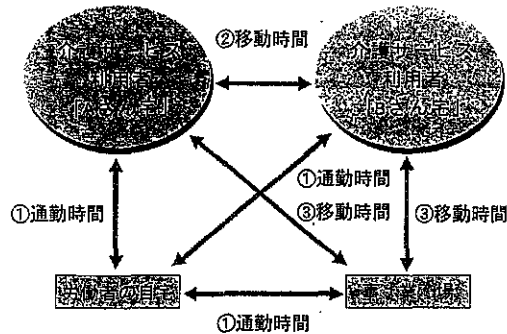


なお、労働条件明示のためのモデル様式として、労働条件通知書がパンフレット13頁に示されておりますので、参考にしてください。

労働時間及びその把握について

ここがポイント

訪問介護の業務に従事する時間と移動時間、業務報告書等の作成時間、待機時間及び移動時間等については、場合によっては労働時間として使用者に通知する必要がある。



ケースA
労働時間（休憩時間を除く。）
このケースでは、Aさん宅での介護サービス開始時刻から、Bさん宅での介護サービス終了時刻までの時間のうち、休憩時間を除いたものが労働時間となります。

ケースB
労働時間
このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間、Bさん宅への移動時間及びBさん宅での介護サービス提供時間が労働時間となります。移動時間はBさん宅への移動に要した時間であり、それ以外の「空き時間」については、その時間には業務に就く必要がなく、労働者に自由利用が保障されている限り、労働時間として取り扱う必要はありません（Aさん宅での介護サービス終了時刻からBさん宅での介護サービス開始時刻までの時間すべてを労働時間として取り扱う必要はありません）。

ケースC
労働時間
このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間のみが労働時間となります。

Q1 訪問介護の業務に従事した時間に対して支払う賃金額と、移動時間に対して支払う賃金額は、異なってよいですか。

A1 訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金額を下回らない範囲であれば、労使の話し合いによって決定することは差し支えありません（通達記の2の(4)のイ）。

業務報告書等の作成時間

業務報告書等の作成時間は、訪問介護の業務に従事する時間と移動時間、待機時間等とは異なり、労働時間として使用者に通知する必要がある。

待機時間

待機時間は、訪問介護の業務に従事する時間と移動時間、移動時間等とは異なり、労働時間として使用者に通知する必要がある。

移動時間

移動時間は、訪問介護の業務に従事する時間と移動時間、待機時間等とは異なり、労働時間として使用者に通知する必要がある。

労働時間

労働時間は、訪問介護の業務に従事する時間と移動時間、待機時間等とは異なり、労働時間として使用者に通知する必要がある。

Q2 当社A事業場では、過去3ヶ月間にわたり移動時間を把握した結果、特別の事情がない限り、1回当たりの移動時間が16分を上回らないことが判明しました。そこで、A事業場においては、移動時間を16分と定め、移動1回当たり15分に相当する賃金を支払うこととし、15分を超えた場合には、超過した時間分の賃金を追加して支払うことを検討していますが、可能ですか。

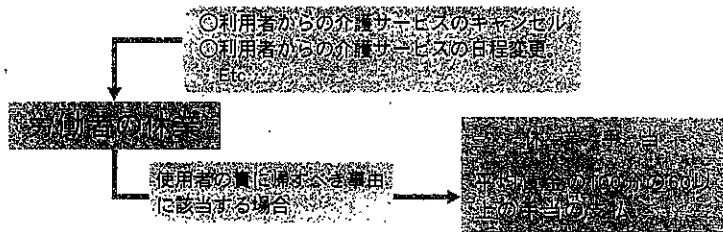
A2 移動時間を含め労働時間を適切に管理することは使用者の責務であり、移動に要した時間を確認し、記録する必要があります。移動に係る賃金は、このようにして把握した労働時間に基づき算定するのが基本となります。
ご質問のように、事務処理の簡素化のため移動に係る賃金を定額制とすることは、実労働時間に基づき支払うべき賃金が定額を超える場合に超過分を支払うのであれば、労働者に不利益とはなりませんので、可能と考えられます。この場合、雇入通知書や就業規則でその旨を明示する必要があります。なお、定額制をとりいれても労働時間の把握は必要であるとともに、超過分を支払わないことは賃金の一部不払となることに留意してください。

III

休業手当について

ここがポイント

休業手当の算定は、労働者の休業期間中の賃金を基礎として算定される。休業期間とは、労働者が労働しなかつた期間を指す。休業期間中の賃金は、労働者が休業期間中に受けるべき賃金を指す。



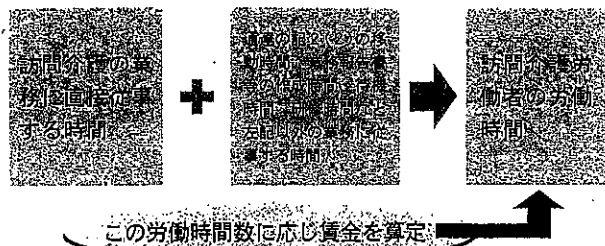
IV

賃金の算定について

ここがポイント

賃金の算定は、労働者の労働時間に基づき算定される。労働時間は、労働者が労働しなかつた期間を除いた期間を指す。労働時間に基づき算定される賃金は、労働者が労働しなかつた期間を除いた期間に相当する賃金を指す。

賃金の算定の基礎となる労働時間



賃金と最低賃金額との比較方法

$$\frac{\text{労働者の賃金}}{\left[\begin{array}{l} \text{日・週・月によつて定められた賃金} \\ \text{当該期間における所定労働時間数} \\ \text{<日・週・月によつて所定労働時間数が異なる場合には、それを1週間・1週間又は1年間の平均所定労働時間数} \end{array} \right]} \geq \text{最低賃金額}$$

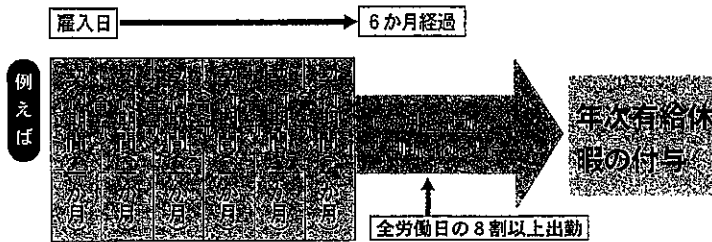
V

年次有給休暇の付与について

ここがポイント

年次有給休暇の付与は、労働者が労働しなかつた期間を除いた期間に基づき算定される。労働時間は、労働者が労働しなかつた期間を除いた期間を指す。労働時間に基づき算定される年次有給休暇の付与は、労働者が労働しなかつた期間を除いた期間に相当する年次有給休暇の日数を指す。

年次有給休暇の付与の要件



※ 「継続勤務」とは在籍期間を意味し、継続勤務かどうかについては、勤務の実態に即し実質的に判断すべきものです。

所定労働日数が少ない労働者に対する年次有給休暇の付与日数(比例付与)

所定労働日数が少ない訪問介護労働者に対して付与される年次有給休暇日数は、次頁のとおり、原則として基準日において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数です。

なお、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えありません。したがって、この場合には、雇入れの日から起算して6か月経過後に付与される年次有給休暇の日数について、過去6か月の労働日数の実績を2倍したものを「1年間の所定労働日数」とみなして判断して差し支えありません。

○年次有給休暇の比例付与日数

所定労働時間	1年間の所定労働日数の1/20以上の期間に労働日数が不足する日数	労働期間						
		6か月未満	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年以上	
30時間以上		10日	11日	12日	14日	15日	18日	20日
20時間以上	19日から21日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	1日から18日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	7日から20日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日から7日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

VII

就業規則の作成及び周知について

ここがポイント

短時間労働者である訪問介護労働者についても、就業規則の作成要件である「常時10人以上の労働者」に含まれます。

また、就業規則については、常時事業場内の各作業場ごとに掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知する必要があります。なお、事業場等に赴く機会が少ない訪問介護労働者に対する周知については、書面を交付することによる方法を講ずることが望ましいでしょう。

○短時間労働者とは

「短時間労働者」とは1週間の所定労働時間が同一の事業場に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い労働者のことをいいます（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条）。

なお、訪問介護事業においては、個々の利用者からの訪問介護の申込に応じ、月、週又は日の所定労働時間が月ごと等の勤務表により非定型的に特定される訪問介護労働者がいますが、一般的に所定労働時間が通常の労働者に比し短いため、その多くは短時間労働者と考えられます。

VII

労働者名簿、賃金台帳の調製及びその保存について

ここがポイント

訪問介護労働者の雇入れの日から起算して3年以内の保存期間が定められています（労働安全衛生法第59条）。

労働者名簿

- 記載事項
労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等

賃金台帳

- 記載事項
労働者の氏名、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額等



VIII

安全衛生の確保について

ここがポイント

訪問介護労働者の雇入れ時などには、安全衛生教育を実施することが求められています（労働安全衛生法第59条）。

- イ 訪問介護労働者に対し雇入れ時及び1年以内ごとに1回健康診断を実施しなければなりません。(労働安全衛生法第66条)
- ウ 事業場の規模に応じた安全衛生管理体制を確立しなければなりません。(労働安全衛生法第12条等)

安全衛生教育

労働者に対して、雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育を実施しなければなりません。

特に、訪問介護労働者に対する安全衛生教育の実施に当たっては、訪問介護関係業務の実態を踏まえて、腰痛をはじめとした当該業務に関連して発生するおそれのある疾病の原因及び予防、交通災害の防止に関する項目等を盛り込むよう配慮することが望ましいでしょう。

(参考)

- 交通労働災害防止のためのガイドライン (平成20年4月3日付け基発第0403001号)
- 職場における腰痛予防対策指針 (平成6年9月6日付け基発第547号)

健康診断

「常時使用する労働者」に対して、雇入れ時及び1年以内ごとに1回(深夜業等の特定業務に常時従事する労働者については6か月以内ごとに1回)、定期に健康診断を実施しなければなりません。

なお、健康診断の実施は法で定められたものである以上、その実施に要した費用を労働者に負担させることはできません。

安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法の定めるところにより、下欄のとおり事業場規模に応じて衛生管理者、衛生推進者、産業医を選任するとともに、衛生委員会を設置し、労働者の健康障害の防止に関する対策を検討するなど安全衛生管理体制を確立しなければなりません。

○衛生管理者等の選任・設置が必要な事業場の規模(「訪問介護事業(日本標準産業分類8544)」)

衛生管理者の選任	労働者数50人以上の事業場
衛生推進者の選任	労働者数10人以上49人以下の事業場
産業医の選任	労働者数50人以上の事業場
衛生委員会の設置	労働者数50人以上の事業場

※ 上欄で示した労働者数は、常時使用する労働者数であり、繁忙期などにおいて臨時に雇い入れる労働者は含まれませんが、短時間労働者であっても常時使用する場合には、労働者数に含まれます。

○短時間労働者は健康診断を実施しなければならないか。

「短時間労働者」であっても、①期間の定めのない労働契約により使用されるもの(期間の定めのある労働契約により使用されるものであって、当該契約期間が1年以上であるもの並びに契約の更新により1年以上使用されることが予定されている者及び当該契約の更新により1年以上引き続き使用されている者を含む。)であって、②その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であるものは労働安全衛生法に定める健康診断を実施しなければなりません。

なお、所定労働時間数が4分の3未満であっても、訪問介護労働者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う観点からも健康診断を実施することが望ましいでしょう。

IX 労働保険の手続について

ここがポイント

雇用者(訪問介護労働者)を含む労働者一人でも雇っていれば、その事業場は労働保険の適用事業場となりますので、労働保険料を納付する必要があります。

労働保険とは労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます。)と雇用保険の総称です。訪問介護労働者を含め労働者を一人でも雇っていれば、その事業場は労働保険の適用事業場となりますので、労働保険料を納付する必要があります。

労働保険

労災保険とは	雇用保険とは
<p>労災保険とは、労働者が業務上の事由または通勤により負傷等を被った場合等に、被災した当該労働者や遺族を保護するため必要な保険給付等を行うものです。(労働者災害補償保険法第1条)</p> <p><労災保険の対象となる労働者> 労働契約の期間や労働時間の長短にかかわらず、全ての労働者が対象となります。</p>	<p>雇用保険とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付等を行うものです。(雇用保険法第1条)</p> <p><雇用保険の対象となる労働者> 1週間の所定労働時間が事業場の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同様の労働者については、原則として、労働契約の期間にかかわらず、対象となります。 また、短時間労働者(1週間の所定労働時間が事業場の通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短く、かつ、40時間未満のもの)については、次のいずれにも該当する場合に対象となります。 ア 1週間の所定労働時間が20時間以上であること イ 反復して就労(具体的には、1年以上引き続き雇用されることが見込まれる場合)する者であること</p>